

# 習志野市教育委員会第8回定例会

日時:令和5年8月23日(水)13時30分

場所:市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
※(1) 臨時代理の報告について 【工事請負契約の締結について(第一中学校長寿命化改修工事)】	(教育総務課) 9
※(2) 臨時代理の報告について 【工事請負契約の変更について(大久保小学校校舎改築工事)】	(教育総務課) 10
※(3) 臨時代理の報告について 【工事請負契約の変更について(第二中学校校舎改築工事)】	(教育総務課) 11
※(4) 臨時代理の報告について 【工事請負契約の変更について(向山小学校長寿命化改修工事(建築工事))】	(教育総務課) 12
(5) 習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について	(学校教育課) 1
(6) 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について	(学校教育課) 2
(7) 児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について	(学校教育課・指導課) 3
(8) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について	(社会教育課) 4
※(9) 臨時代理の報告について(職員の懲戒処分について)	(教育総務課) 14
3 議決事項	
議案第22号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	(教育総務課) 5
議案第23号 習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程の制定について	(教育総務課) 6
議案第24号 令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項について	(学校教育課) 7
4 協議事項	
※協議第1号 習志野高校応援基金条例の制定について	(学校教育課) 13
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について 令和5年9月27日(水)午後1時30分	8
5 その他	

※は非公開の見込み

【報告事項(1)ないし(4)及び(9)並びに協議第1号については非公開の見込み】

報告事項(1)【非公開予定】

臨時代理の報告について

【工事請負契約の締結について(第一中学校長寿命化改修工事)】

・第一中学校長寿命化改修工事(建築工事)、第一中学校長寿命化改修工事(電気設備工事)、第一中学校長寿命化改修工事(機械設備工事)の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(2)【非公開予定】

臨時代理の報告について

【工事請負契約の変更について(大久保小学校校舎改築工事)】

・大久保小学校校舎改築工事(建築工事)、大久保小学校校舎改築工事(電気設備工事)、大久保小学校校舎改築工事(空気調和設備工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

臨時代理の報告について

【工事請負契約の変更について(第二中学校校舎改築工事)】

・第二中学校校舎改築他工事(建築工事)、第二中学校校舎改築他工事(電気設備工事)、第二中学校校舎改築工事(空気調和設備工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(4)【非公開予定】

臨時代理の報告について

【工事請負契約の変更について(向山小学校長寿命化改修工事(建築工事))】

・向山小学校長寿命化改修工事(建築工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

報告事項(5)

習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について

・習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について、報告するものです。

報告事項(6)

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について

・教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について、報告するものです。

報告事項(7)

児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について

・児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について、報告するものです。

報告事項(8)

生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

・生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、報告するものです。

報告事項(9)【非公開予定】

臨時代理の報告について(職員の懲戒処分について)

・職員の懲戒処分について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、報告するものです。

議案第22号

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民へ公表するものです。

議案第23号

習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程の制定について

・心身の健康問題で休業している職員が円滑に職場復帰し、業務が継続できるように、具体的な手続き、市教育委員会が講ずべき措置等を適切にかつ有効に実施するために制定するものです。

議案第24号

令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

・習志野市立幼稚園管理規則の規定により、令和6年度習志野市立幼稚園の園児募集方法等について、定めるものです。

協議第1号【非公開予定】

習志野高校応援基金条例の制定について

・習志野高校応援基金条例の制定について、協議するものです。

## 報告事項(1)

### 臨時代理の報告について

#### 【工事請負契約の締結について(第一中学校長寿命化改修工事)】

第一中学校長寿命化改修工事(建築工事)、第一中学校長寿命化改修工事(電気設備工事)、第一中学校長寿命化改修工事(機械設備工事)の工事請負契約の締結を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

工事請負契約の締結について（第一中学校長寿命化改修工事（建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第一中学校長寿命化改修工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 12億7380万円（税込み）
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3  
新日本建設株式会社

工事請負契約の締結について（第一中学校長寿命化改修工事（電気設備工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第一中学校長寿命化改修工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 2億6676万3200円（税込み）
- 4 契約の相手方 市原市八幡北町一丁目11番地4  
大崎電設株式会社

工事請負契約の締結について（第一中学校長寿命化改修工事（機械設備工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第一中学校長寿命化改修工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 3億4637万9000円（税込み）
- 4 契約の相手方 習志野市実籾二丁目41番21号  
株式会社サクラ設備

# ○第一中学校長寿命化改修について（事業概要）

## 【長寿命化改修とは】

既存建物の構造躯体のコンクリート圧縮試験結果が20N/㎡以上であり、建築後40年以上経過している老朽化した学校施設を更に30年以上使用できるようにするための改修です。改築（建替え）と異なり、構造躯体は補修して残し、それ以外は全面的に改修します。構造躯体を再利用するとともに、旧校舎の解体が不要になることで、工事費の大幅な削減につながります。

## 【工事期間】

令和5年（2023年）10月より、A-2棟⇒A-1棟⇒B棟⇒屋内運動場の順で、棟ごとに工事を行い、令和7年（2025年）3月までに工事が完了する予定です。

### 1. 全体計画概要

令和5年10月～令和7年 1月（約16ヶ月） 校舎改修  
 令和5年11月～令和6年 5月（約7ヶ月） プール改修  
 令和6年 8月～令和7年 3月（約8ヶ月） 屋内運動場改修  
 →※屋内運動場のアリーナについては、令和6年12月に完了予定

### 2. 配置計画（一時校舎含む）

普通教室42（本校舎：26 一時校舎：16）  
 特別教室11（図書室、理科室2、調理室、被服室、美術室2、音楽室2、技術室2（金工室、木工室））  
 管理諸室（職員室、校長室、事務室、保健室、会議室、放送室等）  
 給食室、屋内運動場、プール

### 3. 工事内容

- ・防水改修（屋上のシート防水等）
- ・外壁改修（外壁の補修等）
- ・建具改修（教室と廊下の間仕切り、教室内ロッカー等の更新・新設、窓サッシの交換等）
- ・内装改修（床・天井の改修、内壁の補修、照明のLED化、黒板の更新等）
- ・塗装改修（外壁や内壁の塗装等）
- ・躯体改修（基礎、柱、梁等の補修）
- ・ライフライン改修（電気・ガス・上下水道）
- ・エレベーター新設
- ・空調機の更新、新設（一部再利用）
- ・屋内運動場改修（屋根、天井、床、壁、ステージ、照明のLED化、緞帳等）
- ・プール改修（プール函体、付属棟、器具類更新等）

### 4. 事業費

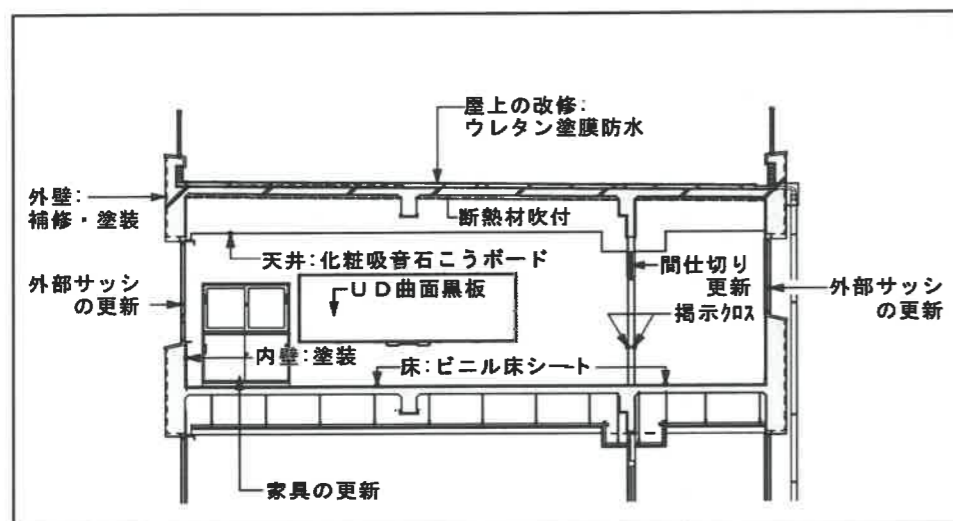
令和5年度～6年度の継続費

単位：千円

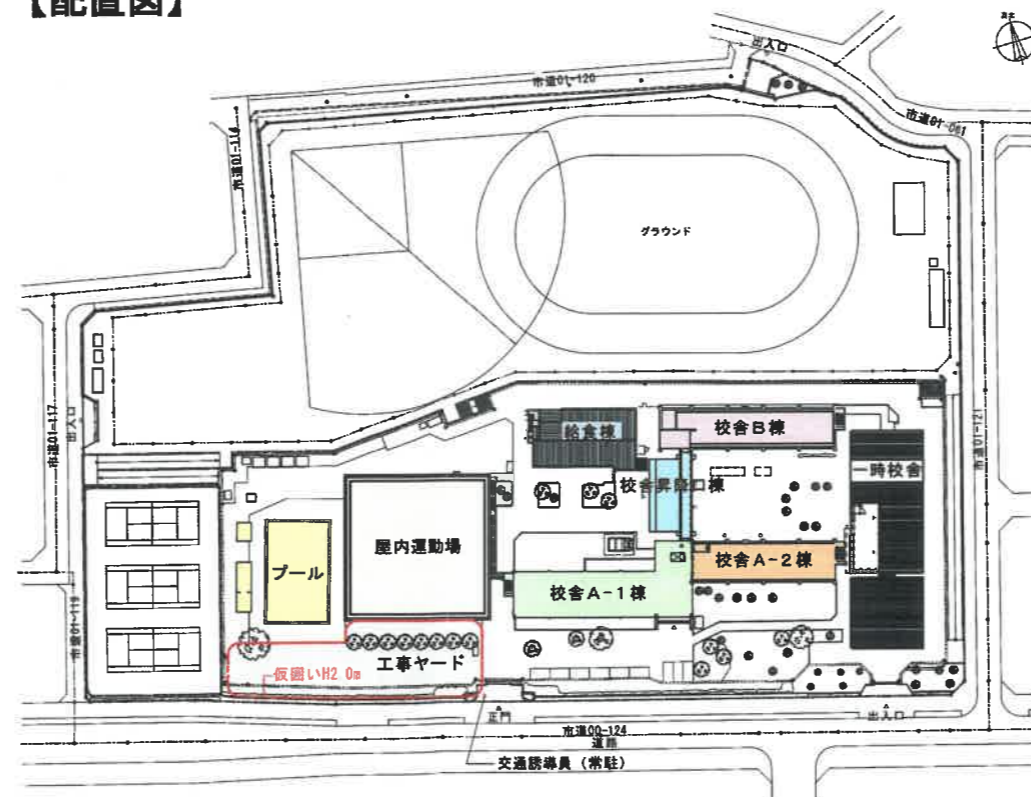
令和5年度	令和6年度	合計
325,120	1,912,403	2,237,523

※その他、事前工事、不要備品廃棄費等については、必要年度に別途予算措置を行う。

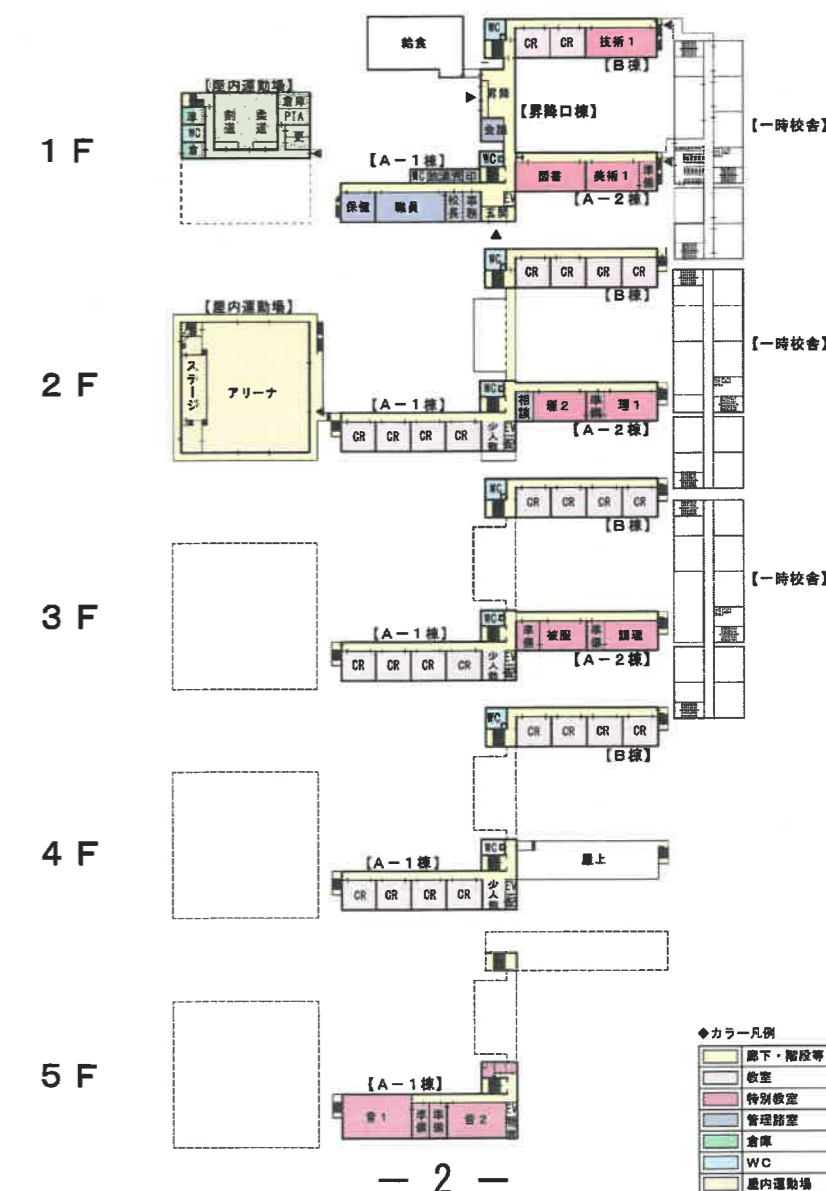
### 【工事概要図】



### 【配置図】



### 【平面図】



### 【工程表】

年・月・日	令和6年度												令和7年度											
	2023年9月	10月	11月	12月	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(2025年)1月	2月	3月	4月				
校舎 A-1 棟																								
校舎 A-2 棟																								
校舎 B 棟																								
校舎 昇降口棟																								
屋内運動場																								
外構・その他																								

凡例 □□□□ 準備工事

## 報告事項(2)

臨時代理の報告について

【工事請負契約の変更について(大久保小学校校舎改築工事)】

大久保小学校校舎改築工事(建築工事)、大久保小学校校舎改築工事(電気設備工事)、大久保小学校校舎改築工事(空気調和設備工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

工事請負契約の変更について（大久保小学校校舎改築工事（建築工事））

令和4年第3回定例会において議決を得て、大日本土木株式会社 千葉支店と締結した大久保小学校校舎改築工事（建築工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

（税込み）

変更前	変更後
18億400万円	19億1,981万4,600円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

工事請負契約の変更について（大久保小学校校舎改築工事（電気設備工事））

令和4年第3回定例会において議決を得て、浦安電設株式会社と締結した大久保小学校校舎改築工事（電気設備工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

（税込み）

変更前	変更後
2億2,011万円	2億3,126万7,300円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

工事請負契約の変更について（大久保小学校校舎改築工事（空気調和設備工事））

令和4年第3回定例会において議決を得て、株式会社習志野工業と締結した大久保小学校校舎改築工事（空気調和設備工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

（税込み）

変更前	変更後
2億5,179万円	2億6,859万3,600円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。



## 報告事項(3)

### 臨時代理の報告について

#### 【工事請負契約の変更について(第二中学校校舎改築工事)】

第二中学校校舎改築他工事(建築工事)、第二中学校校舎改築他工事(電気設備工事)、第二中学校校舎改築工事(空気調和設備工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

工事請負契約の変更について（第二中学校校舎改築他工事（建築工事））

令和4年第4回定例会において議決を得て、松井建設株式会社 東関東営業所と締結した第二中学校校舎改築他工事（建築工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。  
(税込み)

変更前	変更後
21億8,570万円	23億970万8,500円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

工事請負契約の変更について（第二中学校校舎改築他工事（電気設備工事））

令和4年第4回定例会において議決を得て、株式会社ナラデンと締結した第二中学校校舎改築他工事（電気設備工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。  
(税込み)

変更前	変更後
2億7,131万7,200円	2億8,550万3,900円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

工事請負契約の変更について（第二中学校校舎改築工事（空気調和設備工事））

令和4年第4回定例会において議決を得て、豊栄工業株式会社と締結した第二中学校校舎改築工事（空気調和設備工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。  
(税込み)

変更前	変更後
2億3,210万円	2億4,921万1,600円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

## 報告事項(4)

臨時代理の報告について

【工事請負契約の変更について(向山小学校長寿命化改修工事(建築工事))】

向山小学校長寿命化改修工事(建築工事)の工事請負契約の変更を市長に申し入れることについて、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

工事請負契約の変更について（向山小学校長寿命化改修工事（建築工事））

令和4年第3回定例会において議決を得て、株式会社ナカムラと締結した向山小学校長寿命化改修工事（建築工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

（税込み）

変更前	変更後
7億3,552万1,600円	7億7,596万8,600円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

報告事項(5)

習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について

習志野市立習志野高等学校に係る入試改善について、別紙のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

## 習志野高等学校に係る入試改善（デジタル採点システム導入）について

令和5年8月23日

学校教育課 教育委員会会議資料

### 1. 概要

令和5年度千葉県高等学校入学者選抜で発生した採点ミスの問題を受け、千葉県教育委員会は以下の改善策を示した。習志野高等学校においてはこれにならない、デジタル採点システムを導入し適正、適確な採点システムを構築する。

#### 令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜の改善策

- 【改善策1】学力検査問題の解答方法は、短答を含む記述式（以下、記述式という。）とマークシート式の併用型とする。
- 【改善策2】記述式部分の採点は、デジタル採点システムにより、別の採点者がそれぞれ採点を行った後、結果を突き合せて確認を行う。
- 【改善策3】合否のボーダーライン付近の答案点検を実施する。
- 【改善策4】採点・点検を行うための臨時休業日を追加で設定できるようにする。
- 【改善策5】採点・点検は、原則として全ての学校において同一の方法で行う。

### 2. デジタル採点システム採点の手順

- ① 専用機で答案を読み取る。（記述とマークを同時に読み取り可能）
- ② ホストPCに保存する。
- ③ 選択問題はマークシートのため、読み取ったデータを自動採点。
- ④ 記述問題は異なる担当が2系統に分かれPC画面を用い採点する。
- ⑤ 2系統で行った採点データを自動で突合する。
- ⑥ ③⑤の結果を合計する。

※詳細はP2参照。

### 3. 令和5年度必要経費見込（令和6年度入学者選抜対応分として）

○県への負担金見込（県が未契約のため概算）

デジタル採点システムリース料分担金	67,598円
（令和5年12月～令和6年3月 全県でのリース料8,585,051円÷公立高校127校）	
採点用パソコン（21台）リース料	405,496円
研修・ソフトウェア等運用委託費	100,393円
合計	573,487円

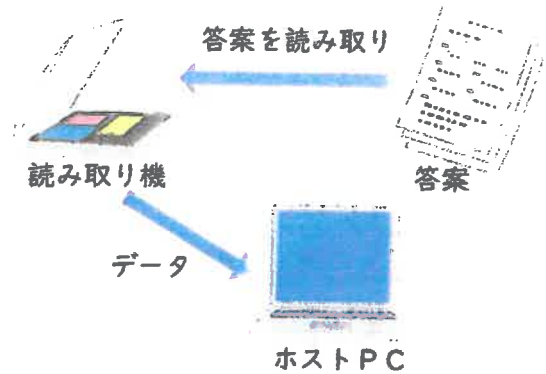
※今後12月補正で対応・協議を予定

## デジタル採点システムのイメージについて

### 1 読み取り

専用機で答案を読み取る。(記述とマークを同時に読み取り可能)

短答を含む記述式部分は、画像としてホストPCに保存する。選択問題部分は、マークシートのため、読み取ったデータをホストPCに保存すると同時に自動採点され、得点も集計される。

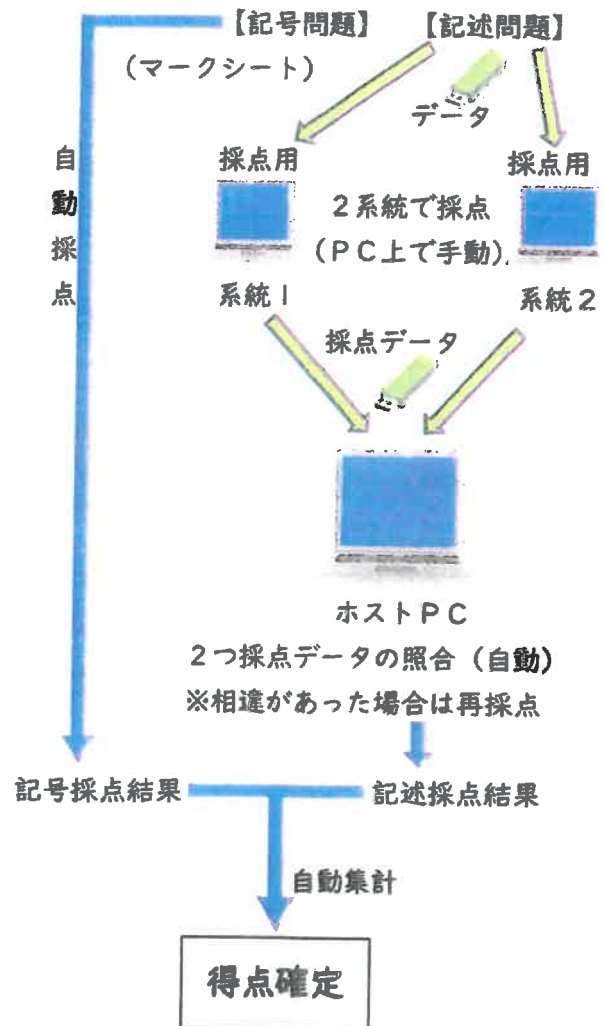


### 2 採点 (記述式部分)

各教科で担当する問題を決め、担当者がそれぞれPCの画面上で採点を行う。

基本的に○か×を付けていく。部分点のある問題の対応も可能で、採点と同時に得点が自動集計される。配点は事前に県教委で入力しておくことができる。

この採点を完全に分離した2システムで行う。同一の担当者が、システム1とシステム2の同一問題を担当することはないようにする。



### 3 点検

2システムで行った採点データをホストPCに取り込み、2つの採点データを自動で突き合わせる(照合させる)。相違があった場合、採点者2名による再採点を行う。マークシートの塗りつぶしミス等の確認を行う。

### 4 記号問題と記述式問題の採点結果を集計し、得点を確定させる。

#### 【採点画面例】

① 正答と受検者の解答とを並べて採点

正答	まね (いご)	まね (いご)	解答
----	------------	------------	----

② 複数の解答を同一画面上に並べて採点

正答	まね (いご)	まね (いご)	まね (いご)	解答
----	------------	------------	------------	----

報告事項(6)

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について

教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応について、別紙のとおり報告する。

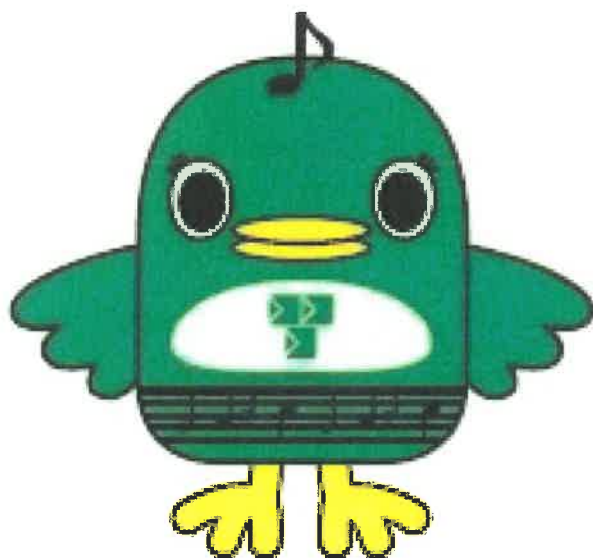
令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆



**習志野市**  
**教職員による児童生徒への**  
**性暴力等発生時の対応マニュアル**



令和5年8月

習志野市教育委員会

## 1 はじめに

教職員による児童生徒に対する性暴力等により、当該児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、その心身に対して重大な悪影響を及ぼすことは、決してあってはならないことである。しかしながら、全国的に児童生徒への性暴力等に当たる行為により、懲戒処分を受ける教職員が後を絶たない。

この性暴力等から児童生徒を守るために、早期発見及び適切な対応ができる体制を整えることが必要不可欠である。

そこで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文科科学大臣決定）を基に、学校において性暴力等の被害が発生した、もしくはその疑いがある場合の対応等について以下のとおり示す。

## 2 性暴力等の定義

児童生徒への性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年4月1日施行。以下「法」という。）において以下のように定義されている。

- (1) 児童生徒等に性交等をする事又はさせること
- (2) 児童生徒等にわいせつな行為をする事又はさせること
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等をする事
- (4) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせる以下の行為
  - ①衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位、その他の身体の一部に触れること
  - ②通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- (5) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものをする事

これらの性暴力等については、児童生徒の同意や暴行・脅迫等の有無を問うものではなく、刑事罰が科されなかった行為も該当し得る。

## 3 性暴力等発生（疑いを含む）時の対応

性暴力等が発生（発覚）した際は、別紙「性暴力等発生時対応フロー」を参照し、被害児童生徒と加害者を分離するなど迅速に対応する。

対応フロー中、実線で示しているのが、基本的な対応となり、性暴力等発生（疑いを含む）を確認した場合、速やかに管理職から教育委員会性暴力等対応窓口（以下「性暴力等対応窓口」という。）に報告を行うこととする。

しかしながら、緊急性が高い場合や、対象となった被害児童生徒や加害者が誰なのかにより、点線のように、報告や通報順が前後する場合もあり得るため、状況に応じて柔軟な対応を行う必要がある。

#### 4 性暴力等の被害発生時の対応について

##### (1) 性暴力等の被害（疑いを含む）発覚

- ・被害児童生徒が安心して話せる場所、環境で聴くようにして、原則として複数の教職員で対応する。
- ・聴き取りの内容としては、「誰に何をされたか」を基本とし、児童生徒の負担を軽減するために、詳細を聴き取ることはできるだけ避ける。（状況により、司法面接的手法による聴き取りを依頼する）
- ・傷ついている気持ちに寄り添って、基本的には聞き役に徹する。

##### (2) 相談を受けた職員

- ・原則として、相談内容を速やかに管理職に報告する。（法第18条第1項）  
加えて、児童生徒から相談を受けた日時やその内容について記録に残す。
- ・緊急性や事件性の高い場合や管理職が関係する場合などについては、直接警察への通報や、性暴力等対応窓口への報告を行うことも考えられる。  
（法第18条第2項、第3項）

※事実の確認ができていなくても疑いの時点で迅速に対応する。

##### (3) 管理職

- ・報告を受けた管理職は、速やかに性暴力対応窓口へ報告する。  
（法第18条第4項）
- ・被害児童生徒と加害者を分離し、当該児童生徒を保護する。  
（法第18条第6項）
- ・「校内対応・支援チーム」を設置・召集し、児童生徒及び保護者の支援と学校内での調査を実施する。
- ・保護者への連絡、情報共有を行う。
- ・京葉地区少年センター等、他機関との連携を行い、被害児童生徒及び保護者に対する支援を行う。（法第20条第1項、第2項）

##### (4) 校内対応・支援チーム

###### ①設置・召集

原則として校長（管理職）が設置・召集し、性暴力等被害を受けた児童生徒の保護・支援と学校内での調査及び関係機関との連絡・調整等を行う。

## ②構成メンバー

チームの構成メンバーは、被害児童と加害者が誰であるか等、状況に応じて設定する。

(構成メンバー例)

- ・校長 ・教頭 ・セクハラ相談窓口担当 ・スクールカウンセラー
- ・担任 ・学年主任 ・養護教諭 ・生徒指導担当 等

## ③役割

### ア 児童生徒及び保護者の保護・支援

- ・被害児童生徒と加害者の分離
- ・被害児童生徒や保護者の心理面のケアや学校生活の保障等
- ・被害児童生徒以外の児童生徒や保護者への説明や心理面のケア等

### イ 学校内での調査

- ・教育委員会性暴力等対応窓口と連携し、必要な情報を収集し、事実確認の調査を行う。
- ・警察や教育委員会の捜査や調査への協力を行う。

### ウ 関係機関との連携

- ・教育委員会性暴力対応窓口との連携
- ・警察（京葉地区少年センター）や弁護士、臨床心理士等、専門家との連携
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携、児童相談所との連携、児童生徒本人や保護者への紹介

### エ 第三者による事実確認の調査チーム（外部専門家）による調査

（市立高等学校については、別途組織を編成し対応する。）

- ・被害児童生徒へのききとり・支援  
公認心理士等、県教育委員会（子どもと親のサポートセンター職員等）
- ・加害職員等への聴取  
弁護士、県教育委員会（教職員課または教育総務課）

## (5) 教育委員会

### ①事実関係の確認・調査

- ・被害児童生徒や加害者への聴き取りを行うなどして、事実確認に必要な調査を行う。その際、児童生徒の負担を軽減する観点から聴取方法や時期、回数について留意が必要であり、調査を実施する際には、早期から警察とも連携し、弁護士、臨床心理士等専門家の協力を得つつ、慎重に実施する。（法第19条第1項、第2項）

②被害児童生徒・保護者の保護・支援

- ・スクールカウンセラーや臨床心理士、警察OB等、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、学校と連携して被害児童生徒の保護及び支援、並びにその保護者に対する支援を継続的に行う。

(法第20条第1項)

③学校への支援・教職員のケア

- ・児童生徒に対する支援・ケアに加え、学校の教育活動が円滑に継続していけるよう、学校への支援及び教職員のメンタルケアについて必要な措置を講ずる。

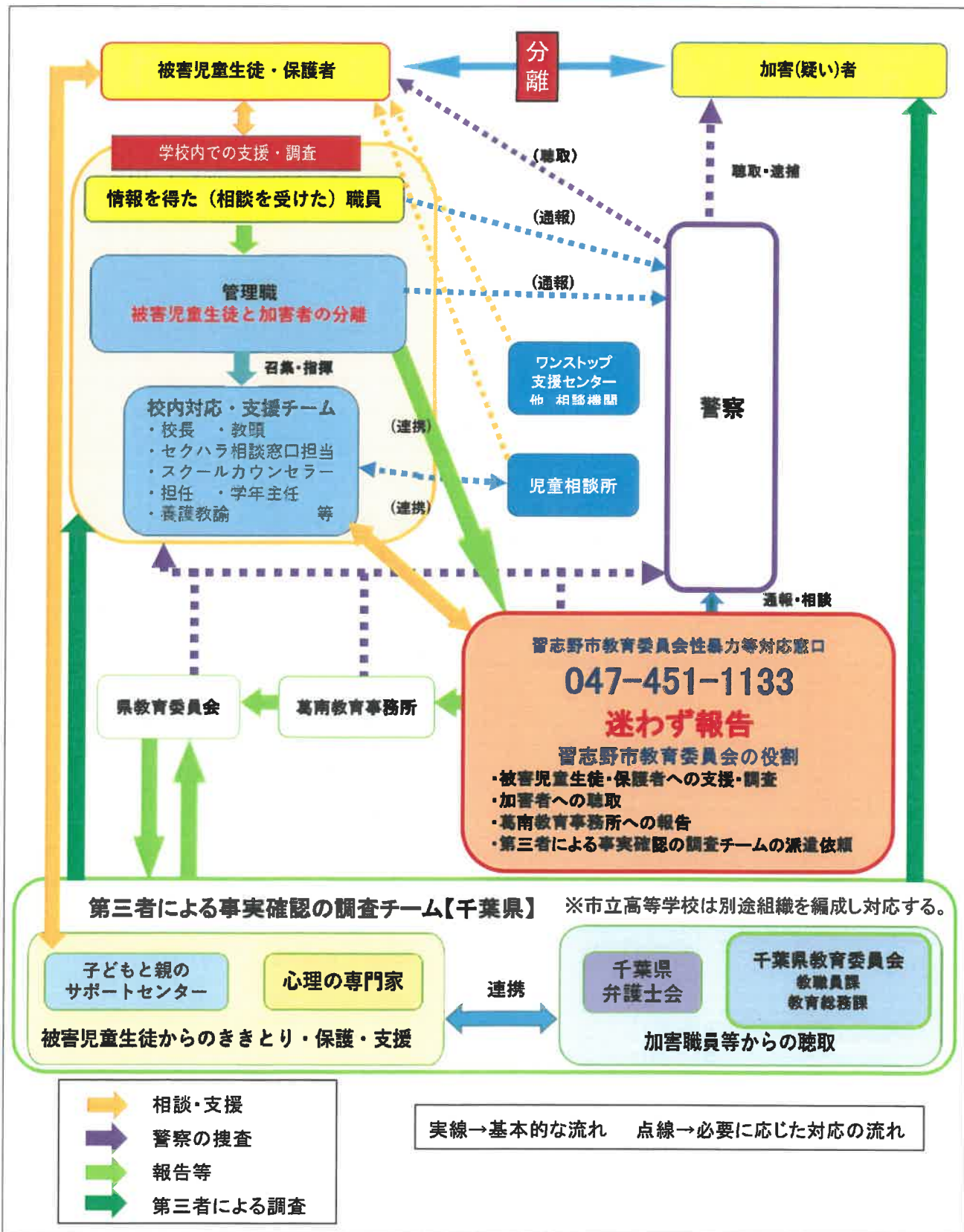
# 性暴力等発生時対応フロー

<性暴力等被害の発覚>

- ・児童生徒や保護者からの相談
- ・教職員からの報告
- ・総合教育センター等からの通報

児童生徒等からの相談

- ・簡潔に行うこと
- ・詳細の聴き取りや複数回実施することは避ける



報告事項(7)

児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について

児童生徒スポーツ・文化等の活動状況について、別紙のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

【運動部活動】

令和5年度習志野市中学校総合体育大会 結果について

市内大会（団体のみ）

令和5年7月2日（日）～7月24日（日）

種目		優勝	準優勝	3位	県大会結果
陸上	男子	六中	二中	東邦中	
	女子	東邦中	四中	二中	
	総合	東邦中	二中	六中	
体操					
水泳	男子	東邦中	二中	五中	
	女子	東邦中	六中	五中	
野球		五中	二中	一中、四中	五中：2回戦敗退
サッカー		三中	六中	一中、五中	三中：1回戦敗退
バスケットボール	男子	六中	二中	一中、五中	六中：1回戦敗退
	女子	一中	七中	三中、四中	一中：3位
バレーボール	男子	七中	二中	東邦中	七中：準優勝
	女子	三中	一中	二中、四中	三中：1回戦敗退
ソフトテニス	男子	五中A	一中A	二中A、五中B	五中：3回戦敗退
	女子	五中A	三中A	四中A、四中B	五中：2回戦敗退
ソフトボール		三中	二中	一中、六中	二中：3位 三中：2回戦敗退
卓球	男子	東邦中	一中	五中	東邦中：1回戦敗退
	女子	五中	一中	二中	五中：1回戦敗退
柔道	男子	四中	五中		四中：1回戦敗退 五中：1回戦敗退
	女子	四中			四中：2回戦敗退
剣道	男子	二中	五中	東邦中	二中：3回戦敗退 五中：1回戦敗退
	女子	四中	東邦中	五中	四中：1回戦敗退 東邦中：2回戦敗退
駅伝		10月6日（金）大会実施			



令和5年度千葉県中学校総合体育大会 結果について

令和5年7月26日(水)～7月31日(月)

県大会(団体) ベスト8以上

種目	学校名	大会結果	備考
男子ソフトテニス	第五中	ベスト8	
バスケットボール 女子	第一中	3位	
ソフトボール	第二中	3位	
バレーボール 男子	第七中	準優勝	関東大会出場

県大会(個人) ベスト8以上

種目	学校名	氏名	大会結果	備考
柔道	第四中	小川舞桜(2年)	57kg級 準優勝	関東大会出場
	第五中	小沼勝義(3年)	90kg級 3位	
陸上	第三中	山崎良輔(3年)	共通男子400m 8位	
	第四中	小寺慎之介(2年)	2年男子100m 1位	関東大会出場
		垣添愛芽(3年)	共通女子四種 3位	
水泳	第二中	川畑颯翔(2年)	男子400m 自由形 7位 男子800m 自由形 4位 400m リレー 7位	関東大会出場
	第三中	石渡心寿(3年)	女子200m 個人メドレー 5位	関東大会出場
	第五中	池田拓真(3年)	男子100m 背泳ぎ 6位 男子200m 背泳ぎ 5位 400m メドレーリレー 5位	関東大会出場
		脇坂悠生(2年)	400m リレー 7位	関東大会出場
		行武ゆりか(1年)	女子200m バタフライ 7位	
	第六中	岩田ののか(2年)	女子200m 背泳ぎ 7位	
		井上佳音(3年)	女子800m 自由形 6位	
新体操	第六中	清水優羽(3年)	個人種目 4位	関東大会出場

※水泳・陸上は、記録会等の結果で関東・全国の出場が決まるため、県総体の順位は関係ありません。

令和5年度関東中学校体育大会 結果について

令和5年8月7日(月)～8月10日(木)

関東大会 (団体)

種目	学校名	大会結果	備考
バレーボール男子	第七中	ベスト16	大会期間：8月8日(火)～ 8月10日(木) 会場：パルドラール浦安アリーナ

関東大会 (個人)

種目	学校名	氏名	大会結果	備考
柔道	第四中	小川舞桜(2年)	57kg級 ベスト8	大会期間：8月9日 (水)・10日(木) 会場：埼玉県立武道館
陸上	第四中	小寺慎之介(2年)	2年男子 100m 8位	大会期間：8月7日 (月)・8日(火) 会場：茨城県笠松運動公園 陸上競技場
水泳	第二中	川畑颯翔(2年)	男子 1500m 自由形 11位	大会期間：8月8日(火) ～8月10日(木) 会場：東京アクアティクス センター
		野中祐玖(1年)	男子 200m 自由形 37位 男子 400m 自由形 31位	
	第三中	石渡心寿(3年)	女子 200m 個人メドレー 13位 女子 100m 平泳ぎ 36位	
	第五中	池田拓真(3年)	男子 200m 背泳ぎ 16位	
		脇坂悠生(2年)	男子 100m 自由形 棄権	
新体操	第六中	清水優羽(3年)	個人種目 26位	大会期間：8月7日 (月)・8日(火) 会場：トッケイセキュリ ティ平塚総合体育館

【文化部活動】

令和5年度千葉県吹奏楽コンクール 結果について

令和5年7月22日(日)～8月11日(金・祝)

【小学校部門】 県代表校


団体名	結果	備考
東習志野小学校	金賞・県代表 (県教育長賞・朝日新聞社賞)	東関東大会 9月10日(日) 君津文化ホール
爽花小学校	金賞・県代表	東関東大会 9月10日(日) 君津文化ホール

【中学校の部A部門】

団体名	結果	備考
第四中学校	金賞・県代表	東関東大会 9月3日(日) 水戸市民会館


令和5年度 習志野高校のスポーツ・文化等の活動状況について

期日 令和5年5月11日(木)～8月12日(日)

学校	種目	大会名・受賞名(主催団体)	成績	受賞者名(学年)	インターハイ コンクール結果	
習志野高校	ボクシング部	千葉県高等学校総合体育大会 ボクシング競技学校対抗の部	団体優勝			
		千葉県高等学校総合 体育大会 ボクシング競技大会	ピン級	優勝	福留 想大(3年)	準々決勝進出
			ライトフライ級	優勝	片岡 雷斗(2年)	準優勝
			バンタム級	優勝	石田 歩(3年)	準々決勝進出
			バンタム級	準優勝	田中 龍玉(3年)	
			ライト級	優勝	野口 龍斗(3年)	1回戦 惜敗
			ライト級	準優勝	甲斐 優人(3年)	
			ライトウェルター級	優勝	佐伯 和馬(2年)	1回戦 惜敗
			ライトウェルター級	準優勝	尾形 洸侑(3年)	
			ウェルター級	優勝	中崎 太相羅(2年)	2回戦 惜敗
	ミドル級	優勝	霧岡 岳人(2年)	2回戦 惜敗		
	柔道部	千葉県高等学校総合体育大会 柔道大会 男子団体戦		3位		
		千葉県高等学校総合 体育大会千葉県予選 会柔道大会	男子73Kg級	優勝	高橋 叶(3年)	優勝 
			男子90Kg級	優勝	小川 皓太郎(1年)	2回戦 惜敗
男子体操競技部		男子団体	準優勝			
女子体操競技部	千葉県高等学校総合 体育 大会体操競技	女子団体	準優勝			
		女子個人	総合4位	藤原 みあ(3年)	個人総合 71位	
	跳馬優勝		太田 妃南(2年)			

令和5年度 習志野高校のスポーツ・文化等の活動状況について

期日 令和5年5月11日(木)～8月12日(日)

学校	種目	大会名・受賞名(主催団体)	成績	受賞者名(学年)	インターハイ コンクール結果
習志野高校	男子バレー部	千葉県高等学校総合体育大会 高等学校バレーボール大会千 葉県予選会男子	優勝		準々決勝進出
	女子バレー部	千葉県高等学校総合体育大会 高等学校バレーボール大会千 葉県予選会女子	準優勝		
	男子バスケットボール部	千葉県高等学校総合体育大会 バスケットボール大会	3位		
	ソフトボール部	千葉県高等学校総合体育大会 ソフトボール女子	準優勝		
	カヌー	カヌースラロームジャパン カップ第2戦	第2位	長洲 百香(3年)	
		カヌースラロームジュニア U23アジア選手権大会	第2位		
吹奏楽部	千葉県吹奏楽コンクール本選 大会高校生の部 A部門	県代表		東関東吹奏楽 コンクール出場決定 	

児童生徒スポーツ・  
文化等の活動状況について

中学校運動部活動における  
総合体育大会の結果について



第一中学校  
〈女子バスケットボール部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 第3位



第二中学校  
〈ソフトボール部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 第3位

第七中学校〈男子バレーボール部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 準優勝  
第58回関東中学校バレーボール大会 ベスト16





小寺慎之介 第四中学校  
〈陸上競技部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 2年男子100M 1位  
第51回関東中学校陸上競技大会 2年男子100M 8位



小川舞桜 第四中学校  
〈柔道部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 57kg級 準優勝  
第48回関東中学校柔道大会 57kg級 ベスト8



川畑颯翔 第二中学校  
〈水泳部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会男子800M 自由形4位 他  
第47回関東中学校水泳競技大会男子1500M自由形11位



野中祐玖 第二中学校  
〈水泳部〉

第47回関東中学校水泳競技大会男子400M自由形31位他





石渡心寿 第三中学校  
〈水泳部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会女子200M 個人外泳-5位 第77回千葉県中学校総合体育大会男子200M 背泳ぎ5位他  
第47回関東中学校水泳競技大会女子200M個人外泳-13位他 第47回関東中学校水泳競技大会男子200M背泳ぎ16位他



池田拓真 第五中学校  
〈水泳部〉



脇坂悠生 第五中学校  
〈水泳部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 男子400M 外泳-7位  
第47回関東中学校水泳競技大会 男子100M自由形 棄権



清水 優羽 第六中学校  
〈新体操部〉

第77回千葉県中学校総合体育大会 新体操 個人種目 4位  
第54回関東中学校新体操大会 個人種目 26位

# 千葉県吹奏楽コンクールの結果について



東習志野小学校〈吹奏楽部〉

令和5年度千葉県吹奏楽コンクール 金賞「県教育長賞・朝日新聞社賞」  
第29回東関東吹奏楽コンクール出場決定



### 実花小学校〈吹奏楽部〉

令和5年度千葉県吹奏楽コンクール 金賞 第29回東関東吹奏楽コンクール出場決定



### 第四中学校〈吹奏楽部〉

令和5年度千葉県吹奏楽コンクールA部門 金賞 第29回東関東吹奏楽コンクール出場決定

## 習志野高校 部活動の活躍

令和5年度全国高等学校総合体育大会

(インターハイ) 出場部活動

**ボクシング部・柔道部・女子体操競技部**

**男子バレーボール部**

男子バレーボール部  
千葉県高等学校総合  
体育大会優勝  
(32回目 連覇)



## 男子バレーボール部

## インターハイ結果

2回戦	習志野	2 - 1	星城（愛知県）
3回戦	習志野	2 - 0	佐賀商業（佐賀県）
準々決勝	習志野	0 - 2	福井工大福井（福井県）

準々決勝で  
惜敗



## ボクシング部

福留 想大

（ピン級）

片岡 雷斗

（ライトフライ級）

石田 歩

（バンタム級）

野口 龍斗

（ライト級）

佐伯 和馬

（ライトウェルター級）

中崎太相羅

（ウェルター級）

霧岡 岳人

（ミドル級）



## ボクシング部 インターハイ結果

福留 想大  
(ピン級)

準々決勝進出 (ベスト8)

片岡 雷斗  
(ライトフライ級)

準優勝

石田 歩  
(バンタム級)

準々決勝進出 (ベスト8)

野口 龍斗  
(ライト級)

1回戦惜敗

佐伯 和馬  
(ライトウェルター級)

1回戦惜敗

中崎太相羅  
(ウェルター級)

2回戦惜敗

鶴岡 岳人  
(ミドル級)

2回戦惜敗



## 柔道部

高橋 叶

(男子 73kg級 優勝)

小川 皓太郎

(男子90kg級 優勝)



柔道部 **インターハイ結果**

高橋 叶

**男子 73kg級 優勝**

小川 皓太郎

**男子90kg級 2回戦惜敗**



女子体操競技部

藤原 みあ 女子個人第4位

**インターハイ結果**

**個人総合71位**



8/12 千葉県吹奏楽コンクール本選大会

県代表 東関東吹奏楽コンクール出場決定



習志野高校 その他大会の報告

長洲 百香

カヌースラローム

ジャパンカップ第2戦

第2位

カヌースラロームジュニア

U 2 3 アジア選手権大会

第2位





報告事項(8)

生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年8月23日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆

# 指定管理者実績評価表（令和4年度実績）

社会教育課

施設名	習志野市習志野文化ホール
指定管理者	公益財団法人習志野文化ホール
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日

特記事項	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化ホール長期休館前最後の年であり、自主事業を中心に、パイプオルガンコンサートの実施等ホールの長をアピールする積極的且つ意欲的な運営が行われた。</li> <li>・老朽化が進む中、度々の施設設備トラブルに見舞われたが、適切に対処され、大きな問題に発展することなく最終日を迎えられた。</li> <li>・接遇等も含め好評であり、評価している。</li> </ul>	A

区分	項目	評価観点	個別の評価	
I 市民の平等な利用の確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	A	要求水準
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A	
II 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	1 施設管理、安全対策の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A+	要求水準を上回る
		2 備品が適切に管理されているか。	A	要求水準
		3 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A	
		4 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A	
	2 経済的（経営・収支・試算等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A	
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A	要求水準
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A	
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A+	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A	要求水準
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A	

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A+	要求水準を上回る
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A+	
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A	要求水準
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	要求水準を上回る
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A+	
		2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A
2 収支がプラスになっているか。	A			
3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A			
利Ⅳ 用施設状況の	1 施設の利用実績	1 使用日数と回数	A	
		2 入場者数	A	
		3 自主事業実施回数と入場者数	A	
Ⅴ 個別事項	1 職員の待遇	1 安定的な職員配置が出来るように職員の待遇が配慮されているか	A	
		2 ホール管理者としての適格性	1 習志野市文教住宅都市憲章にふさわしいホール運営が行われているか	A
	2 2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか	A		
		3 施設管理	1 複合施設であるモリシアと連携した運営がなされているか	A
4 自主事業	1 施設の特性を理解したサービスが提供されているか	A+	要求水準を上回る	
	2 施設の設置目的に沿った自主事業が行われているか	A+		

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	8
※ 要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A(要求水準と同等)の数	29
	B(要求水準だが一部課題がある)の数	0
	C(要求水準に至らない)の数	0

# 指定管理者実績評価表（令和4年度実績）

施設名	習志野市立東習志野図書館・習志野市立新習志野図書館・習志野市立谷津図書館
指定管理者	株式会社図書館流通センター
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

特記事項	総合評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の影響をふまえ、新たに非来館型図書館サービスである電子図書館を実施した他、多くの自主事業を開催し、利用者の好評を得た。</li> <li>・ブログに加え、Twitterを全館で開始し、図書館内外の様子やお知らせなどの情報をこまめに更新し、また、図書館未利用者への周知として、広報掲示版に自主事業のお知らせを掲示するなど市民の図書館利用につながるよう取り組んでいる。</li> <li>・カウンター対応等の接遇では利用者から高い評価を得ている。</li> <li>・図書館の専門会社として専門性を高める様々な研修を実施し、サービス水準の向上に取り組んでいる。</li> <li>・貸出人数、貸出数は前年度と同水準を維持したが、レファレンス件数は大幅な減となり、記録の取り方に課題を残した。</li> <li>・令和4年度より開始した電子図書館のシステム導入費の予算が未計上であったことや、本社管理費の計上方法の変更等により、収支がマイナスになった。</li> </ul> <p>全体として、概ね良好である。</p>	A

区分	項目	評価観点	評価	個別の評価	
I 市民の 平等な 利用の 確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準	
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A		
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	A		A+
2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。		A+			
II 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	1 施設管理、安全対策の内容的妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準	
		2 備品が適切に管理されているか。	A		
		3 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A		
		4 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A		
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A		A
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A		
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A		A
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A		
		5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。		
	2 事故発生時の対応体制が確立されているか。		A		
3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A				

区分	項目	評価観点	個別の評価		
Ⅲ 当該施設の 効用を最大限に 発揮させる能力 及び経費の縮減	1 サービス 向上及び利用者 の増加等、 施設の効用を 最大限に発揮 させる取り組 み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A+	要求水準を上回る	
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A+		
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A+		
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A+		
	2 管理運営 経費の縮減	5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	要求水準	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A		
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A		
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A		
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A		
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A		
2 管理運営 経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準だが 一部課題がある		
	2 収支がプラスになっているか。	B			
	3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A+		要求水準を上回る	
Ⅳ 施設の 利用状況	1 施設の利 用実績	1 利用登録人数	A	要求水準	
		2 貸出人数	A		
		3 貸出数	A		
		4 レファレンス受付件数	B	要求水準だが 一部課題がある	
Ⅴ 個 別 事 項	1 職員の待 遇	1 安定的な職員配置が出来るように職員の待遇が配慮されているか	A	要求水準	
	2 図書館管 理者としての 適格性	1 習志野市文教住宅都市憲章にふさわしい図書館運営が行われているか	A		
		2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか	A		
	3 蔵書管理	1 図書館資料の管理が適正に行われているか	A+		要求水準を上回る
	4 自主事業	1 施設の特性を理解したサービスが提供されているか	A		要求水準
		2 施設の設置目的に沿った自主事業が行われているか	A+		要求水準を上回る

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	8
※要求水準とは、 協定書・仕様書及 び事業計画書にお いて求める運営管 理の水準。	A（要求水準と同等）の数	28
	B（要求水準だが一部課題がある）の数	2
	C（要求水準に至らない）の数	0

## 指定管理者実績評価表(令和4年度実績)

施設名	習志野市新習志野公民館
指定管理者	株式会社 オーエンス
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日

特記事項	総合評価
新型コロナウイルス感染症等の影響により、本市の方針に基づき、事業の中止・縮小があったが、その中で感染予防対策等を行うことにより、事業を実施した。 ・利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる。 ・公民館の講座情報、施設状況等情報発信に取り組んでいる。 ・災害発生時の対応・体制において、消防計画を見直し・刷新し、複合施設内での共通理解が行われている。 全体として概ね良好である。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価		
I 市民の 確保等 な利用	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準	
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る	
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのような工夫しているか。	A		
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A		
II 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準	
		2 施設周辺環境が適切に整備されているか。	A		
		3 備品が適切に管理されているか。	A		
		4 清掃業務において、利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	A		
		5 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A		
		6 複合施設全体として、地球温暖化防止に係る取り組み(冷暖房温度設定・節水・節電他)を実践しているか。	A		
		7 複合施設の特性を理解し取りまとめの役割を担った運営がされているか。	A		
	2 経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営	1 経営的(収支・資産等)に安定しているか。	A		
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A		
	3 適正な職員の待遇	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。	A		
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A		
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A		
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A		
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A+		要求水準を上回る

区分	項目	評価観点	個別の評価		
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準	
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A+	要求水準を上回る	
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A+		
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。(研修計画は適切であったか。)	A	要求水準	
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A		
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A		
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A		
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A		
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A		
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A+	要求水準を上回る	
	2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準	
		2 収支がプラスになっているか。	A		
		3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A		
	Ⅳ 状況 の 利 用 設	1 施設の利用実績	1 年間施設利用回数		A
2 年間施設利用人数			A		
Ⅴ 個別事項	1 職員の待遇	1 安定的な職員配置ができるように職員の待遇が配慮されているか	A		要求水準
		2 公民館管理者としての適格性	1 市の基本方針や教育基本計画に沿った公民館運営が行われているか。	A	
	2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか。		A		
	3 生涯学習活動の普及(領域別主催事業実績)	1 計画に沿った事業が実施されたか。		要求水準	
		1 「家庭教育」	A		
		2 「少年親子」	A		
		3 「青年」	A		
		4 「成人」	A		
		5 「高齢者」	A		
6 「地域協働・文化活動」	A				

評価段階:A+~C	A+(要求水準を上回る)の数	5
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A(要求水準と同等)の数	37
	B(要求水準だが一部課題がある)の数	0
	C(要求水準に至らない)の数	0

## 指定管理者実績評価表(令和4年度実績)

施設名	習志野市実花公民館・習志野市袖ヶ浦公民館・習志野市谷津公民館
指定管理者	株式会社 オーエンス
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日

特記事項	総合評価
新型コロナウイルス感染症等の影響により、本市の方針に基づき、事業の中止・縮小があったが、その中で感染予防対策等を行うことにより、事業を実施した。 ・利用者より接客対応及び施設の清潔感について良好な評価を得ており、利用者が快適に利用できるよう取り組んでいる。 ・公民館の講座情報、施設状況等情報発信に取り組んでいる。 ・災害発生時の対応・体制において、危機管理マニュアルを見直し・刷新し、職場内・施設間で共通理解が行われている。 全体として概ね良好である。	A

区分	項目	評価観点	個別の評価		
I 市民の 確保 な 利用	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準	
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る	
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのような工夫しているか。	A		
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A		
II 管理を 安定して 行う 物的 能力、 財政的 能力及 び人的 能力の 保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準	
		2 施設周辺の環境が適切に整備されているか。	A		
		3 備品が適切に管理されているか。	A		
		4 清掃業務において、利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	A		
		5 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A		
		6 複合施設全体として、地球温暖化防止に係る取り組み(冷暖房温度設定・節水・節電他)を実践しているか。	A		
	2 経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営	1 経営的(収支・資産等)に安定しているか。	A		
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A		
	3 適正な職員の接遇	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。	A+	要求水準を上回る	
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A		
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A	要求水準	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A		
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A+	要求水準を上回る	



区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者に応援しているか。	A+	要求水準を上回る
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A+	
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。(研修計画は適切であったか。)	A	要求水準
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A	
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A+	要求水準を上回る
2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準	
	2 収支がプラスになっているか。	A		
	3 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A		
Ⅳ 状況 の施設 利用	1 施設の利用実績	1 年間施設利用回数	A	要求水準
		2 年間施設利用人数	A	
Ⅴ 個別事項	1 職員の待遇	1 安定的な職員配置ができるように職員の待遇が配慮されているか	A	要求水準
	2 公民館管理者としての適格性	1 市の基本方針や教育基本計画に沿った公民館運営が行われているか。	A	
		2 乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか。	A	
	3 生涯学習活動の普及(領域別主催事業実績)	1 計画に沿った事業が実施されたか。		要求水準
		1 「家庭教育」	A	
		2 「少年親子」	A	
		3 「青年」	A	
4 「成人」		A		
5 「高齢者」		A		
6 「地域協働・文化活動」	A			

評価段階:A+~C	A+(要求水準を上回る)の数	6
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A(要求水準と同等)の数	35
	B(要求水準だが一部課題がある)の数	0
	C(要求水準に至らない)の数	0

# 指定管理者実績評価表（令和4年度実績）

生涯スポーツ課

<b>施設名</b>	スポーツ9施設 袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、芝園テニスコート・フットサル場、秋津サッカー場、秋津野球場、茜浜パークゴルフ場
<b>指定管理者</b>	公益財団法人習志野市スポーツ振興協会
<b>指定期間</b>	平成31年4月1日～令和6年3月31日

特記事項	総合評価
<p>・施設の安全・安心な運営、点検チェックなど快適なスポーツ施設の運営に取り組んでいる。</p> <p>・施設の修繕、周辺環境の整備では、職員を育成し経費節減や迅速な対応に努めていた。</p> <p>・テニスやパークゴルフでは、アドバイザーを常駐させるなど、職員の能力を活かした自主企画が行われ、市民の「する」スポーツの推進に貢献している。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症から回復期にあって、柔軟なキャンセル対応を行ったり、イベントでは実施種目を見直すなどの工夫をし、継続した施設活用が行われ、「する」スポーツの振興に努めていた。</p> <p>以上のことから、施設管理、安全対策、サービス向上、経費削減において、良好な経営がなされている。</p>	<b>A</b>

区分	項目	評価観点	個別の評価	総合評価		
<b>I 市民の 平等な 利用 の 確保</b>	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準		
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A			
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	A		A+	要求水準を上回る
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A+			
<b>II 管理を 安定して 行う 物的 能力、 財政的 能力及 び 人的 能力の 保 有</b>	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準		
		2 備品が適切に管理されているか。	A			
		3 清掃業務において、利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	A			
		4 警備業務において、安全で安心感のある環境を確保しているか。	A+		要求水準を上回る	
		5 外構施設の保守点検において、安全性が確保され、良好な機能が保持されているか。	A			
		6 植栽・樹木等の維持管理において、利用者が快適に過ごせるような景観が保たれているか。	A			
		7 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A			
		8 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A			
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	要求水準		
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A			
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A	要求水準		
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A			
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A			
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	A			
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A			

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者にアピールしているか。	A	
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	A	
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。（研修計画は適切であったか。）	A	
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	
	9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A+	要求水準を上回る	
	10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A	要求水準	
2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A		
	2 収支がプラスになっているか。	A		
	3 事業計画書等で示した利用料金収入の目標値がどの程度達成されているか。（当初収支計画と実態の相違）	A		
	4 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A+	要求水準を上回る	
Ⅳ 用施設状況の利	1 施設の利用実績	1 施設利用者延べ人数	A	要求水準
		2 施設利用者一日平均人数	A	
Ⅴ 他	1 市民（利用者）から寄せられた具体的意見	1 寄せられた苦情の具体的事例及び対応	A	要求水準
Ⅵ 個別事項	1 生涯スポーツに係る普及・育成（利用者の拡大）	1 初心者等に指導することのできるインストラクターを常駐しているか。	A+	要求水準を上回る
		2 各種のスポーツ振興への積極的な協力ができているか。	A+	
		3 魅力的な自主事業を実施しているか。	A	要求水準
		4 する・みる・支えるスポーツを実践しているか。	A	

評価段階：A+～C	A+（要求水準を上回る）の数	6
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A（要求水準と同等）の数	34
	B（要求水準だが一部課題がある）の数	0
	C（要求水準に至らない）の数	0

# 指定管理者実績評価表（令和4年度実績）

社会教育課

施設名	習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」
指定管理者	習志野大久保未来プロジェクト株式会社
指定期間	令和元年9月1日～令和21年8月31日

特記事項	総合評価
<p>多くの自主事業やフューチャーセンターでの活動が指定管理者の発案により意欲的に実施され、賑わいの創出や、市民同士の交流に繋がっている。前年の踏襲ではない新たな企画も複数見られ、積極性が評価できる反面、窓口対応などの基礎的な業務においてトラブルが発生しているため、利用者目線に立った接遇の徹底により、引き続き、利用者満足度の向上を図る必要がある。全体としては概ね良好である。</p>	A

区分	項目	評価観点	評価	個別の評価
I 市民の 利用の 平等な 確保	1 施設の設置目的・「公の施設」としての基本方針の確立及び施設目的の達成度	1 施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立しており、職員が理解しているか。	A	要求水準
		2 意欲的な管理運営がなされ、それを通じて施設目的を達成できているか。	A+	要求水準を上回る
	2 市民への事業広報活動等、市民の平等な利用の確保についての工夫	1 市民の平等な利用が確保されたか。どのように工夫しているか。	B	要求水準だが一部課題がある
		2 全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な情報提供を行っているか。	A	
II 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	1 施設管理、安全対策の内容の妥当性	1 建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	要求水準
		2 備品が適切に管理されているか。	A	
		3 清掃業務において、利用者が快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
		4 警備業務において、安全で安心感のある環境を確保しているか。	A	
		5 外構施設の保守点検において、安全性が確保され、良好な機能が保持されているか。	A	
		6 植栽・樹木等の維持管理において、利用者が快適に過ごせるような景観が保たれているか。	A	
		7 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践し、ごみの減量に取り組んでいるか。	A	
		8 地球温暖化防止に係る取り組み（冷暖房温度設定・節水・節電他）を実践しているか。	A	
	2 経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営	1 経営的（収支・資産等）に安定しているか。	A	
		2 仕様書に定められた、若しくは事業計画書のとおり開館しているか。	A	
	3 適正な職員の配置	1 管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。（仕様書の人員配置は満たされたか）	A	
	4 個人情報の保護措置	1 個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A	
	5 緊急事態への対応策	1 事故防止のための体制の構築・取り組みを行っているか。	A	
		2 事故発生時の対応体制が確立されているか。	B	要求水準だが一部課題がある
		3 災害発生時の対応体制が確立しているか。	A	要求水準

区分	項目	評価観点	個別の評価	
Ⅲ 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	1 サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容	1 利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	要求水準
		2 当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取り組みを実施し、潜在的な利用者に応用しているか。	A+	要求水準を上回る
		3 利用者の満足度を高める適切な接遇がなされているか。	B	要求水準だが一部課題がある
		4 個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取り組みを行っているか。(研修計画は適切であったか。)	B	
		5 職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	要求水準
		6 利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	
		7 利用者の意見や苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	
		8 サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A	
		9 利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。独自の工夫等はあるか。	A	
		10 地域との交流・連携に関する取り組みを実施し、地域交流の支援を実施しているか。	A+	
2 管理運営経費の縮減	1 指定管理料は適正に執行されているか。	A	要求水準	
	2 収支がプラスになっているか。	A		
	3 事業計画書等で示した利用料金収入の目標値がどの程度達成されているか。(当初収支計画と実体の相違)	A		
	4 効率的な管理を目指し、経費節減の努力を行っているか。	A		
利Ⅳ 用施設状況の	1 施設の利用実績	1 施設利用者延べ人数	A	要求水準
		2 施設利用者一日平均人数	A	
Ⅴ 個別事項	維持管理業務	1 駐車場・駐輪場が適切に管理され、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	要求水準
		2 中央公園や多目的広場等が適切に管理され、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
		3 建物・設備・外構施設の環境衛生が適切に管理され、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
		4 建物・設備・備品・外構施設の修繕、更新が適切に行われ、利用者の安全を確保し、快適に利用できるような状態が保持されているか。	A	
	運営業務	1 統括マネージャーを配置し、関係者間の調整や各施設の業務運営責任者及び市との連絡調整等が適切に行われているか。	A	要求水準だが一部課題がある
		2 中央公民館の受付や減免関係業務、備品の貸出業務、備品預かり庫の管理等が適切に行われているか。	A	
		3 市民ホールの受付や減免関係業務、備品や設備の貸出業務、舞台操作業務等が適切に行われているか。	A	
		4 中央図書館の資料の貸出や返却業務、返却資料の書架への返架、書架の整理、資料の修理等が適切に行われているか。	A	
5 南館(体育館含む)の受付や減免関係業務、備品の貸出業務等が適切に行われているか。	B	要求水準		
6 中央公園や多目的広場の占有や使用の受付、野球場やパークゴルフ場、テニスコートの受付、備品の貸出業務等が適切に行われているか。	A			
7 全施設の予約システムの構築と運営業務が適切に行われているか。	A			
8 全施設の利用案内やホームページの作成、更新が適切に行われているか。	A			

評価段階：A+～C	A+ (要求水準を上回る) の数	3
※要求水準とは、協定書・仕様書及び事業計画書において求める運営管理の水準。	A (要求水準と同等) の数	39
	B (要求水準だが一部課題がある) の数	5
	C (要求水準に至らない) の数	0

# 生涯学習部所管施設の 指定管理者モニタリング結果について



## 令和4年度 指定管理者モニタリング評価を 実施した生涯学習施設

施設名	指定管理者
1. 習志野市文化ホール	公益財団法人習志野文化ホール
2. 中央図書館を除く市立図書館 (谷津・袖ヶ浦・東習志野)	株式会社図書館流通センター
3. 新習志野公民館	株式会社オーエンス
4. 実花、袖ヶ浦、谷津公民館	株式会社オーエンス
5. スポーツ9施設	公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会
6. 習志野市生涯学習施設 「プラッツ習志野」	習志野大久保未来プロジェクト株式会社

習志野市公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針」に基づく

## モニタリングとは

### 1. 業務の遂行確認

現地で業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認します。

### 2. 事業決算の確認

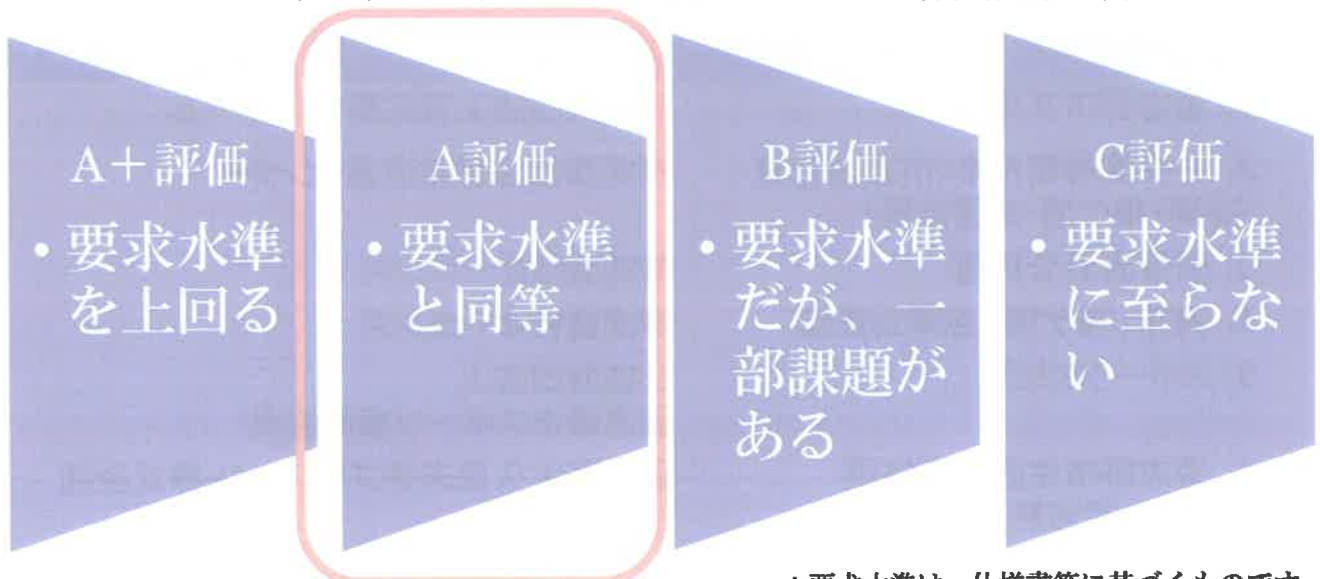
指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、住民利用、経理の状況について確認します。

### 3. 管理業務の評価、指導

定期の業務遂行確認及び事業決算の確認等の結果に基づき、市は指定管理者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果をフィードバックします。

### 4. 業務遂行確認

## モニタリングにおける4つの評価段階



\*要求水準は、仕様書等に基づくものです。

いずれの事業者も  
総合評価は「A評価（要求水準と同等）」

1. 協定書、仕様書、事業計画書において求める運営管理の水準を達成しており、適正にサービスが提供され、安定的に管理・運営されていた。
2. 特に、当該施設や事業等に関する効果的な広報・啓発については積極的であった。
3. 一部の施設で、窓口等での対応に不備がみられた。

オリジナルグッズ販売のちらし→

バックステージツアーの様子



With a thankful  
**HEART**  
たくさんのご縁に感謝をこめて  
1978.12-2023.3  
青志野文化ホールオリジナルグッズ

 日本酒(純米吟醸) 720ml/1000円	 ワイン(赤・白・ロゼ) 720ml/2000円	 100%ジュース(ストロベリー) りんご 490ml/500円 みかん 490ml/500円 いちご 1000ml/1300円	 Tシャツ 1枚 2500円
			 チタットケース (1枚 500円)

18-07-136A



刷新前

刷新後



7

広報掲示板



↑  
電子図書館画面



↑  
講座「図書館で  
星空散歩」



8



公民館  
各種講座の  
様子



↑  
キッズアスリート  
チャレンジ

キッチンカー →



【公式Instagram】



↑  
インスタグラム

議案第22号

令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

令和5年度教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、別紙のとおり作成する。

令和5年8月23日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民へ公表するものである。

令和5年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

点検・評価 概要版(案)  
(令和4年度対象)

習志野市教育委員会



# もくじ

	(ページ)
基本方針2 子育て・子育て支援の充実 家庭・地域での子育て支援「子育てふれあい広場」 【こども保育課】	1
基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展 いじめ匿名メール相談WEBアプリについて 【総合教育センター】	2
基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実 体力向上の取り組み 【指導課】	3
基本方針6 魅力ある市立高校づくり 多様な高校教育の一層の充実 【習志野高校】	4
基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進 図書館機能の充実 【図書館】	5
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】	6
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり 「子ども110番の家」の協力者を拡充し、子ども達の安全・ 安心な生活を地域で守るシステムづくりの推進 【青少年センター】	7
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開 広報活動の充実 【教育総務課】	8

## 基本方針2 子育て・子育て支援の充実

### 具体的な取り組み例

#### 家庭・地域での子育て支援 「子育てふれあい広場」 【こども保育課】

##### 【事業概要】

「子育てふれあい広場」は安心して遊べる遊具の提供や気軽に子育ての相談ができる場として開催している子育て支援事業です。市内在住の乳幼児親子に幼稚園・こども園の遊戯室（保育室）を開放して自由に遊べる場を提供しています。令和4年度は施設の職員とこども保育課の職員が担当し、新型コロナウイルス感染拡大防止措置として予約制で開催しました。

##### 【保護者の方との関わり】

保護者の方との会話から、子育てに関する相談になることもあります。4年度は施設やこども保育課の職員、栄養士が相談に応じました。



##### 【発達に応じた遊具】

乳児のお子さんも安全に楽しめるスペースと遊具を準備しました。親子でゆったりと遊んでもらえるように配慮しています。



##### 【在園児の出し物】

在園児が踊りや体操を見せてくれました。思わず見ているお子さんも体が動き出し、一緒に楽しみました。

この位の年齢になったらこんなこともできるようになるのだと、お子さんの育ちを楽しみにされる方もいました。



##### 【結果・考察】

社会情勢を鑑みながら、密にならない場の工夫をしながら年間を通じて開催してきたことで「楽しかった」「また来たい」等多くの感想をいただきました。段階的に遊具を増やし、在園児による出し物を見たり一緒に体操したりする機会も設けました。引き続き、親子で安心して遊べる場・遊具の提供を心掛け、地域ボランティアとの連携を図りながら子育てを支える場になるように努めます。

## 基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

### 具体的な取り組み例

#### いじめ匿名メール相談WEBアプリについて 【総合教育センター】

##### 【事業概要】

教育相談事業では、来所相談、電話相談、訪問相談、いじめメール相談、青少年テレホン相談を行い、児童生徒やその保護者、及び翌年に小学校に就学させる子どもを持つ保護者の教育や支援に関する悩みを聞き、その課題の解決方法を一緒に探していくことを目指しております。令和3年度より児童生徒に1人1台タブレット端末が配付されました。このタブレット端末を活用し、令和4年4月に「友達からいじめられている」「友達がいじめられている」等、身近な人に相談することが難しいことを匿名で相談することができるWEBアプリを導入しました。(メールの送信は、24時間可能です。ただし、相談員からの返信は、平日9時～17時のみです。)

##### 【アプリ導入授業「脱いじめ傍観者教育」】

いじめ匿名メール相談WEBアプリを利用できるのは、小学校5年生から中学校3年生です。アプリを使用する前に、「脱いじめ傍観者教育」を実施し、いじめを無くすために、また悩みを解決するために何ができるかということ学びました。



##### 【結果・考察】

令和4年度1年間の相談件数は延べ660件に上りました。1人1台タブレット端末のデスクトップ上にアプリを配置したことで、誰にも相談できずに悩んでいる児童生徒にとって、新たな相談窓口の1つになりました。今後も、身近な人に相談することが難しい児童生徒の気持ちに寄り添った相談・支援となるよう取り組んでまいります。

## 基本方針4 子どもの生きる力を育む教育の充実

### 具体的な取り組み例

#### 体力向上の取り組み 【指導課】

##### 【事業概要】

体力向上に向けた市の取組として、県教育委員会が推奨している「遊・友スポーツランキングちば」に全小中学校で取り組んでいる。児童生徒にとって、記録の伸びや県内でのランキング等が励みとなり、すすんで運動に取り組もうとする機会となっている。また、体育の授業においては、体力や技能の向上のため、児童生徒が個々の目標達成に向けて活動する「本気時間」を推奨している。

##### 【遊・友スポーツランキングちばの種目】

- ・「チャレンジスピード2」(短距離走)
  - ・「8の字連続跳び・長縄みんなでジャンプ・みんなで二重跳び・みんなで短縄跳び」(縄跳び)
  - ・「連続馬跳び」
  - ・「新聞棒投げ」
  - ・「ボールパスラリー・バスケットボールフリースローサークルターゲットスロー」(ボール)
- ※走・跳・投と幅広く種目が設定されており、また集団(学級)づくりにも有効である。

##### 【遊・友スポーツランキングに取り組む様子】



ボールパスラリー



8の字連続跳び

##### 【遊・友スポーツランキングR4実績】

- (前期)
- ・サークルターゲットスロー(中学校特支)  
第1位 第四中学校
- (中期)
- ・みんなで短縄跳び(小学校低学年)  
第1位 谷津南小学校 2年1組
  - ・みんなで二重跳び(小学校中学年)  
第1位 秋津小学校 4年1組

##### 【遊・友スポーツランキング参加者の声】

- ・みんなで記録に挑戦し、新記録が出るとてもうれしいです。
- ・練習を重ねるにつれ、跳び方がうまくなったり、クラスとしての団結力も高まりました。

##### 【本気時間の推奨】

体育の学習時においては見合い・学び合いも大切な要素であるが、体力の低下を鑑み、まずは自分で、自分の目当ての達成に向かって、全力で練習に取り組む時間を意識的に設けるようにした。

##### 【結果・考察】

コロナ禍により生活様式が大きく変化するとともに、活動に様々な制限が課されることとなった。そのため運動機会や運動時間の減少に年々拍車がかかり、体力調査の結果も著しい低下が見られた。そのような状況の中で体力向上のきっかけづくりとして、意図的に運動の機会を確保するために取り組んだ「遊・友スポーツランキングちば」であったが、熱心な取り組みで県教育委員会のHPに記録が載り、それがさらに意欲につながるという好循環が見られた。また、運動時の本気時間の推奨により、児童生徒が1単位時間の中で個々の目標達成に向けた時間を設けることができ、体力の向上が図れた。今後も、児童生徒の体力向上を促進する取り組みを行ってまいります。



## 基本方針6 魅力ある市立高校づくり

### 具体的な取り組み例

#### 多様な高校教育の一層の充実 【習志野高校】

##### 【事業概要】

生徒の現役での進路決定を目指して、進路指導（進路見学会や模擬講義など）や教育相談の充実について計画的に実施しております。また、保護者への理解を促すことを目的に、企業と連携して進路講演会を設定しました。進学費・奨学金の話や進路の方向性や学校での進路指導の実際について伝えています。

##### 【進路講演会】



進路講演会は、ファイナンシャル・プランナーの講師を招聘し、「進学のためのお金講座」を実施した。進路講演会後には、授業公開を行い、生徒の様子を参観してもらうことができた。

##### 【保護者アンケート抜粋】

- ・進学のためのお金講座を受け、親子で計画を立てるきっかけとなりました。
- ・推薦について指定校しか知らなかったのが総合型も調べてみようと思った。

##### 【上級学校模擬授業】



1年生・2年生が学年の枠を越えて、各自の進路目標の体験授業に参加しました。1年後、2年後の進路を考えるための大事な時間です。小学校の先生になりロールプレイで授業、お菓子作り、深層心理学の最先端、カットマネキンでシャギーカット、グループ討議での語学研修、犬のトリミング等、講師の先生方から教わる最先端の内容に、参加している生徒も真剣に取り組んでいました。

##### 進路スケジュール

- 1学期 進路希望調査、進路先見学会、職員進路研修会、3年進路ガイダンス  
進路講演会、保護者面談、2年進路学習、1年職業体験学習
- 2学期 共通テスト出願説明会、面接指導、推薦会議、
- 3学期 共通テスト事前説明会

##### 【結果・考察】

多様な進路希望を実現させるため、生徒一人ひとりのニーズに対応できるように更に指導を充実し、現役での進路決定率の上昇を目指しています。保護者についても進路の方向性を知ってもらう必要があるため、今回の取り組みにより、家庭の理解や経済面の問題についても知っていただけたと考えています。今後も進路指導の充実に向けて、様々な取り組みをしていきたいと思っております。

## 基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進

### 具体的な取り組み例

#### 図書館機能の充実 【図書館】

##### 【事業概要】

市立図書館では、5月より、インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットを使用し、電子書籍の貸出・返却を行う電子図書館を開始しました。  
また、7月より、市役所で予約図書を受け渡しを開始しました。



##### 【習志野市電子図書館】（令和4年5月18日開始）

習志野市に在住・在勤・在学で図書館カードをお持ちの方が利用でき、いつでもどこでもインターネットを通じて電子書籍の検索・貸出・閲覧・返却ができるサービスです。

日中の来館が難しい方、最寄りの図書館が遠い方など、図書館に足を運ぶことが難しい方も気軽に本を借りることができます。

##### 〈図書館利用者アンケートより〉

- ・本の持ち運びをしなくて済むので身軽である。
- ・貸出や返却のために実際に図書館に行かなくてもよいので楽だ。
- ・便利でよく使っている。

##### 〈電子図書館の貸出数・所蔵タイトル数〉

令和4年度 貸出数 11,141点、延べ貸出人数 7,193人

令和5年3月末 所蔵タイトル数 11,039タイトル

（内訳 一般向け 10,577タイトル 児童向け 462タイトル）



##### 【市役所での予約本受渡し】（令和4年7月5日開始）

利用者の利便性を向上するため、今まで市立図書館や移動図書館のみで受け取れた予約本を、市庁舎2階生涯学習部社会教育課の窓口で受け取れるようにしました。

令和4年度 貸出数 3,096冊、延べ貸出人数 1,734人

##### 【結果・考察】

電子図書館については、夜間の利用も多く、深夜～早朝にかけても利用があることから、図書館が開館していない時間でも本が借りられる機会を提供できました。

今後は、コンテンツの定期的な更新と、周知に努めてまいります。

市役所での予約本受渡しについては、図書館から少し距離のある、津田沼地区、鷺沼地区にお住まいの方の利用が多いことから、便利に活用していただけていると考えます。

# 基本方針Ⅱ 基本方針「する」「みる」「支える」スポーツの推進

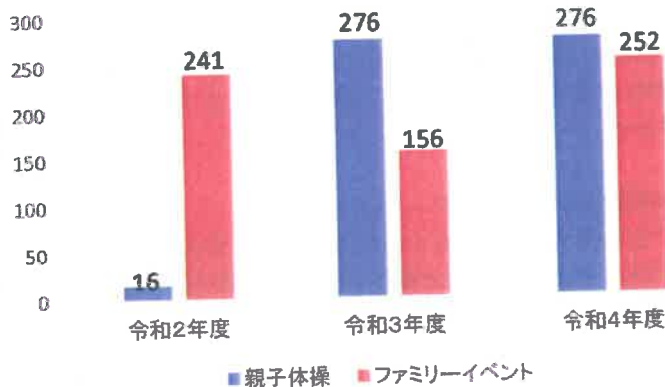
## 具体的な取り組み例

### 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

#### 【事業概要】

市民が気軽に参加できるスポーツ活動を推進することにより、健康・体力の保持増進を図りながら、コミュニティづくりをすることを目的とし、親子で参加できる教室・ファミリーイベントの実施や勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として誰でも楽しむことができるニュースポーツの用具貸し出しを行っています。

親子体操・ファミリーイベント参加者数(人)



働き盛り・子育て世代がスポーツを楽しめるよう、「親子参加」の機会拡充を図りました。スポーツ振興協会が実施するスポーツイベントにおいて、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施しました。



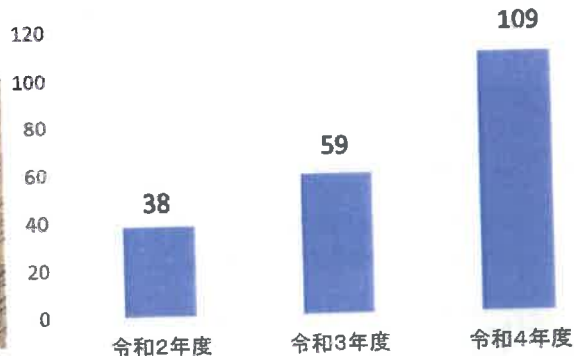
親子体操

ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に体験できる環境づくりに努めました。



モルック

ニュースポーツ用具貸し出し数(件)



#### 【結果・考察】

新型コロナウイルス感染症拡大防止等で外出やイベント開催の制限があった令和2・3年度と比較するとスポーツのある日常を取り戻すことができた1年ではありましたが、引き続き、子育て世代が参加しやすい企画・運営を行っていく必要があります。そのため、子育て世代が参加しやすい、ニュースポーツフェスティバルの回数を増やすとともに、開催場所を変える等、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていきます。

## 基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

### 具体的な取り組み例

#### 「子ども110番の家」の協力者を拡充し、子ども達の安全・安心な生活を地域で守るシステムづくりの推進 【青少年センター】

##### 【事業概要】

平成10年度より、習志野市防犯協会と習志野警察署と連携し、子どもが登下校時等に不審者に遭遇したり、露出、痴漢、暴行、恐喝等の被害に遭ったり、遭いそうな時に救いを求めている子どもを保護し、緊急回避所として安全を確保し、関係機関への通報をしていただく制度です。協力者数は年々、減少傾向にありましたが、学校の協力と様々な会議等での呼びかけにより、令和3年度から少しずつ増加傾向にあります。令和4年度末現在、958軒の御協力を得ています。

##### 【趣旨説明と協力のお願ひ】

～小学校新入生保護者説明会～



○市内16校の小学校すべてに出向き、趣旨説明と協力のお願ひを実施した。この説明会を受けて、御協力いただいた軒数はそう多くはないが、このような取り組みや、万が一の場合にこのような避難場所があることを知っていただけただけでも成果であると感じている。

○この他校長会や防犯協会の給会など地域の会議等で趣旨説明と御協力のお願ひを実施している。

○青少年センターでは事業所等に直接出向き、お願ひに上がっている。

##### 【協力者研修会の様子】

～習志野警察署 生活安全課長の講話～



##### ○「もしもの際の対応について」

- ・子どもが駆け込んだ時の保護手順と留意点
- ・子どもへの声掛けの仕方やどんなことを聞き取るか
- ・110番通報や学校・家庭への連絡をどうするか
- ・日頃から気を付けること



##### ○「研修会のアンケートより」

- ・「いかのおすし」、「はちみつじまん」、「ひまわり」等の日頃、意識すべきことを耳にやさしい言葉に置き換えて子どもにも注意喚起されることは素晴らしいと思います。DVDを使い、年に1回小学校で指導があるとのこと。地域の希望者も参加できるとありがたいと思いました。
- ・研修会で得た知識や対応要領を活用していきたいです。
- ・子ども自身、設置場所を認識しているのでしょうか。学校で指導した方が良いのではないのでしょうか。
- ・今日、お話を聞いて、子ども達に頼りになるような家になる。子ども達の安全・安心感を持ってもらうためにも落ち着いて対応することが大事だと話を聞いて一番思いました。
- ・研修会の再開については、役割の再認識、再確認ができた会になったと思います。
- ・子ども自身、設置場所を認識しているのでしょうか。学校で指導した方が良いのではないのでしょうか。

##### 【結果・考察】

「子ども110番の家」に実際に逃げ込んだケースはほとんどないが、子どもたちの安全・安心の見守りと、犯罪の抑止力にとっても効果のある取り組みと感じている。令和4年度には御協力いただいている御家庭すべてに御挨拶に伺った。協力者と顔を合わせたり、いろいろな話を伺ったことが大きな成果と言える。今後はアンケートの結果にも多くあったように、「子ども110番の家」の場所をいかに子ども達・保護者に周知していくかが課題である。今後も学校、保護者や連合長会など地域の方々との連携を強化し、子ども達が、安全に安心して生活できる街づくりに尽力していきます。

# 基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開

## 具体的な取り組み例

### 広報活動の充実 【教育総務課】

#### 【事業概要】

教育行政と学校現場が一体となって教育活動を展開していくための情報共有媒体として、平成22年1月より「学校教育だより」を定期的に発行し、本市教育の一層の推進を図っている。現在は、関係部局に配布するだけでなく、ホームページに掲載することで、児童生徒を育成するために行っている活動を、地域に知らせるための情報発信手段としての役割も担っている。

#### 1. 掲載記事概要

毎回大きなテーマを定め、そのテーマに沿った教育委員会の取組、各学校の特色ある教育活動、児童生徒の活躍、保護者や地域と連携した活動、青少年健全育成団体との連携などについて掲載。

#### 2. 発行回数

年6回(4月、6月、8月、10月、1月、3月)

#### 3. 編集会議運営委員構成

教育総務課、学校教育課、指導課、総合教育センターより各1名

#### 4. 編集会議について

1回の発行に対して4回開催。年間計画をもとに掲載記事の検討、校正、原稿案の確認等を実施している。文面の確認から、編集アイデア、デザインに至るまで、運営委員それぞれの視点から確認をすることで、よりよい記事となるよう最善を尽くしている。

#### 5. 学校教育だよりの発信について

学校教育だよりは、市立幼・小・中・高等学校及び関係諸機関に送付し、情報共有の媒体として活用している。

また、習志野市ホームページにて閲覧可能にすることで、地域及び市民に、学校教育・生涯教育に係ることを広く知らせることができている。令和5年度についても、年6回の発行を予定しており、今後も各学校、地域、市民と確実に情報共有を図ることで、本市教育の一層の推進を図っていく。



#### 【結果・考察】

イベントやコンクールが予定通り開催されたことに伴い、表彰関係に関する記事が増え、結果として児童・生徒の活躍を紹介する機会が増加した。また、各校の教育活動についても積極的に紹介し、市立小・中・高等学校24校中21校の教育活動を1年間で紹介することができた。3月に発行した第132号では生涯学習に関する記事を掲載し、より多様化を試みている。各学校における教育活動だけでなく、生涯学習に関すること、地域と連携を図って実施する事業などについても紹介し、「地域とともにある学校」を具現化している様子をさらに発信していく。

習志野市は  
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



令和5年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

点検・評価 報告書(案)  
(令和4年度対象)

習志野市教育委員会



# もくじ

(ページ)

◇はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について(令和4年度対象) 1

## I 教育委員会の活動及び運営状況

- 1 教育長及び教育委員会委員(令和5年度在籍) ..... 3
- 2 教育委員会会議の開催状況 ..... 3
- 3 令和4年度教育委員会会議での主な報告事項 ..... 3
- 4 令和4年度教育委員会会議での審議状況 ..... 4
- 5 総合教育会議の開催状況 ..... 4

## II 令和4年度習志野市教育行政方針の点検・評価

- 1 教育振興基本計画の施策体系 ..... 5
- 2 教育行政方針と点検・評価の位置づけ ..... 5
- 3 教育行政方針の評価結果一覧(45施策) ..... 6
- 4 教育行政方針の点検・評価の見方 ..... 8
- 5 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価
  - 基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上(施策1~5) ..... 9
  - 基本方針 2 子育て・子育て支援の充実(施策6~7) ..... 15
  - 基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展(施策8~10) ..... 17
  - 基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実(施策11~15) ..... 21
  - 基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開(施策16~19) ..... 29
  - 基本方針 6 魅力ある市立高校づくり(施策20~21) ..... 34
  - 基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進(施策22~25) ..... 36
  - 基本方針 8 芸術・文化活動の振興(施策26) ..... 41
  - 基本方針 9 文化財の保存と活用(施策27~28) ..... 42
  - 基本方針10 青少年健全育成の推進(施策29~32) ..... 44
  - 基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進(施策33) ..... 48
  - 基本方針12 家庭教育力の向上(施策34~35) ..... 50
  - 基本方針13 地域に開かれた学校づくり(施策36~37) ..... 53
  - 基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり(施策38) ..... 55
  - 基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備(施策39~42) ..... 56
  - 基本方針16 社会教育施設の再編・整備(施策43) ..... 60
  - 基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備(施策44) ..... 61
  - 基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開(施策45) ..... 62

## III 学識経験者からの意見聴取の結果 ..... 64

資料1「習志野市の教育課題」 ..... 70

資料2「令和4年度 習志野市教育行政方針」 ..... 71



## はじめに

### 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について (令和4年度対象)

#### 1 趣旨

習志野市教育委員会では「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成13年に「習志野市教育基本計画」を策定し「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を進めてきました。現在は令和2年に策定した「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」に基づく「習志野市教育行政方針」の点検・評価を通して、計画の見直しと、確実な実施を図っております。

昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と不安定な国際情勢において、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぎ、教育の課題が明らかとなる中で学びの変容が求められております。少子高齢化、人口減少、グローバル化の進展など、様々な社会課題が山積し、Society 5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても、変わることはない教育の「不易」と社会や時代の「流行」を踏まえ、教育政策を着実に実行していかなければなりません。教育政策を適切に実施していくためには、各々の施策、事業の執行状況やその成果について点検・評価し、その進捗状況を公表していくことが大切であります。

習志野市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条」の規定に基づき、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、報告書としてまとめ、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

※令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和4年度対象)」報告書は、以下「R5報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

#### 第26条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 点検・評価の対象

- (1)「習志野市の教育課題」(資料1)を踏まえた「令和4年度習志野市教育行政方針」に基づく教育委員会の取り組み。

## 3 点検・評価の方法

- (1)教育委員会会議の審議状況、習志野市教育行政方針に基づく教育委員会の取り組み状況について、事務局がまとめました。
- (2)点検・評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。今回御意見をいただいた方々は、次のとおりです。(敬称略)

氏 名	所 属 等
高橋 セイ子	前千葉県退職公務員連盟習志野支部 支部長
楨 英子	淑徳大学教授

- (3)教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。
- (4)教育委員会による点検・評価の結果を R5 報告書としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様に公表します。

## 4 報告書の構成

R5 報告書は、次の3つの内容 (I・II・III) で構成しています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新ののものに変えて表記しています。

### 報告書の構成

#### I 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

#### II 令和4年度習志野市教育行政方針の点検・評価

令和4年度習志野市教育行政方針に定める18の基本方針(「教育振興基本計画」における基本方針に対応)に基づく45の施策の進捗状況等についての点検・評価です。

#### III 学識経験者からの意見

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行い、その結果を記載しています。

参考:教育基本法(抜粋)

#### 第17条 【教育振興基本計画】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

# I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と随時の臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は二十歳の門出式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、公開研究会に参加する等、様々な活動を行っております。

## 1 教育長及び教育委員会委員（令和5年度在籍）

区分	氏名	就任年月日
教育長	小熊 隆	平成30年12月27日
教育長職務代理者	古本 敬明	平成26年10月1日
委員	赤澤 智津子	平成30年4月1日
委員	高橋 浩之	平成31年4月1日
委員	馬場 祐美	令和2年4月1日

## 2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に教育委員会定例会、随時に臨時会を開催しています。令和4年度は、合計で12回開催しました。

① 教育委員会定例会・・・12回 ② 教育委員会臨時会・・・0回

## 3 令和4年度教育委員会会議での主な報告事項

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に注力しながら、市内各学校の教育活動を感染症流行以前にもどしていく方向で調整を行いました。その状況について事務局より逐次報告を行いました。教育活動が活性化していく中で、いじめアンケートの結果や整備された1人1台タブレット端末の活用状況、習志野市児童生徒の活躍等を報告しました。

その他にも、社会情勢を反映した規則改正や放課後子供教室の拡充などを報告し、意見をいただいております。

#### 4 令和4年度教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条」及び「習志野市教育委員会行政組織規則第3条」の規定に基づき、令和4年度は、合計で54件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	2
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	7
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	13
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに市立幼稚園の園長及び教頭並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	3
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	8
教育功労者を表彰すること	7
教科用図書を採択すること	3
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
その他	5
計	54

※教育長の臨時代理を含む

#### 5 総合教育会議の開催状況

市長と教育委員会が、本市教育の課題や方向性について協議する総合教育会議が、令和5年3月22日に開催されました。

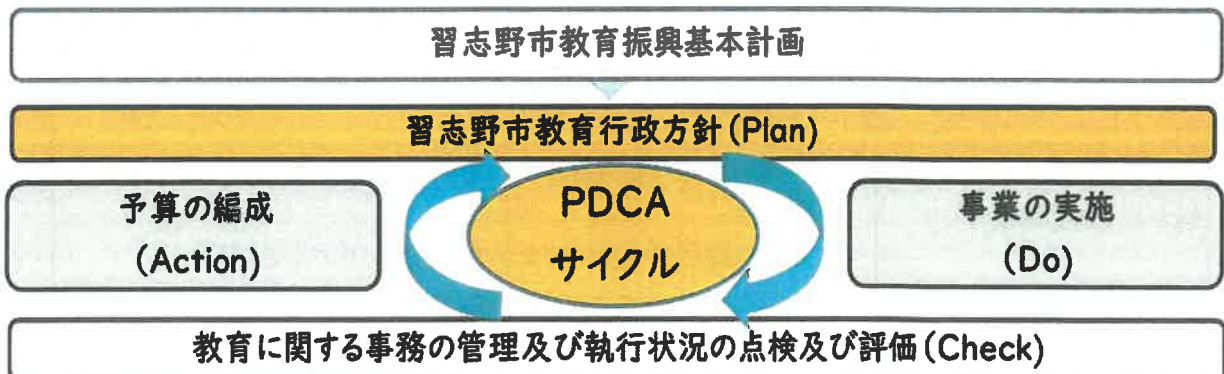
会議の中では、学校運営協議会と地域学校協働本部について協議をしました。教育委員からは、学校と地域が密接に関連し、地域ぐるみで子どもを育ていく仕組みの重要性や、閉鎖的になり特定の人しか参画できない体制や組織の形骸化への懸念など意見をいただきました。

## II 令和4年度習志野市教育行政方針の点検・評価

### 1 教育振興基本計画の施策体系



### 2 教育行政方針と点検・評価の位置づけ



### 3 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)

#### 【施策の評価】

(A)十分取り組めた (B)概ね取り組めた (C)あまり取り組めなかった (D)全く取り組めなかった

基本方針		施策 番号	施策	評価
1	生きる力の基礎を育む 幼児教育の向上	1	(1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)
		2	(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進	(A)
		3	(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進	(A)
		4	(4) 特別支援教育の推進	(A)
		5	(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)
2	子育て・子育て支援の充実	6	(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(A)
		7	(2) 家庭・地域との連携の強化	(B)
3	信頼を築く 習志野教育の進展	8	(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】	(B)
		9	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)
		10	(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(A)
4	子どもの生きる力を育む 教育の充実	11	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】	(B)
		12	(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】	(B)
		13	(3) 健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】	(B)
		14	(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
		15	(5) 特色ある学校づくりの進展	(A)
5	子どもを未来につなげる 教育の展開	16	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)
		17	(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
		18	(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)
		19	(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)
6	魅力ある市立高校づくり	20	(1) 多様な高校教育の一層の充実	(B)
		21	(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(A)

基本方針		施策 番号	施策	評価
7	生涯学習推進のまち 習志野の推進	22	(1) 学習機会の充実	(B)
		23	(2) 学習成果の活用	(A)
		24	(3) 社会教育指導者の確保と養成	(B)
		25	(4) 自主自立課題解決型社会の推進	(B)
8	芸術・文化活動の振興	26	(1) 芸術・文化活動の振興	(A)
9	文化財の保存と活用	27	(1) 文化財の保存	(B)
		28	(2) 文化財の活用	(B)
10	青少年健全育成の推進	29	(1) 青少年育成団体の活動支援	(A)
		30	(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
		31	(3) 青少年のための施設における活動の充実	(B)
		32	(4) 子どもの居場所づくりの推進	(A)
11	「する」「みる」「支える」 スポーツの推進	33	(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
12	家庭教育力の向上	34	(1) 家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
		35	(2) 家庭教育相談の充実	(B)
13	地域に開かれた学校づくり 【学校教育 課題①】	36	(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)
		37	(2) 地域とともにある学校づくりの推進	(B)
14	地域ぐるみで子どもを 見守る仕組みづくり	38	(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
15	安全で潤いのある 学校環境の整備	39	(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)
		40	(2) 小・中学校の教育環境の整備	(B)
		41	(3) 市立高等学校の教育環境の整備	(B)
		42	(4) 学校関連施設の環境整備	(A)
16	社会教育施設の再編・整備	43	(1) 社会教育施設の整備	(B)
17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	44	(1) 「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
18	教育行政の 効率的・効果的な展開	45	(1) 教育委員会事務局の活性化	(A)

4 教育行政方針の点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。	施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。	評価
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。	

各小施策の評価基準をもとに4段階(A~D)

【施策の達成状況】

目標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標 (総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めするための計算式(実数の場合は数式はありません)	○習志野市教育振興基本計画(R2年度~R7年度)に定めた基準値を示しています。	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。  ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和4年度末の実績値を示しています。  ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)

達成状況

小施策	① 施策を具体化した小施策を示しています。各小施策の達成状況が、施策の評価(ABC)の根拠となります。 ② ③	各小施策の達成状況を3段階(◎○△)で示してあります。	◎ ○ △
-----	---	-----------------------------	-------------

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています【担当課等を示しています】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和3年度の取り組みに対する点検・評価から見えた課題を示しています。	令和4年度の教育行政方針に基づく取り組みとその成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

評価(A~D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めた評価としています。



5 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 I/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策 (1)	社会の変化に対応した幼児教育の推進	(B)

【施策の達成状況】

目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○各幼稚園・こども園での研究保育の回数  ○園外の研修会への参加回数	○指導案を作成しての研究保育の回数 (各幼稚園・こども園1回以上)  ○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○指導案を作成しての研究保育の回数(各学年1回以上)  ○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○年1回以上 100%  ○全職員1回以上
				達成状況
小施策	① 主体性を育む教育課程の編成 ② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 ③ 体験を重視した教育活動 ④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 ⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進			○ ○ ○ ○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 主体性を育む教育課程の編成 【こども保育課】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
見直したカリキュラムに基づいた教育・保育の実践を行っていく。	カリキュラムの活用を図り、日々、教育・保育に取り組んだ。市立こども園3歳児の保育カリキュラムについては、生活時間や活動内容などの検証を実施し、幼児にとって無理のないカリキュラム編成を行うことができた。	引き続き、子ども理解に努め、実態に即したカリキュラムの編成、及び教育・保育を実践できるようにしていく。
② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 【こども保育課】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研究や研修を通して幼児の発達や思いを読み取りを意識したり、カリキュラムと紐づけた子ども理解をしたりする取り組みを継続していく。	各園での研究を通して職員間で幼児の姿から内面の読み取りを学ぶ機会となり、育ちの共有につながった。指導案を作成し実態把握を行うことで幼児の姿がより見え、発達に応じた具体的な関わり方や育ちの見通しを意識することができた。	各園の実態把握に努めたカリキュラムの編成や教育・保育計画の見直しを図り、子ども理解に努めていく必要がある。

③ 体験を重視した教育活動【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染症対策を講じながら様々な人との関わり方の工夫をしていく。	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、幼保小交流を実施した。小学生との交流や教室に入るなどの実体験をしたことにより、就学への期待や安心につながった。	地域に通う他施設の幼児・小学生との交流や地域の方による読み聞かせ等の場面をとおして、様々な人との関わりや実体験ができるような方法を工夫していく。

④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域の方の読み聞かせ等、関わり方の工夫をしていく。	地域の方や図書館の方による読み聞かせを再開させた園もあった。(82%) 職員による読み聞かせはほぼ毎日行った。感性や表現力の育ちを促す一つとして絵本の効果を幼児からの発言に耳を傾け共感したり、周りに広めたりすることにより、友達との関わりや互いの認めにつながることもあった。	感性や表現力の育ちを促したり、言葉で伝えあったりする事を促すツールの一つとして引き続き絵本を取り上げ読み聞かせ等、地域の方の協力を得られるようにしていく。(85%以上)

⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	令和5年度に向けた課題・方針
一人ひとりの課題を明確にし、その課題に応じた指導を継続していく。	理論研修や実技研修に加え、経験年数に応じた保育実践研修、教務主任研修、幼保合同特別研修など様々な研修を実施し、資質の向上を図った。 (全職員1回以上)	各種研修の実施、参加や公開研究会などをとおして引き続き教員の学びの場を確保する。研修後、各自が学びを生かしたり意識したりしている点を職場内で伝え共有する場を設ける。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 2/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (A)
施策(2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進	

【施策の達成状況】

健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○健康教育・食育教育の実施回数 ○人権教育研修の実施回数	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上) ○自園の人権教育研修の実施回数(1回)	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上) ○自園の人権教育研修の実施回数(3回以上)	○各施設 8回 ○各施設 3回
				達成状況
小施策	① 健康な心と体を育む身体活動の推進 ② 自他を思いやり、命を大切にす人権教育の充実 ③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実			◎ ○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 健康な心と体を育む身体活動の推進 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
多様な動きをより経験できるように環境の見直しを継続していく。	コロナ禍のため密を避け、時間差で園庭や遊戯室を使用しながら体を動かせるように工夫した。 (一日60分以上、体を動かして遊ぶことができた園の割合 100%)	今後も多様な動きを十分に経験できるように環境(物、人、時間)を工夫していく。

② 自他を思いやり、命を大切にす人権教育の充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
人権研修の実施回数と内容において、見直す必要がある。	日々の保育の中で、友達との関わり方や相手の気持ちに気付けるように絵本を利用する等の指導を意識した。 職員には <b>管理職対象に「不適切保育を防ぐために」の研修実施や、不適切保育等の対応フローチャートを配布した(1回)</b> 。併せて「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用を促し <b>学期毎に</b> 自己の振り返りが実施できるようにした。	具体例を示しながら幼児にわかりやすい内容の工夫をしていく。 職員の研修は、定期的に実施しながら自己の振り返りをしたり意識したりできるようにしていく。

③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
感染状況や社会情勢に応じた感染予防対策が身に付くように指導を継続していく。	幼児が自分で考えたり、視覚的に意識できるように環境面の工夫をしてきた。友達と距離を図ることや丁寧な手洗い等、繰り返しの指導をしてきたことで積み重ねから習慣化してきている。	食に関する意識を高めバランスよく食べることや全身を使って遊ぶことが、丈夫な体づくりにつながることを意識できるようにしていく。専門職(栄養士や看護師)からの「健康」や「自分の体」について学びの場を設ける。(学期に1回以上)

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 3/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策 (3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進	(A)

【施策の達成状況】

幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実に向けて取り組みます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練の実施</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 指標の求め方:(実施している園の数)/(幼稚園・こども園の数)</p>	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%)</p>	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%)</p>	<p>○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%)</p> <p>○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%)</p>
				達成状況
小施策	① 安全教育の推進 ② 安全管理の推進			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全教育の推進【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
マニュアルの見直しや訓練で気が付いた点を改善していく。	マニュアルの見直しは100%の園が実施した。計画的に訓練を実施する中、予測できない事態においても対応できるように教員、幼児に無警告での訓練も実施した。計画的な訓練では気が付かなかった点が見え、避難内容について見直しを行うことができた。	緊急事態に適切な行動がとれるよう、訓練や事案を通してマニュアルを見直し、安全教育の指導内容を改善していく。各地域の近隣小(中)学校との合同訓練などの実施に取り組んでいく。

② 安全管理の推進【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
幼児が自分で危険を予知し、状況に応じた判断や安全な行動ができるように様々な場面を想定して取り組んでいく。	計画的な訓練や日々の生活の中で様々な危険に気づき、安全に活動できるよう場面を捉えて指導してきたことで、状況に応じた行動を自ら考え、事故を未然に防ぐ力が身についた。	幼児が交通安全等に対して自分で危険を予知し、安全な行動ができるように、後の就学を意識した安全指導に取り組んでいく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 4/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策 (4)	特別支援教育の推進	(A)

【施策の達成状況】

支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○特別支援教育関連の研修会に全職員が参加の割合	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(38%)	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(50%)	○管理職 100% 担任等 80%
	○臨床心理士と指導主事の施設訪問の実施の割合	○各施設2回以上の実施の割合(100%)	○各施設2回以上の実施の割合(100%)	○100%
				達成状況
小施策	① 特別支援教育の更なる充実 ② 関係機関との連携と研修体制の充実			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の更なる充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
特別支援教育に関する研修に取り組んでいく。	<p>幼保合同特別研修における特別支援研修・管理職研修を通して、特別に支援を必要とする幼児への保育の向上を図ることができた。</p> <p>幼保合同特別研修 実施回数 年2回 参加人数 36名 (管理職4名、担任等32名)</p> <p>管理職研修 実施回数 年2回 参加人数 38名 (管理職38名)</p>	特別に支援を必要とする幼児への保育の向上が図れるよう、引き続き、特別支援教育に関する研修に取り組む。また、関係機関との連携を図る。

② 関係機関との連携と研修体制の充実 【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
臨床心理士と指導主事の施設訪問に取り組んでいく。	<p>学級運営支援事業による訪問や支援員研修の実施により、外部の専門家による助言や指導を受け、保育指導力の向上を図ることができた。</p> <p>訪問件数 25件 支援員研修 実施回数 年3回 参加人数 46名(担任等46名)</p>	教育・保育体制の充実を図るため、引き続き、臨床心理士と指導主事の施設訪問及び、支援員研修に取り組む。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 5/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策 (5)	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(B)

【施策の達成状況】

幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、なめらかな接続に向けて取り組んでいます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○各小学校区における互いの研究保育・研究授業の参観回数	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 2地域	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 16地域 年2回以上実施	○各小学校区における互いに研究授業等の参観を行っている地域 13地域 年2回実施
				達成状況
小施策	① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続 【こども保育課・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
習志野市接続期カリキュラムを活用しながら、互いの教育内容を理解していく。交流連携は、引き続き継続していく。	幼保小の職員が、互いに教育内容や育ちについての理解を深め円滑な接続を目指し、幼保小関連研修会を年3回実施した。理論研修を実施し職員同士、育ちについての理解が高まった。 参加率(100%) 幼児同士の直接的交流もしくはビデオレター等での交流を計画通りに実施できたことで幼児や小学1年生の育ちを知ることにつながった。 研究保育・研究授業の参観回数:16地域中13地域で年2回~3回実施	引き続き、習志野市接続期カリキュラムの活用をしながら、幼児の育ちと互いの教育内容の理解に努める。交流計画の内容の充実と、職員同士が育ちや互いの援助についてより具体的な取り組みが必要である。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 6/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価
施策(1)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(A)

【施策の達成状況】

安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施割合	○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施0% 指標の求め方:(実施している幼稚園の数)/(幼稚園の数)	○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施(100%) 指標の求め方:(実施している幼稚園の数)/(幼稚園の数)	○100%
				達成状況
小施策	① 家庭・地域での子育て支援の推進 ② 預かり保育の内容の充実			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭・地域での子育て支援の推進【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
在園児とのふれあいの代わりに、幼児の活動の取り組みを発信し、園の教育内容を伝える工夫をしていく。	5月から各6回実施した子育てふれあい広場において、11月からは在園児の出し物を披露した。参加した地域の保護者からは、子どもの育ちの見通しがもてたり親子で一緒に楽しめる場になったりしたとの感想が寄せられた。	園庭開放の回数を増やしたり、子育てふれあい広場では受付や案内などを在園児が行ったりしながら、地域の親子と自然にふれあえるように工夫していく。

② 預かり保育の内容の充実【こども保育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
長期休業中の預かり日数を拡充していくことを検討する必要がある。	長期休業中の預かり保育を実施し、日数の拡充を行った。学校閉庁日や研修、行事及び行事準備など以外については、年間200日以上の子育て支援の実施を行った。	引き続き、年間200日以上の子育て支援の実施をするとともに、遊具の精選や教材の充実を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 7/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (B)
施策(2)	家庭・地域との連携の強化	

【施策の達成状況】

目標	保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較指標の求め方:各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得(67.4%)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得(70%)	○各施設での学校評価指数 保護者との連携についての項目71% 地域との連携についての項目77%
				達成状況
小施策	① 地域に根ざした園づくりの推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に根ざした園づくりの推進 【こども保育課】

令和3年度から見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
園教育の発信と幼児の成長を具体的に伝える工夫をし、家庭との連携を図る。地域との連携において、コロナ禍にあっても各園が工夫した方法を実施していく。	園生活を実際に見ていただける機会の工夫を図った。主な行事では、保育参観や発表会など人数制限しながらも実際に来園し見ていただくことができた。 コロナ禍でも実施できる方法を探りながら、地域の方や図書館職員による絵本の読み聞かせを再開した。少しずつではあるが地域との連携が図れた。	引き続き、幼児の育ちが伝わるタイムリーな園教育の発信に努める。(写真とコメント入りの掲示物・園だより・学年だより等)



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 8/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価 (B)
施策(1)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	

【施策の達成状況】

いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○不登校児童生徒数の割合	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.72%以下) 中学校(3.07%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○不登校児童生徒数の割合 小学校(1.64%) 中学校(5.36%)
	○いじめアンケートの全市集計	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(7.5%以下) 中学校(0.6%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下)	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(2.17%) 中学校(0.46%)
				達成状況
小施策	① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進 ② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実 ③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開			○ ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学業不振を主たる要因とする不登校児童生徒がいなくなるように支援を行う必要がある。(小学校1名、中学校14名)	小中学校ともに、校内外の講師を招請した授業研究を通じて、授業力の向上を図ることができた。教育相談員を配置するなどし、不登校児童生徒の学校における居場所づくりを進め、学習機会を確保した。(学業不振を主な要因とする不登校児童生徒小学校1名、中学校7名(3月末時点))	学校のみならず、適応指導教室「フレンドあいあい」における学習活動の充実を図り、児童生徒自身が「わかる・できる」を実感できるよう支援していく。また、将来における社会的自立を支える学びの場を広げる必要がある。

② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
総合教育センター訪問相談のさらなる活用を進めていく必要がある。	総合教育センター訪問相談の活用が進み、学校職員が面会することが難しい状態にある児童生徒に対して、支援を図ることができた。訪問相談員については、担当している児童生徒に関するケース会議にも参加し、関係機関との組織的な対応の促進につながった。	学校だけでは対応が難しいケースを早期に見出し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と早期に連携が図れるように支援する必要がある。また、学校や総合教育センターに繋がることのできていない不登校児童生徒については、市内数か所において適応指導教室を開催し、社会的自立支援の場づくりを行っていく。

③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「SOSの出し方教育」の推進を図っていく。また、匿名メール相談WEBアプリ等を活用し、相談環境の充実を図る。	脱いじめ傍観者教育やSOSの出し方教育の教材を配付し、実施するよう周知を図った。匿名メール相談WEBアプリでは、小学校高学年から中学校3年生まで一定数の相談があり、相談環境を増やすことができた。	さらに相談する環境を増やせるよう、脱いじめ傍観者教育、匿名メール相談WEBアプリ等を継続するとともに、リーフレット等を活用し相談できる環境を増やしていく。 法務相談体制を整えるとともに、弁護士による教職員対象の研修や児童生徒対象の出前授業を実施する。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 9/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)

【施策の達成状況】

目標	障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、個別の教育支援計画の作成率及び活用状況	○個別の教育支援計画作成率(99%) (通常学級を含まない)(活用状況については、今後予定する保護者アンケートによる)	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、作成が必要な児童生徒の個別の教育支援計画作成率(100%)	○95%	
○特別支援学級数と支援員配置数の差	○特別支援学級数(62学級) 支援員配置数(39人) 差(-23人)	○配置数の差を10人以内にする。	○+1人 特別支援学級数(87) 支援員配置(88人) 個人配置(19人) 学級配置(28人) 学校配置(41人) ※上記の内11人が2つの配置で兼務。	
達成状況				
小施策	① 特別支援教育の充実 ② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 ③ 発達障がいなどに対する支援の推進 ④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 ⑤ 支援員の適切な配置			○ ◎ ◎ ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の充実 【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設面での整備だけでなく、学級運営や人材の育成などのソフト面での充実を図る。	鷺沼小学校の自閉症・情緒障がい通級指導教室を、自閉症・情緒障がい特別支援学級へ変更した。市内すべての小・中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を整備した。 特別支援学級担任、通級指導教室担当者に対して、各障がい種に応じた指導法研修を開催し、特性や自立活動等の指導について理解を深めた。	知的障がい特別支援学級及び、自閉症・情緒障がいに係る通級による指導の学びの場等、連続性のある「多様な学びの場」の整備計画について検討を行う。

② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
通常学級担任や管理職の積極的な参画を促進する。	心理発達相談員による学校への巡回訪問では、すべての小・中学校に各学期1回以上、合計81回訪問した。児童生徒の特性や支援の手立てについて助言することで、通常学級での支援について理解が深まった。 校内支援委員会では、特別支援教育コーディネーターと管理職が連携し、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を共有したり、具体的な支援の手立て、学びの場について検討したりすることができた。	交流及び共同学習の目的などについて、研修や会議を通じて学校全体の専門性の向上を図る。 巡回訪問時の協議会では、学年主任や進路主任、管理職などの参加を促し、学校全体の専門性の向上へとつなげる。

③ 発達障がいなどに対する支援の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
合理的配慮の明記とともに、通常学級における指導・支援への活用を図る。	各学校1名の推薦悉皆研修として、通常学級担任を対象とした特別支援教育基礎研修の実施(2回開催) 8月に通常学級の担任を対象とした授業力向上研修において、「通常学級で静かに困っている子どもの支援」をテーマにした研修を行った。	「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成と活用」に関しては、特別支援教育基礎研修の他、校長会議や教頭会議、進路主任研修などの機会を活用して広く周知を図る。

④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研修の内容が、校内で情報共有され、学校全体へとフィードバックされるよう、実施方法の改善を図る。	特別支援教育コーディネーター研修、通常学級担任を対象とした特別支援教育基礎研修を、各校1名推薦悉皆研修として実施した。「合理的配慮の提供」や「個別の教育支援計画の作成と活用」などをテーマとして研修を行い、特別支援教育に関する専門性を高めることができた。	研修の内容が、各校の校内研修等で共有されているかについて、確認する。また、要請に応じて、各校で研修を行い、教職員全体の特別支援教育に関する専門性の向上と、校内支援体制の充実を図る。

⑤ 支援員の適切な配置【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学級配置の支援員に関して、自閉症・情緒学級での活用を図る。	通常学級において個別の支援を必要とするケースに対して、1ペア(2名)の学校配置の支援員を追加した。医療的ケアの必要な児童に対しては、2ペア(4名)の看護師を配置した。担任と連携し、安心安全な学校生活につなげることができた。	児童生徒の発達段階、特別支援学級数等を考慮して、各学校における支援員の配置と活用を検討する。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(A)

【施策の達成状況】

目標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○教職員が参加する資質・指導力の向上を図る各種研修会におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	○令和元年度から指標を変更するため現状データなし	○期待度 (95%以上)	小中初期層教職員研修 100% 小学校教科指導法基礎研修 100% 中学校学級経営基礎研修 100%
				達成状況
小施策	① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 ② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実 【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
初期層教職員は増加傾向にあり、教科指導及び学級経営の基礎基本に加え、生徒指導や保護者対応についての研修を取り入れるなど、内容の検討及び見直しが必要である。  教職員対象のICT機器活用アンケートの結果から、1人1台タブレット端末の操作方法の基礎や教科指導・アプリの活用方法についての研修を必要とする声が多く上がっており、令和4年度のICT教育活用研修の中に位置付ける。	小中初期層教職員研修については、オンラインやオンデマンドを併用して実施するなど、受講者の状況に応じた対応をとった。また、保護者対応に関するテーマの研修では、事例をもとにグループ協議を実施し、対面研修の重要性を再認識した。 各学校の教科主任や希望者に対する研修では、教育課題をテーマに研修を行い、教育実践に活かせる内容となった。  ICT教育活用研修を年5回実施した。特に夏季休業中のTeams研修、教科ごとのタブレット端末活用研修、Classnotebook等の研修などは、すぐに実践できる内容であり、受講者から好評を得た。夏季研修では、ICTマスターがトレーナーとして参加し、受講者に直接指導した。	初期層教職員の人数が増え、研修が大規模になるため、状況に応じてオンラインやオンデマンド形式を併用するなど、研修の開催方法を工夫して実施する。また、受講対象者に応じて、研修内容及び講師について吟味したうえで、企画・運営していく。  引き続き、授業において効果的にタブレットを活用することができるような研修を企画・運営し、研修を通してICTマスターの活用・育成を図る。

② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進 【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
実施した研修内容を各学校で広めていく必要がある。	教育論文・実践記録研修や教育研究研修を3年ぶりに実施した。研修講師やアドバイザーには、長期研修の経験者や、研究の意義や方向性を多くの視点で伝えられる校長・教諭を選定した。論文・実践記録は、記録集や報告書にまとめ、市立各園・小・中・高等学校に送付し、周知した。	教育論文・実践記録研修は、研修希望者が自身の研究テーマをもとに研究を進め、民間の論文募集に応募する。教育研究研修では、教育委員会が主体となって次世代のリーダーを育てる場として実施する。記録集については、紙媒体からTeamsでデータを掲載し周知する形式に変えていく。市内共有フォルダを作成し、市内全職員がアーカイブデータを共有できるようにしていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 11/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(1)	確かな学力を保障する教育の推進	

【施策の達成状況】

目標	教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較をする	○令和元年度 ※調査項目が変更になったため (小6) 国語66%(+2.2) 算数69%(+2.4) (中3) 国語75%(+2.2) 算数60%(+0.2)	○全国比 (+5.0) ※全国1位の県が全国平均より、およそ+5ポイント高いため、全国比+5.0ポイントとしている。	【小学校国語】 市:71.0% 全国:65.6% 全国比:+5.4 【中学校国語】 市:71.0% 全国:69.0% 全国比:+2.0 【小学校算数】 市:67.0% 全国:63.2% 全国比:+3.8 【中学校数学】 市:56.0% 全国:51.4% 全国比:+4.6
				達成状況
小施策	① 個に応じた指導の充実 ② 指導と評価の一体化 ③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善 ④ 緊急時における学びの保障			○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた指導の充実【指導課・総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>経年で結果を分析すると、記述式における無解答率が高い傾向にある。授業改善と「書く力」向上のための令和4年度発出「ならしの学力向上プラン」の更なる周知と指導に努める。</p> <p>教科の特性に応じたタブレット端末やデジタル教科書の活用を図ることについて研修等で周知していく必要がある。</p> <p>タブレットの活用状況に学校差や学級差があり、活用が進んでいない学校や活用が不得意な教員へのさらなる支援が必要がある。</p>	<p>書く力を高めるため、「ならしの学力向上プラン」に具体策を明記し、各学校に周知を図るとともに、指導案検討や学校訪問の際に、日頃の授業で取り組める例を紹介してきたが、条件付きの作文等で無回答率が高い。また、タブレット端末の活用やデジタル教科書の活用で、音声機能や文字の拡大機能などデジタルの良さを利用することで、特別支援学級や学習の苦手な児童生徒の理解を助け、学習への意識向上につなげる授業が増えてきた。</p> <p>ICT活用教育研修を通し、不得意な職員に対する基礎研修を実施した。さらに、各教科におけるタブレット活用事例を教科主任に伝達し全ての学校へ周知した。また、授業におけるICT活用の推進及び、ICT推進のリーダー役の育成を図るために、ICTマイスター育成事業を実施した。マイスターを中心とした校内研修を実施するなど、ICT活用についての学びの場を広げることができた。</p>	<p>「書く力の向上」に向けて、授業のまとめや振り返りを自分の言葉で書く等の経験を積み重ね、経年で結果の分析をしていく。また、「書く力」に加え、「話す力」の育成も試みることで、生きる力の育成という観点で「自分自身の言葉で考えを伝える力」の育成を目指していく。</p> <p>「ならしの学力向上プラン」を周知する際は、文書やデータの配付を行うとともに、訪問による教職員への指導助言の機会を通して、より直接的に活用を働きかけるとともに、学校内全体で共有していくように促していく。</p> <p>ICTマイスター育成事業を継続して行い、学校での活用の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図ることで、一人一人が「わかる・できる」を実感できる授業を実施する。</p> <p>令和5年度にAI型デジタルドリルを導入する。</p>

② 指導と評価の一体化【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
評価を次の学習の改善に結びつける視点がまだ薄い授業が散見される。授業前に評価計画を明確に立てる必要がある。	学校訪問の際、国立教育政策研究所から発行されている『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』をもとに、教科ごとの観点に対する評価の在り方について説明を行ったことで、具体的にどの場面で、どんな評価をどのように設定したらよいか、実態に応じた評価について理解を深めることができた。	実態に応じた評価を意識して授業を展開する教員が増えたが、生徒の学習の成果を把握し、その後の授業改善につなげることが指導と評価の一体化である。今後もこのような取り組みを実践するよう促していく。

③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
課題改善に係る会議や研修を実施し、より現場に強く働きかける必要がある。	令和4年度全国学力・学習状況調査を受け、学力向上推進委員会を中心に、教科の課題を分析するとともに、今後の取り組みの具体策を「ならしの学力向上プラン」にまとめ、各小・中学校に配付周知した。各校において、主に教職員の指導改善のための資料や校内研修の資料として活用されている。	「ならしの学力向上プラン」のさらなる活用を図るため、継続して校長会や教頭会、教務主任会と連携しながら活用を図るよう周知していく。この取り組みにより、教職員の指導改善が図られ、児童生徒の学力向上にどのように反映されているかを検証していく。

④ 緊急時における学びの保障【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
オンライン授業について、更に教室の授業の内容に近づけるよう研究する。	新型コロナウイルス感染症の対応だけではなく、様々な理由による欠席児童生徒の対応として、オンライン授業が行われている。	学校への登校が難しい児童生徒の教育機会を確保するため、保護者のニーズを受けて、学習内容や授業形態に応じて、可能な範囲で、個別にオンライン授業の実施を推進する。 緊急時だけでなく平時においても活用を拡大できるよう、全小中学校にルーターを配付する。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	子どもが感動する豊かな体験活動を大切に、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○学校の保護者アンケートにおける体験学習に対する満足度	○令和元年度から指標を変更するため現状データなし	○学校の保護者アンケートにおける体験学習に対する満足度(80%)	○鹿野山セカンドスクールの児童アンケート「よかった」74% 「まあまあよかった」23%
	○全学級が道徳科授業を公開している学校数	○道徳科の授業の年1回以上の授業公開をする。(23校)	○全学級が道徳科授業を公開している学校数(23校)	○全学級での道徳科の授業公開実施校は21校であった。
				達成状況
小施策	① 豊かな体験活動の充実 ② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実 ③ 学校人権教育の充実 ④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進			○ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 豊かな体験活動の充実【指導課・鹿野山少年自然の家】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
日帰りでの実施となったため、体験できる活動に限りがある。宿泊を伴う体験活動の実施場所や内容について検討していく必要がある。	感染症拡大防止のため、小学校の4年生から6年生まで、すべて日帰りでの実施とした。限られた時間の中ではあるが、山歩きやオリエンテーリングなど、自然にできるだけ多く触れるような活動に取り組んできた。	令和5年度からは感染対策を講じ、児童の安全面に配慮したうえで、2泊3日の宿泊自然体験学習として実施していく。

② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍にあって、家庭や地域と連携して行う取り組みの工夫が必要である。	保護者、地域住民による登下校の見守り活動が18校で実施された。また、保護者や地域住民が学習活動に参加した学校は20校であった。田植えや伝統芸能など、地域の特色を活かした交流が行われ、豊かな体験を通し、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養につながった。	地域との交流や、体験活動を通して体得した他者をおもいやる心を一層育て、いじめ防止へつなげる。

③ 学校人権教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各校で策定された「全体計画」及び「年間指導計画」に基づき、管理職、学校人権担当が中心となって、取り組みを明確にする必要がある。	千葉県学校人権教育に関する参考資料を配布し、全体計画、年間指導計画に基づき、さまざまな人権課題に対して学習の取組を行った。習志野市で制定された「大切な人を守る宣言」を各学校に掲示し、人権意識を啓発した。LGBTQや障がい理解する学習や北朝鮮拉致問題に関する作文コンクールへの出品があり、優秀賞をとる作品もあった。	多くの人権課題があり、それぞれについて、児童生徒に理解を深められる啓発活動を「全体計画」及び「年間指導計画」に位置付けるよう周知を行っていく。

④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進【指導課・学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>コロナ禍による影響が大きく、小中音楽会、ならしの学校音楽祭、市内席書会等において、感染症対策を踏まえた実施の仕方についての工夫が必要である。習志野文化ホール休館後における行事開催方法の検討する必要がある。</p>	<p>習志野市文化連盟事業の小中音楽会、総合教育展、英語発表会、席書大会、審初覧会のすべての行事を開催することができ、充実した芸術文化活動をとおして、豊かな情操を育むことにつながった。</p> <p>また、「ならしの学校音楽祭」も開催することができ、「音楽のまち習志野」として、芸術・情操教育の推進が図れた。</p>	<p>習志野文化ホール長期休館中における小中音楽会および「ならしの学校音楽祭」の開催について、運営委員会や実行委員会等で、開催内容、運営について確認、検討を十分に行う。確実に市立小・中学校に周知し、スムーズな運営ができるようにする。</p> <p>総合教育展については、より効果的な展示方法について検討をする。</p>



政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 13/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)
施策(3)	健やかな体を育む教育の推進	

【施策の達成状況】

生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。 学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
目標	○小・中学校の歯科治療率(治療済みの人数÷治療勧告者数)	○小学校:68.1% ○中学校:42.5%	○基準値+5%	R5年1月末の治療率 ○小学校:63.5% ○中学校:40.8%
	○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 [(A・B)-(D・E)]のポイント差	<小学校> 5年男子 市 26.5 国 9.6 5年女子 市 53.5 国 21.9 <中学校> 2年男子 市 24.6 国 6.2 2年女子 市 73.6 国 53.3	<小学校> 5年男子 市-国>20P 5年女子 現状値31.6を上回る  <中学校> 2年男子 市-国>20P 2年女子 現状値20.3を上回る	<小学校> 【5年男子】 市:8.9P 国:-6.3P 全国との差15.2P 【5年女子】 市:23.4P 国:8.2P 全国との差15.2P <中学校> 【2年男子】 市:13.3P 国:-2.1P 全国との差15.4P 【2年女子】 市:59.8P 国:35.5P 全国との差24.3P
				達成状況
小施策	① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進 ② 体力・運動能力の向上 ③ 児童生徒・教職員の健康管理			○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍にあって講演会形式の指導実施が困難となっている。コロナ禍に即した実施方法を考えていく必要がある。 家庭と連携した健康教育をさらに推進していく必要がある。	助産師会と連携したいのちの講座を実施した。(小学校:93.8%、中学校:100%) 健康支援課や学校歯科医と連携した歯科指導を実施した。 (小学校:73.8%、中学校:85.7%) 健康支援課と連携した生活習慣病予防指導を実施した。(小学校:62.5%、中学校:57.1%) 歯の染め出しを家庭で実施してもらう等、家庭でできる取り組みを行い、家庭から協力的な意見があがった。	コロナ禍にあって実施できなかった講演会形式の指導実施を徐々に再開しつつある。実施方法を工夫しながら、さらに実施校を増やしていく。 地域の人材・機関を活用した健康教育の実施率は上がってきているが、家庭と連携した健康教育については、取り組み内容等を検討し、さらに推進していく必要がある。

② 体力・運動能力の向上【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>全体的な体力低下が顕著である。体力向上と併せて二極化傾向の改善に向けて、具体的な手立てを学校に伝えていく。</p>	<p>感染対策のため活動制限が行われた中ではあったが、これまでの経験を活かし、状況に応じてできる限り運動の機会を確保し、体力向上の取り組みを行った。具体的には、市内すべての学校で「遊・友スポーツランキングちば」に継続的に取り組み、児童生徒の体力向上に対する意識を高めた。</p>	<p>全国的に体力の低下が課題となっていることから、運動の機会を確保し、具体的な目標値を設定し、運動に対する意識の向上を図る。</p>

③ 児童生徒・教職員の健康管理【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>健康診断受診について、人間ドック受診者を含めて全職員が受診するように、管理職から勧奨する必要がある。 ストレスチェックについて、全対象者が受検するように管理職や衛生管理者から勧奨する必要がある。</p>	<p>児童生徒に対する定期健康診断を実施した。 教職員定期健康診断・雇入時健康診断を実施した。(定期健康診断:845人<b>実施</b>・<b>実施率</b>95.6%、雇入時健康診断:3人) 管理職が職員の受診状況を確認し、積極的に受診勧奨を行った結果、前年度よりも0.8%実施率が上昇した。 教職員ストレスチェックを実施した。(859人<b>実施</b> <b>実施率</b>97.2%) 千葉工業大学協力の基、第4回目の職域接種を実施した。(305人接種)</p>	<p>健康診断受診を勧めても実施しない職員がいる。全員が受診するように、管理職から引き続き勧奨していく。 ストレスチェックについて、実施率が令和3年度よりも1.6%減少してしまった。全対象者が受検するように、ストレスチェックの意義や重要性を周知し、管理職や衛生管理者から全員受検を徹底していく。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 14/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(4)	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)

【施策の達成状況】

目標	栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合	○90.3%	○98%	○95.1%(小学校) ○87.3%(中学校)
				達成状況
小施策	① 食育の充実 ② 地産地消の推進 ③ 安全な給食の提供			◎ ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 食育の充実 【学校教育課・学校給食センター】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
食育の充実に向けて取り組みを進めていく。	<p>栄養教諭や学校栄養職員による食育を、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、各校で食育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の働きについて昼の放送で紹介 23校(100%)</li> <li>・食育だよりの発行23校(100%)</li> <li>・教科等における食育の実施</li> <li>・保護者や地域と連携した食育を実施</li> <li>・給食センターでは、ほぼ毎月食育視聴覚動画の配信をした。</li> </ul>	<p>朝食をとる大切さについて、生徒指導上の課題である生活習慣の乱れも含め、学校、家庭、地域と連携し指導にあたっていく。</p> <p>引き続き、食育の充実に向けて取り組みを進めていく。</p>
② 地産地消の推進 【学校教育課・学校給食センター】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市内農家の数が減っており、地元野菜の導入を増やすことが難しい。	<p>農家の方と連携を図り、給食に習志野市産の旬の野菜を取り入れた。また、キャロット計画※の際には、習志野市産の人参を取り入れた給食を実施し、地元野菜の導入を推進した。本市の農業に対する理解を深め、食育にもつなげた。</p> <p>※春夏人参の収穫時期である5～6月に、市内の学校で提供される給食を、習志野市産人参彩誉(あやほまれ)で賄う取り組みのこと。</p>	<p>市内農家の減少により、習志野市産の野菜の導入が更に難しい状況となることが予想される。近隣市で収穫できる野菜の導入も検討していく。</p>
③ 安全な給食の提供 【学校教育課・学校給食センター】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
安全な給食の提供についての取り組みを進めていく。	<p>「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」、学校給食における危機管理マニュアルに基づき、安全な給食の提供に努めた。また、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、手洗いの徹底等の感染症対策に努めた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を考慮しつつ、引き続き、安全な給食の提供についての取り組みを進めていく。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 15/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(5)	特色ある学校づくりの進展	(A)

【施策の達成状況】

各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○「校内外の研修や研究会に参加し、その成果を積極的に教育活動に反映させていますか」の問いに「よくしている」と回答している教員の割合	○令和元年度から指標を変更するため現状データなし	○90%
			実績値 (令和4年度)
			「今後の教育活動に活用できますか」の問いへの回答 小学校教科指導基礎研修100% 中学校学校経営基礎研修100% 小中初期層研修100%
			達成状況
小施策	① 特色ある学校づくりの推進 ② 地域の教育環境を生かした教材の開発		◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 特色ある学校づくりの推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
研究の成果を市内全体で共有するための方法や指導主事の学校訪問に関して、オンラインやオンデマンドも視野に入れて計画していく必要がある。	公開研究会について、開催形態を工夫することで令和4年度に開催を予定していた、小学校9校、中学校1校、幼稚園1園の全ての学校で実施することができた。開催形態は参集型が5校、オンライン型が3校1園、ハイブリット型が2校であった。 これらの取り組みを含めて、様々な場面でICT機器を活用することで教職員の意識や技能等を向上することができた。	各学校の特色ある研究に対して、指導主事が学校訪問を行い、授業づくりにおいて、教科の特性に応じたICT機器・デジタル教科書・タブレット端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の学力の向上を目指す。

② 地域の教育環境を生かした教材の開発【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、商店街や畑の見学等で制限が加わった。書面や動画視聴等も取り入れながら、地域とのつながりを継続させていく必要がある。	新型コロナウイルス感染防止への動き等が緩和され、社会科の学習などでは商店街での買い物体験が行われ、地域の良さを生かした体験的な学習活動が行われるようになってきた。書面や動画視聴等の手立てをとる場合と直接かかわりが持てる場面とを吟味し、それぞれの良さを生かす試みが見られた。	行動制限が緩和され、地域の素材や材料を生かした体験的な学習活動が推進できるよう事例を共有し、拡大していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 16/45
基本方針5	子どもを未来につながる教育の展開	評価
施策(1)	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○全国学力・学習状況調査の結果の分析  ○習志野市独自の学力テストの結果の分析	○全国平均と同等もしくは上回っている。 小4:国語 (本市77.2/全国74.8) 算数 (本市72.6/全国70.2) 中1:国語 (本市73.4/全国70.2) 数学 (本市67.5/全国67.3) (数値は平均正答率)	○全教科、全領域において、全国平均を1.0ポイント以上上回る 正答率60%未満の層を、 ・小学校においては、全体の15%未満 ・中学校においては、全体の25%未満	全国学力・学習状況調査結果 【小学校国語】 市:71.0% 全国:65.6% 全国比:+5.4 正答率60%未満:20.0% 【中学校国語】 市:71.0% 全国:69.0% 全国比:+2.0 正答率60%未満:27.3% 【小学校算数】 市:67.0% 全国:63.2% 全国比:+3.8 正答率60%未満:22.2% 【中学校数学】 市:56.0% 全国:51.4% 全国比:+4.6 正答率60%未満:55.6% 【小学校理科】 市:67.0% 全国:63.3% 全国比:+3.7 正答率60%未満:22.2% 【中学校理科】 市:51.0% 全国:49.3% 全国比:+1.7 正答率60%未満:90%
				達成状況
小施策	① 「主体的・対話的で深い学び」の実現 ② 読書教育の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現【指導課】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学習問題や学習課題に応じた学び合いになるよう、視点を明確にし、見通しのある学習展開にするとともに、児童生徒の変容をしっかり見取る工夫をしていく。	授業において「一単位時間内に集中できる時間」を設定し、一人ひとりが真剣に課題に向き合いながら学びを深めるように、助言と指導を行った。また、千葉県総合教育センターから出されている『「思考し、表現する力」を高める実践プログラム』を取り組むことで、見通しのある授業展開を実践することができ、児童生徒が自ら考え、相手と共有することで学習内容の深化が図れ、学びの意欲とともに、深い学びにつながる学習への展開に指導できた。	児童生徒の「自分の言葉で考えを伝える力」の育成を図り、授業の振り返りを自分の言葉で書いたり、授業中の話し合いで自分の考えを話したりする時間を設定する。また、下位層の児童生徒の学習意欲を低下させないために、課題の設定を工夫し、基礎基本の定着を図る。
② 読書教育の充実【指導課・教育総務課】		
令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
国語以外の教科における学校図書館活用が課題である。また、インターネットと書籍をバランスよく組み込んだ調べ学習を推進していく。	中学校英語の学習において、学校司書によるブックトークの実施など、連携した取り組みが見られた。学校図書主任会議において各学校代表に周知した。	今後も学校図書主任会議をよい機会と捉え、様々な教科における効果的な図書館活用の事例紹介を行い、周知を図っていく。 調べ学習については、タブレットを活用する利点と図書館を利用する利点とを明確にし、選択できるようにしていく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 17/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(2)	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

<p>基礎的・汎用的能力や自らの考えや意見を自らが発信し具体的に行動できる態度の育成に向けて、キャリア教育や国際教育に取り組みます。</p>				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○中学校職場体験実施状況	○中学校職場体験の実施 7校	○現状維持(7校)	○中学校 2校
	○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施状況	○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施 16校	○現状維持(16校)	○小学校 12校
				達成状況
小施策	<p>① 個に応じた進路指導の充実 ② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成 ③ 外国語教育・国際理解教育の充実 ④ 平和教育・環境教育の充実</p>			<p>◎ ○ ○ ○</p>

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた進路指導の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
自身の能力や適性を理解し、将来の進路選択に向けた知識や見通しについて、自ら考えていけるよう取り組んでいく。	コロナ禍による制限が緩和される中、高等学校等の入試に関する取り組み(学校説明会・出願方法・試験科目等)が学校毎で異なる状況が見られたため、各中学校の進路指導の担当教員を集めた会議(年間5回)で情報共有の徹底を図り、正確な情報を生徒に伝達し、自らの進路選択に生かせるような指導支援を取り組むことができた。	今後も高等学校等における入試の形態の多様化が予想されるため、情報収集を迅速かつ丁寧に行い、各中学校との情報共有の徹底を図り、生徒たちの進路の実現を指導支援できるよう取り組んでいく。

② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
社会状況に応じて、実際に見学・体験する学習も実施する。引き続き、感染症対策を考慮したキャリア教育の取り組みを進めていく。	感染症拡大防止のため、思うような活動ができていない面はあったが、教員がインタビューをしたり動画を撮影したりして、形を変えたキャリア教育が実践されてきた。また、職業講話の機会も多く設けられるようになってきた。	状況に応じて感染症対策は講じつつ、実際に見学・体験などの機会を積極的に設けていく。

③ 外国語教育・国際理解教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学区における小・中学校の連携を促進する。	小中連携推進協議会にて、学区ごとに学習スタイル等について情報交換をした。コロナ禍の影響もあり、小・中学校相互の授業を参観する機会が取れていないが、市内で共通したテーマで小・中学校の連携を進めるための原案を作成することができた。	小・中学校相互に授業を参観することを進め、令和4年度に作成した市内共通の小・中学校連携テーマ「相手意識でつながる」ことについて、具体的な取り組みを行う必要がある。

④ 平和教育・環境教育の充実【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
人権意識、平和、環境を大切に感じる感覚を高めるため、学校教育を通じて、各種コンテスト、ポスターなどへ参加の徹底を促す。人権教室、「被爆体験講話」の実施校を増やす。	人権意識を高めるために、学校から人権標語コンテスト、人権ポスター、人権作文などの参加を促し、多数の参加があった。	児童生徒への人権意識啓発のため、外部団体等と連携して、人権教室への参加を促す。年度当初の研修等で周知を行い、実施校を増やしていく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 18/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(3)	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
	○GIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置	・1台当たり12.5人 ・0人	・1台当たり1人 ・4校につき1人
	○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合	(令和元年度) ・小学6年生:6.3% ・中学3年生:5.5%	・100% ・100%
	○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合	・77%	・100%
			実績値 (令和4年度)
			・1台当たり1人 ・4校につき1人
			・13.5% ・9.9%
			・77%
達成状況			
小施策	① 1人1台タブレット端末の効果的な活用		○
	② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実		○
	③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実		◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 1人1台タブレット端末の効果的な活用【総合教育センター・指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「ほとんど使わない」と回答した児童生徒が小学校上学年16%、下学年22%、中学生16%であった。(2学期実施タブレットアンケート) ICT活用に消極的な教員に対しても、活用の効果や具体的事例等を示し、活用を進める。 デジタル教科書の活用を推進する必要がある。	タブレットの効果的な活用を図るため、授業での「意図した活用」を推進し、各教科の指導主事やICT学習指導員が中心となり指導を行った。具体的な事例や活用法について示すなど、多くの教職員に周知することができた。しかしながら、「ほとんど使わない」と回答した児童生徒が小学校上学年15%、下学年21%、中学生11%であった。 学習者用デジタル教科書については、訪問等で家庭学習への活用、書き込みや画面保存機能を利用したグループ活動など、学習者用デジタル教科書の活用方法について紹介した。	全学年、各教科での活用を推進する。さらに、各学校の家庭学習の内容について再検討を促すとともに、効果的な活用場面をさらに推進していくため、AI型デジタルドリルを導入する。 学習者用デジタル教科書の一層の活用を図るために、教員だけでなく児童生徒に具体的な活用方法を説明していく必要があり、授業者に紹介した活用方法を児童生徒にも伝えるように指導していく必要がある。

② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学習成果物としてのデータファイルと個人情報の扱いについて指導の徹底を図る。	学習の成果物や個人情報について適切に運用するとともにファイル共有ソフトにアップロードしないように周知した。さらに、ファイル共有ソフトの活用方法について、データファイル上での課題配付及び提出方法等の研修を行い、教職員の技能の向上が図られた。	教職員の技能向上とともに、児童生徒に対し、個人認証情報や作成したデータの取り扱い方について周知し、情報リテラシー能力の育成を発達段階に合わせ行っていく。

③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度的主要な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>オンライン研修だったため、実技が行えなかった。</p> <p>ICT支援員の活用については、先進事例の紹介や、タブレットの活用の提案など、学校のニーズに応える必要がある。</p>	<p>各教科におけるICTの活用事例を共有する研修を設定したり、マイクロソフトWhiteboardの使用方法について学ぶ研修を行ったりした。ICTマイスターやICT支援員を講師や支援役としたことで、受講者への個別の支援を丁寧に行うことができた。</p>	<p>学校現場のニーズをヒアリングした上で、現場から求められている研修を適切に設定・実施していく。</p>



政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(4)	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(B)

【施策の達成状況】

目標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	〇市立小・中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	〇100%	〇100%	〇60% 各校訓練マニュアルは作成はできているが、コロナ禍で地域と連携した避難訓練を行うことが難しかった。
				達成状況
小施策	① 安全管理の徹底 ② 安全教育の推進			〇 〇

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全管理の徹底【学校教育課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域住民との連携についても、さらに進める必要があるため、地域に向けた情報発信の方法を検討していく必要がある。 関係機関との連携が必要な危険箇所への対策が遅れが生じた。今後、迅速な対策を進めるために連携を強化していく必要がある。	通学路安全対策協議会を開催し、通学路の合同点検を実施した。警察など関係各機関と連携して危険箇所や改善要望箇所への対策を実施した。 通学路の合同点検の結果を市のホームページに掲載するとともに、各学校に対し、地域や保護者、児童生徒の視点を取り入れて危険箇所等の確認をするよう指導した。その結果を基に、来年度の点検実施箇所を決定した。	通学路の合同点検を実施した箇所の対策・対応については、今後も警察をはじめ、関係各機関と連携し、迅速に対応できる体制を整える。 通学路の合同点検の結果を市のホームページだけでなく、各学校のホームページや学校だより等で地域及び保護者に対する積極的な情報発信を推進していく。 また、交通安全教室が縮小傾向にあるため、安全推進のための活動を工夫していく必要がある。 感染症の影響で、できなかった地域と連携した訓練も行っていく必要がある。

② 安全教育の推進【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
地域や保護者との連携については、今後さらに協力をしていく必要がある。	市PTA連絡協議会と連携し、11月のPTA連絡協議会の会議に教育委員会職員が参加し、今年度の通学路の安全点検の概要と結果の周知を行った。加えて、学校PTAごとの安全パトロールの報告や要望についても共有し、今後も連携を強化していくことを確認した。	地域や保護者、PTAに対して、通学路の安全点検についての情報発信・共有をさらに進める。 各学校において、地域や保護者の意見を通学路の安全点検等に取り入れることができる体制づくりを推進していく。 避難訓練は各校とも実施しているが、実際に生かせる訓練となるよう、教員の防災意識を高め、様々な想定で取り組む必要がある。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 20/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価
施策(1)	多様な高校教育の一層の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身に付け、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○進路:現役での進路決定率	○95.1% ○95.2%	○97.0% ○97.0%	○96.8% ○95.9%
				達成状況
小施策	① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進 ② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
大学入試が大きく変化しており、生徒だけでなく保護者向けのガイダンスも充実させる必要がある。 家庭内の問題や経済面の問題等、心の問題だけではなく家庭や生活環境も関わる中、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用などについて、教育委員会との連携を密にしていく。	保護者向けの進路講演会において外部講師による進学向けの講演を実施し、大学受験について情報提供することができた。 生徒向けに上級学校模擬講義を実施し、大学を中心として模擬講義を行い、幅広い分野から教育相談を充実させるとともに、学校全体で情報を共有することができた。	多様な進路希望を実現させるため、生徒一人ひとりのニーズに対応できるように更に指導を充実させる。 家庭内の問題や経済面の問題も増えているため、さらに教育委員会との連携を密にしていく。

② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
来年度は海外語学研修を行えるように準備を進めていきたい。 コロナ禍の収束が見えず、さらなる新型コロナウイルス感染症対策が求められている。	国際交流事業として、福島県の「プリティッシュヒルズ」で1泊2日の語学研修を行った。生徒たちは、英語によるアクティビティに参加し、視野を広げることができた。 感染症対策を講じながら、文化祭や体育祭など学校行事を再開し、生徒たちに多くの経験をさせることができた。	語学研修をはじめ、国際交流事業を充実させる。  事業の見直しと感染対策をしつつ、学校行事を行っていく。

令和4年度 部活動の大会・コンクールにおける主な成績

- ・第76回全日本体操種目別選手権 種目別平行棒 出場
- ・全国高等学校総合体育大会ボクシング競技  
ライトフライ級 優勝 ピン級 ライトウェルター級 第3位 フライ級 バンタム級 ライト級 出場
- ・全国高等学校総合体育大会全日本バレーボール選手権大会 出場
- ・全国高等学校総合体育大会体操競技 男子個人総合 出場 男子平行棒 優勝 女子個人総合 出場
- ・全国高等学校総合体育大会柔道競技大会  
男子81kg級 優勝 男子60kg級 男子73kg級 男子90kg級 出場
- ・JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニア体操競技選手権大会  
男子団体1部 出場 男子個人総合 出場 女子個人総合 出場
- ・JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 男子 81kg級 優勝、第3位 男子60kg級 出場
- ・第77回国民体育大会 ボクシング競技 ライトフライ級 バンタム級 ライトウェルター級、柔道競技 少年男子 剣道競技 少年男子、バレーボール競技 少年男子 出場
- ・第70回全日本吹奏楽コンクール 金賞
- ・第11回日本学校合奏コンクール2022全国大会グランドコンテスト 銀賞
- ・第35回全日本マーチングコンテスト 金賞
- ・第9回3×3 U18日本選手権大会 バasketボール男子 第3位
- ・第75回全日本バレーボール高等学校選手権大会 第3位

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 21/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり	評価 (A)
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進	

【施策の達成状況】

目標	開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○地域の方の学校評価アンケートすべての質問項目の肯定度と満足度	○83.4%	○85%	○よくあてはまるのみ 69.0% ○ややあてはまる以上 96.2%
小施策	① 地域に開かれた学校づくりの推進 ② 地域との連携と交流の推進			達成状況 ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に開かれた学校づくりの推進 【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校運営について、PTAや地域の協力を得ながら、連携して取り組んでいく必要がある。	小中学校の校長、学校評議員、学校関係者評価委員、町会役員、市教育委員を招きミニ集会を開催した。本校が選ばれる学校としてあり続けるために、貴重な意見をいただいた。	学校運営協議会を設置し、家庭、地域の協力を得て目指す学校像を共有していきたい。

② 地域との連携と交流の推進 【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
今年度はオンラインでの参加であったが、来年度は対面での参加が望ましい。 製作するだけでなく、他者に対する理解につながるような活動にしていく必要がある。	実籾ふる里まつりなど地域イベントへ参加したほか、「先生役にチャレンジ」として、小学校での授業補助を行い、地域に貢献することができた。	引き続き地域イベントへ参加し、また「先生役にチャレンジ」を更に発展させるなど、地域等との連携と交流を強める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(1)	学習機会の充実	(B)

【施策の達成状況】

目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,217回 29,076人
	○図書館の図書貸出冊数 (個人貸出冊数)	○1,016,360冊	○1,037,000冊	○1,118,969冊
				達成状況
小施策	① 公民館講座の充実 ② 図書館資料の充実 ③ 公民館と図書館が連携した事業の実施 ④ 習志野市民カレッジの充実 ⑤ 子どもの読書活動の推進			○ ○ ○ ◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 公民館講座の充実【公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市民の学びを止めないため、新たな日常を見据えた講座の実施手法を確立する。 特にICT技術を活用した配信等の講座をさらに充実させる。 本市と包括協定を締結した明治安田生命による講座を予定していたものの、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。大学や企業などと連携した講座については、引き続き実施していく。	乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施した。 また、安全・安心のための地域防災、生涯にわたる健康づくり、地域の「伝統・文化」を継承する講座など企画し、実施した。 PTA家庭教育学級では、ICTを活用した講座を市内3校で実施した。 寿学級では、令和3年度中止となった明治安田生命による、運動と食事についての講座を実施した。	特に、若者世代や子育て世代の利用を増やすことが課題であり、今後も魅力ある公民館講座の企画、実施に取り組んでいく必要がある。 大学や企業などとの連携した講座については、引き続き実施していく。 また、土日講座の開催は父親の参加率が上がるため、親子が一緒に参加できる講座を実施する。併せて、保護者が講座に参加しやすいよう、保育付き講座を継続して実施する。

② 図書館資料の充実【図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市民により多く利用されるために、引き続き、資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組む必要がある。	蔵書の更新を行ったことにより、市民の学習に役立つ資料の提供ができた。 ・資料の購入(16,209冊) ・寄贈本の受入(1,652冊) ・除籍(13,951冊)	引き続き、市民により多く利用されるために資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく。

③ 公民館と図書館が連携した事業の実施【社会教育課・公民館・図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
公民館、図書館のそれぞれの利用者の両施設の認知度を高め、利用の増加を図るため、中央公民館・図書館の共催事業を引き続き実施する必要がある。さらに、中央以外の公民館と図書館についても連携を図る。	中央公民館と中央図書館の共催事業として文学講座を開催した。 また、公民館主催の育児講座や幼児家庭教育学級に図書館職員が講師として参加することにより、それぞれの施設の認知度を高めるとともに、施設の特性を活かした事業ができた。	公民館・図書館の利用者が、ともに両施設の認知度を高め、利用者の増を図るため、それぞれの施設の特性を活かした事業を行う。

④ 習志野市民カレッジの充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
充実した学習活動ができるよう、新たな日常を見据えた手法についてさらなる検討を行っていく必要がある。	引き続きコロナ禍であり、ICTを利用したコミュニケーションの需要は高まっているため、スマートフォンについての基礎知識及び操作方法の講義を実施した。また、活動の様子や学習風景のホームページでの公開について更新回数を昨年度の2回から3回に増やし、より一層市民への活動の周知を図った。	本市が令和4年6月に制定した「通称：大切な人を守る都市宣言」をはじめ、SDGsの推進等、社会課題への理解をより深め、その後の地域活動につなげる講義を充実させていく必要がある。また、ICTの活用において、スマートフォンの講義については、今後も内容を充実させ拡充する予定である。

⑤ 子どもの読書活動の推進【社会教育課・図書館・指導課・学校等】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
学校が市立図書館を十分に活用していくため、双方の連携、情報共有がより必要となる。 家庭での読書活動の重要性について、さらなる啓発が課題である。 また、令和4年度は計画の中間年度となるため、課題と状況変化を踏まえた見直しを行う必要がある。	計画の進捗状況及び課題の把握のため、保護者や児童生徒を対象としたアンケートを実施した。その結果を踏まえ、庁内の推進委員会において、計画に掲げた事業について、1人1台タブレットを活用した児童への図書情報発信の強化等、取り組み内容の見直しを行った。 子どもや学校に図書館をより活用してもらうため、小学校の新1年生に学校を通して図書館の利用登録を案内し、254人の登録があった。 図書館で小学校の学級用に作成した「朝の読書用図書セット」を拡充した。令和3年度の貸出し実績21セットに対し、令和4年度は20セットの貸出しがあった。	庁内関係部署の連携体制を維持しながら各取り組みの推進を図る。また、国において、令和5年度からを計画期間とする第5次計画が策定予定であることから、習志野市子どもの読書活動推進計画の次期計画（令和8年度～）の策定に向けた準備を開始する。 小学生への図書館利用登録について、未案内であった4年生から6年生にも案内を行う。 「朝の読書用図書セット」については学校図書主任会議で案内を配付するとともに、新たにセットを拡充した際にも学校に案内を行い周知を図る。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 23/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(2)	学習成果の活用	(A)

【施策の達成状況】

社会教育施設が活動拠点となるように努めます。				
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
目標	○公民館の利用団体数及び 利用人数	○30,093団体 402,261人	○31,600団体 422,300人	○34,532団体 384,001人
	○図書館の利用登録率	○28%	○32%	○32.6%
				達成状況
小施策	① 学習成果を生かす場の提供 ② 地域における人材(コーディネーター)の育成			◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 学習成果を生かす場の提供【社会教育課・公民館・図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。	地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図った。また、学習成果を発表する場の提供に取り組んだ。公民館における学習成果の発表の場である文化祭では、サークル団体の作品の他に、近隣の幼稚園、こども園、保育所、小学校などの子どもたちの作品を、公民館の諸室やロビーを活用して展示を行い、学習成果発表の機会の確保に努めた。	引き続き、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。

② 地域における人材(コーディネーター)の育成【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常に対応する市民カレッジの運営を実施していくとともに、卒業後のフォローアップについては、手法を含め、実施の検討をしていく。	卒業後フォローアップ調査を導入した。その結果、市民カレッジ卒業後に地域活動をした卒業生が80%であった。また、『市民カレッジOBボランティア制度』を創設し、地域活動を希望する卒業生が地域で活躍出来る仕組みをつくった。	地域活動に意欲がある受講生が、卒業後にそのまま活動を継続出来るよう、在学時から活動を始められるようなカリキュラムを強化する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成	

【施策の達成状況】

目標	社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○社会教育課・公民館・図書館職員の専門的研修の受講回数	○29回	○31回	○26回
				達成状況
小施策	① 指導者の確保 ② 指導者の養成			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 指導者の確保【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
公民館における社会教育主事の有資格者の確保に努める。	社会教育を推進する上で必要な社会教育主事有資格者、社会教育士や社会教育主事など、専門職員の確保に努めるとともに、専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加した。 公民館への指定管理者制度導入にあたっては、社会教育主事有資格者の配置を条件としており、有資格者の確保に努めた。	引き続き、公民館における社会教育主事の有資格者の確保に努める。

② 指導者の養成【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるように努める。	専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教え合い、学び合うことで、職員の資質向上を図った。 また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導に努めた。	引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるように努める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価  (B)
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進	

【施策の達成状況】

目標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,239回、 50,439人	○1,300回、 53,000人	○1,217回 29,076人
				達成状況
小施策	① 自主活動(サークル活動等)の場の提供 ② 図書館機能の充実			○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 自主活動(サークル活動等)の場の提供【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民の活動場所を確保するとともに、引き続き地区学習圏会議を開催する。	市民の自主的な活動をより活発に展開社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供した。 また、利用者へ新型コロナウイルス感染症対策に係る制限緩和の情報提供を行った。そのため、サークル活動が再開し、昨年度の実績と比較して、事業回数及び参加人数が増加した。	引き続き、市民がより活発に活動できるよう公民館を活動場所として提供する。 各公民館において、施設内の諸室でサークル等が活動する際に利用できるよう、ポケット型Wi-Fiの貸し出しを実施する。

② 図書館機能の充実【図書館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるようにするため、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業に取り組む。	令和4年5月より習志野市電子図書館を開始し、来館が難しい市民、開館時間中に図書館を利用しにくい市民へ、新たな読書の機会を提供した。 【貸出数11,141点 延べ貸出人数7,193人】 また、令和4年7月より利用者の利便性の更なる向上のため、新たに予約図書の新着2階生涯学習部社会教育課の窓口での受け渡しを開始した。 【貸出数3,096冊 延べ貸出人数1,734人】	引き続き、資料の充実を図るとともに、より多くの市民に利用してもらうため、様々な媒体を利用して周知活動を行う。



政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	芸術・文化活動の振興	評価
施策(Ⅰ)	芸術・文化活動の振興	(A)

【施策の達成状況】

目標	芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○芸術・文化行事の開催回数	○28回	○33回	○37回
				達成状況
小施策	① 文化振興計画に基づいた事業の推進 ② 市民参加行事の充実 ③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供			◎ ◎ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化振興計画に基づいた事業の推進【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた文化事業・活動の方法についてさらなる検討をしていく必要がある。	市庁舎等での発表機会の提供ということで、ハミング階段で伝統文化を引き継ぐ子どもや若手を中心としたメンバーによるお囃子とお琴のコンサートを開催した。 「伝統文化親子教室」開催支援のため、希望する団体が受講生の募集チラシを学校に配布できるよう調整を行った。 ICTを活用してインターネットで芸術作品が鑑賞出来るよう『市展』の受賞作品や本市ゆかりの画家・時田 直善氏の作品6点をホームページ上に公開した。	市庁舎等での発表機会の提供については、開催方法も含め(ジャンル等)課題がある。

② 市民参加行事の充実【社会教育課・公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えた地域の特色を活かしたコンサートの開催方法について、検討する。 芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図れるよう支援を行っていく。	公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図った。(講座数:281回)	引き続き、地域の特色を生かしたコンサートや講座を開催し、市民が芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図る。

③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
芸術・文化の振興と推進を担う(公財)習志野文化ホールの支援を行っていく。 令和5年3月末に予定する文化ホール休館後の芸術・文化の振興の在り方については、財団とともに検討していく。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、座席等の制限を主催者が臨機応変に対応する年度となったが、公益財団法人習志野文化ホールの自主自立の取り組みにより、11公演が実施され、子どもから高齢者まで音楽等に親しむ機会が提供された。次年度以降の芸術・文化振興の在り方について財団と検討を行った。 ならしの文化情報サイト『文化のドア』の『デジタル美術館』にて本市ゆかりの画家・時田 直善氏の作品6点を新たに掲載した。	各団体の練習や発表における新たな場所の確保について模索するとともに情報提供を行っていく必要がある。 また、引き続き本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」の支援を行いつつ、共に習志野文化ホールゆかりの美術品の展示やコンサートを実施していく予定である。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(1)	文化財の保存	

【施策の達成状況】

目標	本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○指定・登録文化財数	○19件	○21件	○21件
				達成状況
小施策	① 文化財の収集・保存の充実 ② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化財の収集・保存の充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
市に関する物品の寄附のお願いをホームページ等で周知する。 藤崎富士講の指定候補調査については、同様の富士講を現地調査し、更なる裏付けを進める。	市にゆかりのある物品について1件の寄附があり、以前寄附された物品も合わせて展示した。 藤崎富士講社の富士塚を市指定文化財に指定した。	引き続き、市にゆかりのある物品の寄附のお願いをホームページ等で周知する。

② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
専門知識が必要な業務に関し、業務委託により補うため、委託内容について検討していく。	花咲台遺跡I地点における発掘調査報告書の作成にあたり、炭化材年代測定のため民間委託を実施した。	鷺沼特定土地区画整理事業においては、民間調査会社が発掘調査を実施する予定である。市の担当業務については、引き続き委託内容について検討していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)
施策(2)	文化財の活用	

【施策の達成状況】

目標	市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○旧大沢家住宅、旧鶴田家住宅の一日あたりの入館者数	○60人	○70人	○63人 ・旧大沢家住宅20人 ・旧鶴田家住宅43人
小施策	① 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の活用の充実 ② 文化財の展示・普及の推進			達成状況 ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の活用の充実【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設について、ホームページ・広報紙等での周知活動を継続する。新たな日常を見据えたイベントの実施方法等についてさらなる検討をしていく必要がある。	旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の来館者を増やすため、以下のとおり施設の改修や主催行事の充実を図った。 旧大沢家住宅 ・七夕飾り(6/21~7/7) ・外壁及び内壁の修繕(1/7~3/15) 旧鶴田家住宅 ・七夕飾り(6/21~7/7) ・おはなし会(7/27) 8名 ・お月見会(9/10) 110名 ・落語会(11/10) 22名	施設及び催し物について、ホームページ、広報紙などでの周知活動を継続する。 より魅力的な催し物を開催する。

② 文化財の展示・普及の推進【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
展示は年3回程度は新たな内容で開催したい。 令和4年度から開始する埋蔵文化財調査室での展示を含め、内容の充実が課題である。	市庁舎1階展示スペースにおいて多くの人が、本市の歴史を身近に感じて頂けるように努めた。 ・「定点記憶」S29(9/7~12/5) ・第一次世界大戦時の独逸同盟軍俘虜収容所と現代習志野に生きるドイツ文化(12/6~3/31) 令和4年4月より埋蔵文化財調査室での展示見学を開始した。(事前予約制 見学者9名) この他、東習志野、新習志野、谷津の各図書館で開催された「習志野市の歴史を深掘りしよう!」(計3回 参加者59名)及び全6回開催された新習志野公民館歴史講座のうち1回(参加者10名)について講師派遣した。	市庁舎1階の展示は年3回程度入れ替えたい。 埋蔵文化財調査室での見学者をどのように増やすかが課題である。 今後は、ホームページでの情報発信回数を増加する。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 29/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (A)
施策(1)	青少年育成団体の活動支援	

【施策の達成状況】

青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○市民まつりこども広場の来場者数	○12,090人	○13,000人	10,418人
				達成状況
小施策	① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 ② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化			○ ◎

【主な取り組みの成果と課題】

① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進 【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
次年度は新たな日常を見据えた情報共有のため、対面とオンラインを併用して開催する予定である。	活動計画のとおり、6回の会議を開催した。また、第29回市民まつり「習志野きらっと」において子ども広場を実施した。	団体の活動および情報交換の場であることを目的としているため、参加団体の出席率を上げる必要がある。また、市民まつりこども広場参加団体のみの会議を別途開催していく。

② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化 【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
2年以上自主事業を行っていない団体があるため、新たな日常での事業再開に向けて、支援を行う必要がある。	各団体がコロナ禍前の活動に戻りつつあり、事務局として自主事業のサポートを実施した。事業の後援8回、共催1回。	宿泊を伴う事業の募集を実施しても参加者がいなく、日帰りの事業へ変更する必要がある等、コロナ禍の影響により、宿泊に参加させる抵抗感が保護者にある。各団体は必要な対策等の工夫をしながら事業を実施する必要があるため、今後も継続して支援を行っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)

【施策の達成状況】

情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和4年度)
	○不審者等による実被害者数  ○ネット被害防止に向けた出張授業の実施教数	○実被害者0  ○0校	○実被害者0  ○市内小中学校…23校  ○県講師派遣…3校 ○市講師派遣…8校 ※年間3回実施した学校あり
			達成状況
小施策	① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進		○
	② インターネットトラブルの未然防止		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
小・中学校の保護者に対して、速やかな警察への110番通報と学校への報告を依頼している。しかし、被害に関する危険性の有無や、被害者が特定される恐れがあるなど、保護者が警察に通報すべきか判断に迷うことがある。このことから、情報提供に遅れが生じるため、再度、学校を通じて保護者会や会議等で確認、呼びかけの依頼を行う。	青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と危険個所等に関する情報を共有し、補導活動を充実させた。 青少年センターの自主パトロールを、登下校の時間帯の他に学校の実情に合わせて実施した。 生徒指導担当者会議を通して、学校へ注意喚起、補導状況の伝達、不審者発見時の迅速な110番通報の依頼等を行った。その結果、大きな遅れがなく、青少年センターにも学校からの報告があり、迅速に各所へ情報提供することができた。	ネットの利用率の増加による小・中学生の生活の変化に合わせた補導活動のために、青少年補導委員と中学校区青少年健全育成協議会等と、互いに情報を共有できる場の設定が必要である。 不審者情報では、より詳細な情報を得るために、聞き取り項目を細分化する必要がある。また、迅速な110番通報のために、学校を通して保護者への依頼を継続して行っていく。

② インターネットトラブルの未然防止【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和3年度の啓発学習会への職員派遣事業については、年度後半から運用開始したことや新型コロナウイルス感染症の影響で実施校が少なかった。 今後は、実施校拡大のため、オンラインでの実施が検討事項となる。	インターネット適正利用啓発学習会の実施、小・中学校への情報モラル調査結果の周知や課題に対する注意喚起等、情報モラル教育の成果が大きなトラブルの未然防止につながった。児童用タブレットを活用し、実態を踏まえた学習内容を構成することができ、対面での実施がオンラインより効果的であった。講師派遣については、県から市への依頼が増えた。	今後もネットやSNSを利用したトラブルを防ぐために、児童生徒の実態に応じた指導や情報収集を行う必要がある。インターネット適正利用啓発学習会について、校長会議にて周知をし、実施校の増加を図る。ミニ集会や保護者会等において、保護者向けの啓発の講演の周知を行う必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 31/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)
施策(3)	青少年のための施設における活動の充実	

【施策の達成状況】

目標	青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○富士吉田青年の家の利用者数	○12,256人	○現状維持	○4,957人 (新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、通年利用制限を設けたことによる利用者数の減)
				達成状況
小施策	① 富士吉田青年の家における活動の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 富士吉田青年の家における活動の充実【社会教育課・富士吉田青年の家】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新たな日常を見据えて、動画で富士吉田青年の家主催事業などの体験活動を配信し、富士山麓の学習をICTを活用して提供する必要性がある。	通常宿泊定員に7割の制限を設けて通年運営を実施し、小規模ではあるものの宿泊利用者は、平時の約6割まで回復し、主催事業は3年振りに5事業全てを実施した。 また、富士吉田青年の家を利用できなくても、富士山麓を教材とした施設ならではの自然体験活動を学べる動画を3種類、青年の家ホームページ上に公開した。	令和5年度より通常運営を再開するが、利用者側が安全・安心に施設を利用できるよう、感染症対策では引き続き物理的な対策を講じ、利用しやすい環境整備に努める。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 32/45
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価
施策(4)	子どもの居場所づくりの推進	(A)

【施策の達成状況】

目標	放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○放課後子供教室の開設数	○事業未実施	○11小学校で実施	○6小学校で実施 大久保東(R2開設) 東習志野・秋津(R3 開設) 袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・ 藤崎(R4開設)
				達成状況
小施策	① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備 ② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進			◎ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
全市立小学校での実施に向けて、未設置校における実施場所や運営体制などの課題の整理を行う必要がある。	就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校及び藤崎小学校に「放課後子供教室」を新たに開設した。 開設校の保護者を対象とした満足度調査の結果では、子どもが安心して過ごせる場所との回答が96%であり、放課後等における安全・安心な居場所として多くの子どもに利用された。 未設置校全てを訪問し、学校との意見交換の上、教室の現地確認を行い、設置に向けた課題を整理した。	未設置校の開設にあたっては、次期「子ども・子育て支援事業計画」(R7～R11)等へ位置付けを図る必要がある。 また、学級推計等を踏まえ、学校運営に支障のない余裕教室などの安全・安心な実施場所の確保や今後経常的に増大する予算を確保していく必要がある。

② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進【社会教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
新型コロナウイルス感染症の影響により、開設以来、地域ボランティアの受け入れができていないため、地域住民との交流等の方法について検討していく必要がある。	令和4年10月より、放課後子供教室の地域ボランティアの募集を開始し、袖ヶ浦西小学校において地域住民が主体となりプログラムを実施した。	地域住民との交流などの機会を提供するため、引き続き、放課後子供教室の活動や見守りに協力いただける地域ボランティアの募集を行っていく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 33/45
基本方針Ⅰ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	評価
施策(Ⅰ)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)

【施策の達成状況】

目標	「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	(市民アンケートの結果において)			市民アンケート未実施のため回答不可能 ※次回は令和6年度に市民アンケート実施予定
	○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	○51.9%	○60.0%	
	○会場でスポーツ観戦したことがある市民の割合	○34.5%	○40.0%	
	○スポーツボランティアなどの活動を経験したことがある市民の割合	○13.3%	○20.0%	
				達成状況
小施策	① 「する」スポーツの推進			○
	② 「みる」スポーツの推進			○
	③ 「支える」スポーツの推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見た課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
子育て世代が参加しやすいよう、新しい生活様式に合わせた開催方法について検討する。	働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう、「親子参加」の機会を図った。 スポーツ振興協会が実施するスポーツイベントにおいて、新しい生活様式に合わせ、定員を設けるなどして、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施した結果、参加者が約100名増加した。 ・親子体操参加者数 276人(参考:令和3年度276人) ・ファミリーイベント参加者 252人(参考:令和3年度156人) 誰でも気軽に楽しめるニュースポーツの普及推進のため、様々な種目を体験できる奨励大会の開催やホームページでの周知を行った結果、市民や団体への用具貸出し回数が倍増した。 ・ニュースポーツ用具貸出し回数 109回(参考:令和3年度59回)	子育て世代が参加しやすい企画・運営を行っていく必要がある。そのため、子育て世代が参加しやすい、ニュースポーツフェスティバルの回数を増やすとともに、場所も変え、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていく。

② 「みる」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見た課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
主催者と連携し、実施に向けて取り組んでいく。	第一カッターフィールドにてアメリカンフットボールXリーグを計5日間開催し、市民が身近に観戦できる機会を増やした。 ・オービックシーガルズホームゲーム観客数 1,346人 ・その他Xリーグ4日間合計観客数 967人 関東大学サッカー一部リーグの試合を誘致し、高いレベルの試合を見る機会を増やした。	その他のトップチームの試合およびイベント等が開催できるよう、トップチームと連携し、実施に向けて取り組んでいく必要がある。また、PRの手法について検討していく。



③ 「支える」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>中止したスポーツ奨励大会等の各イベントの再開に向けて、新しい生活様式に配慮した実施方法を検討していく必要がある。</p>	<p>新しい生活様式に配慮し、事前申込制や定員を設けての実施とし、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。</p> <p>スポーツ推進委員主催による習志野市スポーツ奨励大会4大会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第41回オール習志野歩け歩け大会 参加者82人</li> <li>・第7回ニュースポーツフェスティバル 参加者150人</li> <li>・第20回パークゴルフのつどい 参加者123人</li> <li>・第43回コミュニティバレーボール大会 参加者155人</li> </ul> <p>市内16地区において、市民スポーツ指導員による地区事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・44事業、参加者5,342人</li> </ul>	<p>引き続き、企画・運営にアドバイスをし、参加者の増加を見込んだ開催方法やPR方法を検討し、イベントの振興を図っていく。</p>

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)

【施策の達成状況】

家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。				
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○家庭教育に関する事業の開催回数及び参加者数	○251回 4,022人	○263回 4,223人	○164回、3,045人
				達成状況
小施策	① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実【公民館】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努めるとともに、インターネット回線を使った配信による講座を拡大し、保護者が参加しやすい環境づくりにも努める。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座の実施回数の削減や定員の制限を行いつつ、乳幼児から中学生まで子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を164回開催した。 このうち、PTA家庭教育学級においては、市内9校・園でインターネット回線を使った配信を含め講座を実施した。	引き続き、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努めるとともにインターネット回線を使った配信による講座を拡大し、保護者が参加しやすい環境づくりにも努める。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価
施策(2)	家庭教育相談の充実	(B)

【施策の達成状況】

目標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○家庭と学校との連携を深め、子どもが安心して登校することのできる学校づくりのための保護者や学校をサポートする教育相談体制の構築 ○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施	○来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計 4,457件  ○0校	○4,500件 (来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計)  ○23校	○3,873件 (来所相談、電話相談、青少年テレホン相談、訪問相談、いじめメール相談の延べ受理件数の合計) ○23校
				達成状況
小施策	① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進 ② 長欠・不登校児童生徒解消の推進 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応			◎ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
相談している児童生徒のよりよい支援を実施するためには、関係機関とのケース会議を計画的・継続的に行うなど、更なる連携が必要である。	各学校との連携では、年2回は学校を訪問し情報共有を行った。管理職のみならず、教育相談担当や担任と情報を共有することで、よりよい支援策を講じることができた。 各学校で実施されるケース会議に参加し、他機関とも連携をとることで支援方法を話し合い、実行することができた。	児童生徒一人ひとりにあった支援をするために、各学校、関係機関との連携をより重視する。特に市の子育て支援課やスクールソーシャルワーカーの方との関りを積極的にもつようにする。

② 長欠・不登校児童生徒解消の推進【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
現状が好転しない児童生徒の支援方法(他機関との連携、ケース会議)を考えていく。	各学校の訪問を通して、適切な相談機関の紹介や支援策を共に考え、実行することができた。学校からの紹介で来所相談をしたり、適応指導教室を利用したりするケースも見られ、関係機関内で連携を取り、対応できた。	学校全体で、不登校児童生徒を支えることができるように、訪問相談等を通して、ケース会議の開催や支援機関の周知を広めていく。さらに、不登校児童生徒、保護者のニーズを捉え、居場所づくりをする。

③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
早期発見・対応が継続されるように、各学校の情報共有体制を整える必要がある。	学期に1回の「心のアンケート」の実施効果を高めるために、質問項目をより具体的なものに改善した。また、教職員による個別の教育相談の期間を各学校の教育計画に位置づけ、実施時間と方法の工夫改善を図った。	管理職研修において初期対応と関係機関との連携について周知を図る。

④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
各学校における児童虐待対応方針について、校内研修の実施を推進する必要がある。	一時保護等から学校に戻った際には、指導課から学校管理職に連絡を図り、ケースに応じた対応留意点の共有を図った。	子育て支援課と指導課の連携を深め、これまで通り、一時保護等の前後には、指導課から当該学校へ連絡・指導を図ることを継続する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 36/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実	(B)

【施策の達成状況】

学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和4年度)
	○学校評価をホームページ上で公開する学校の数	○9校	○12校 ○CMS移行22校
			達成状況
小施策	① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進【総合教育センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
内容が古くなっているコンテンツの整理が必要である。	総合教育センターホームページを市のホームページと統合しCMSでの運用とした。移行に伴い古いコンテンツの精査を行った。 各校のCMS移行に際し、オンラインによる勉強会を開催したり、学校訪問による支援を行った。	総合教育センターホームページの移行に伴い、移行していない過去の指導演等をアーカイブとしてどのように残していくのか研究が必要である。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 37/45
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価
施策(2)	地域とともにある学校づくりの推進	(B)

【施策の達成状況】

社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。			
目標	成果指標	基準値 (平成30年度)	実績値 (令和4年度)
	○地域学校協働活動に取り組む学校数	○0校	○23校
	○学校運営協議会を設置する学校数	○1校	○1校
			達成状況
小施策	① 社会に開かれた教育課程の推進		○
	② 地域社会との連携・協働した活動の推進		○
	③ 学校運営協議会の設置の促進		○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会に開かれた教育課程の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の実施に向けて、学校地域等に説明を進めていく。各校における社会に開かれた教育課程の編成について確認する。	地域の特色を生かした学校づくりの推進を図れるよう、令和5年度から実施される学校運営協議会の運営について、学校担当者、地域住民に説明を行った。	年間4回程度の学校運営協議会開催時に、地域の特色を生かした学校づくりの推進が図れるように、協議する議題や協議結果の実践についての具体的な方策について、学校の実態に応じた方策を探る。

② 地域社会との連携・協働した活動の推進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍に配慮して、活動を自粛する場面が多かったため、今後の活動内容について確認をする。	学校・家庭・地域とが一体となって児童生徒を見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を推進した。 学校支援ボランティアによる登下校の見守りや本の読み聞かせ活動、環境整備等、自粛していた活動の多くが再開された。	令和5年度から設置される地域学校協働本部へのスムーズな移行を図り、地域人材の有効活用を図る。

③ 学校運営協議会の設置の促進【指導課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
令和5年度の実施に向けて、令和4年度には、学校・地域等への説明を進めていく。	令和5年度の実施に向け、各学校の担当者へ説明会を開催し、実施に向けて運営等の説明をした。地域へは連合町会、まちづくり会議にて、学校運営協議会制度についての説明を実施した。また、市ホームページや広報習志野にて幅広く市民に周知を図った。	学校運営協議会で、学校運営や課題の解決について協議を行い、学校・家庭・地域とが一体となった学校運営を図る。 地域学校協働本部との連携をし、学校と地域が連携・協働できる体制づくりを推進する。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 38/45
基本方針14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	評価 (B)
施策(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	

【施策の達成状況】

目標	青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施します。 中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。 「子ども110番の家」を拡充させ、学校と地域と行政が協力して子どもの安全を守ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数 ○「子ども110番の家」の協力者を拡充して地域の安全を守るシステム構築	○非行・犯罪被害補導数23件 (喫煙や交通面等)  ○加入者940件	○非行・犯罪被害0件  ○加入者1,200件	○非行・犯罪被害0件 補導数210件 (交通面・状況確認等)  ○総加入者958件 ○新規加入数34軒 (3月31日現在)
小施策	① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進			達成状況 ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
青少年の非行問題は、学校と連携して取り組む必要があることから、青少年補導委員との情報交換や補導等を続けていく必要がある。	青少年補導委員との月2回の会議等では、各中学校区における児童生徒の様子や落書き等の環境浄化状況について情報を共有し、効果的な補導活動を行うことができた。 月8回(薄暮6回・夜間2回)の青少年補導委員との街頭補導では、不審者情報による危険箇所や児童生徒が頻繁に出入りする施設等を中心に補導を充実することができた。気になった児童生徒へ声かけをすることで、大きなトラブルを防ぐことにつながった。また、補導状況や取り組みをより詳しく学校・関係者に伝えられたことにより児童生徒の節度ある行動が浸透した。 ※補導数について、令和3年度から(ゲームセンター等の声かけや、交通指導も集計を含む)集計の項目が変更になったため、補導数が増加している。	外で遊ぶ児童生徒数が減少し、ネットトラブル等、家庭内の問題が増加している。補導委員との会議では、SNS利用に関する情報を提供し、スマホの管理意識を高める必要がある。 街頭補導の際、交通面における大人のマナーの悪さが目立つ。児童生徒の交通安全のために、警察や地域団体、学校との会議等で、積極的に注意喚起を行っていく。

② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進【青少年センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
協力者数は、市内世帯数1.2%(各小学校区一般家庭に50件(16小学校0.8%)、商業施設・商店等(0.4%))の約1,200件を当面の目標として掲げ、引き続き取り組む。	市内の全協力者へ訪問を行い、協力の御礼や見守り活動の継続の確認、プレートの交換等を行い、連携をさらに深めることができた。 「子ども110番の家」協力者研修会を実施し、活動状況や市内の防犯・交通面について、警察と協力者で情報を共有することができ、地域の防犯意識を高めることができた。年度末の加入軒数は958軒となり、目標値の79.8%となった。	共働き世帯やマンション等の集合住宅の増加等により、民家への「子ども110番の家」の拡充が難しい。 登下校中の児童生徒の安全を確保するために、学校や地域団体との会議等で、「子ども110番の家」を紹介し、引き続き、協力者数の拡充を図っていく。

※ 「子ども110番の家」は、子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

本事業では、加入者に、道路(通学路)に面した場所へ「子ども110番の家」プレートを設置していただき、子どもが救いを求めてきた際の一時保護、関係機関(主に警察)への通報などを依頼しています。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(Ⅰ)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合	○3園 43%	○7園 100%	○5園 71%
				達成状況
小施策	① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 ② 幼稚園・こども園の施設補修			○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 【こども政策課・こども保育課】		
令和3年度から見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園の整備に取り組む。	「(仮称)向山こども園」(令和6年4月開園)施設整備については、建設工事に着手するとともに、地域、保護者からの意見を踏まえ、通園路の安全対策を取りまとめた。運営面では、運営準備委員会を立ち上げ、備品整備等について検討を進めた。 「(仮称)藤崎こども園」(令和7年4月開園)設計業務を完了した。また、地域、保護者への説明を行い、工事着工及び施設運営に関する意見を聴取した。	引き続き、建設工事に取り組むとともに、教育・保育目標及び教育・保育計画、行事のあり方等の運営に関する詳細を、運営準備委員会を中心に検討を進めていく。 計画どおり開園ができるよう、必要な調整を行い、建設工事に着手する。
② 幼稚園・こども園の施設補修 【こども政策課】		
令和3年度から見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設の老朽化等への対策及び適切な教育・保育環境の維持に取り組む。	各施設の老朽化対策として、予防的な修繕及び維持管理委託を実施したことにより、安定的な施設の維持ができた。 幼稚園やこども園において、全施設を一斉に点検し、施設外周のフェンス等を修繕することで、児童の安全性を確保した。	予防的な修繕や維持管理委託では対応できない事例に対し、大規模な改修などの検討を進めていく。 引き続き、児童の安全性を確保するため、日々の点検及び適切な修繕を実施する。



政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 40/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)
施策(2)	小・中学校の教育環境の整備	

【施策の達成状況】

目標	子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組めます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○小・中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ総箇所数)	○73.7%	○100%	○72.0%
	○小・中学校体育館トイレの改善 (洋式トイレ設置学校数÷全学校数)	○39.1%(洋式トイレ設置) ○34.8%(乾式化等)	○100%(洋式トイレ設置) ○69.6%(乾式化等)	○100%(洋式トイレ設置) ○89.0%(乾式化等)
小施策	① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進			達成状況 ○

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく。	・大久保小及び第二中の改築、向山小の長寿命化改修、実籾小及び谷津南小の大規模改修の工事を進めた。 ・大久保東小の改築、屋敷小、第一中の長寿命化改修の設計を進めた。	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 41/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(3)	市立高等学校の教育環境の整備	(B)

【施策の達成状況】

目標	施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っています。また、必要に応じた改修を適宜行います。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合	○生徒:82.4% ○保護者:77.4%	○生徒:87% ○保護者:82%	○生徒:81.2% ○保護者:80.3%
				達成状況
小施策	① 習志野高校の教育環境の整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 習志野高校の教育環境の整備の推進 【習志野高校】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。	普通教室棟2階トイレの洋式化改修工事など、老朽化した施設・設備の改修等を行った。	老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 42/45
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価
施策(4)	学校関連施設的环境整備	(A)

【施策の達成状況】

目標	<p>【給食センター】 PFI事業による運営になったことを受け、受託者(以下「SPC」という)に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。(なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。)</p> <p>【鹿野山少年自然の家】 学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。</p>			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	<p>○給食センター 学校給食の安定的な供給</p> <p>○鹿野山少年自然の家 施設に関するアンケート</p>	<p>○給食センター 給食提供件数 100%</p> <p>○鹿野山少年自然の家 満足度 98%</p>	<p>○給食センター 給食提供件数 100%</p> <p>○鹿野山少年自然の家 満足度 100%</p>	<p>○給食センター 給食提供件数 100%</p> <p>○鹿野山少年自然の家 満足度 98%</p>
				達成状況
小施策	<p>① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック</p> <p>② 給食センターの日常業務の円滑化</p> <p>③ 旧給食センターの解体事業の実施</p>			<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

【主な取り組みの成果と課題】

① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック 【学校給食センター・学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
情報共有を図る。	年に4回のSPC企業によるモニタリングを確実にし、内容について精査し運営・維持管理業務に反映していただいている。 また、SPC企業が参加する「関係者協議会」を月に1度開催することにより情報の共有ができた。	今後も安心・安全な給食の提供を維持するために、現在取り組んでいるモニタリングを確実にし、情報共有をさらに図っていく。

② 給食センターの日常業務の円滑化 【学校給食センター】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
情報共有を行い連携の強化を進める必要がある。	月に1度、SPC企業での月次報告を行う「関係者協議会」を開催し、さらに運営企業とは毎日の業務の中で情報を共有しながら、連携することで理解が深まった。	今後も安心・安全な給食の提供を維持するために、運営企業との情報共有を更に深めながら、毎日の業務を確実に進める。

③ 旧給食センターの解体事業の実施 【学校教育課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
解体事業について取り組みを進めていく。	令和4年8月に解体工事を完了し、市長事務部局へ所管換えを行った。	特になし。

政策IV	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43/45
基本方針16	社会教育施設の再編・整備	評価 (B)
施策(1)	社会教育施設の整備	

【施策の達成状況】

目標	社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施	○実施	○実施	○令和4年度は「第2次公共建築物再生計画」に基づく改修・整備等は予定実施項目にはなかったものの、施設・設備の適切な維持補修を実施した。
				達成状況
小施策	① 社会教育施設の改修・整備の推進			○

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会教育施設の改修・整備の推進 【社会教育課・公民館・図書館・富士吉田青年の家】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕、改修を進める。	<p>袖ヶ浦公民館において、屋上防水等改修工事設計業務委託を実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、公民館におけるトイレの洋式化工事や、公民館、図書館等における網戸設置工事を実施した。</p> <p>今後予定されている菊田公民館の機能集約、実花公民館及び東習志野図書館の建て替え(複合化)に向けて、今後の方向性を検討した。</p>	<p>引き続き、「第2次公共建築物再生計画」及び「生涯学習施設改修整備計画」に基づき、施設の改修・整備を進める。また、施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕等を進める。</p> <p>令和5年度から、富士吉田青年の家の長寿命化改修に着手するため、令和8年度の完了に向けて、適切に進行管理を行い、築75年まで施設を安全に継続使用できるよう努める。</p>

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 44/45
基本方針17	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	評価
施策(1)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)

【施策の達成状況】

スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
目標	スポーツ施設利用者アンケートにおける項目		
	①施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合	①97%	①97%以上
	②施設の総合的な満足度はいかがですかの質問で「満足・ふつう」と答えた人の割合	②96%	②96%以上
			達成状況
小施策	① スポーツ環境の整備、安全性の維持		○

【主な取り組みの成果と課題】

① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>新型コロナウイルス感染状況に応じて、利用時間の短縮や利用制限を実施した。その都度学校体育施設開放運営委員会を通じて利用団体へ周知してもらう必要があるため、引き続き運営委員会との連携を図る。</p> <p>秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法の検討、改修に係る費用の財源確保、関係団体との意見調整が課題となっている。</p>	<p>学校体育施設開放事業の安心安全な運営に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育施設開放事業を実施した学校数 16 小学校</li> <li>・学校プール一般開放事業を実施した学校数 5 校</li> </ul> <p>供用開始後10年が経過し、芝の摩耗により転倒のリスクが高まっていた芝園フットサル場人工芝の全面張り替えを行った。</p> <p>秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法や改修に係る費用の財源確保の検討、利用団体との意見交換を行った。</p>	<p>限りある市の施設を有効に活用するため、引き続き小学校の校庭や体育館及び学校水泳プールの開放を実施し、市民がスポーツをする場を提供していく。</p> <p>老朽化したスポーツ施設を安全安心に利用できるよう、改修等に努める。</p> <p>秋津野球場・サッカー場の再整備については、事業手法、事業規模、費用対効果の検討を行いつつ、利用団体との意見交換を行っていく。</p>

政策IV	教育環境・学習条件の整備	施策番号 45/45
基本方針18	教育行政の効率的・効果的な展開	評価
施策(1)	教育委員会事務局の活性化	(A)

【施策の達成状況】

目標	教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。			
	成果指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和4年度)
	○市民意識調査における教育施策に対する満足度で、満足・やや満足と回答した割合	○23.4%	○35%	○28.1% (R3市民意識調査) ※次回R6年度
				達成状況
小施策	① PDCAサイクルに基づく活動の推進 ② 広報活動の充実 ③ 学校事務との連携の強化 ④ 先進的な施策の研究 ⑤ 学校における働き方改革の推進			◎ ◎ ○ ○ ○

【主な取り組みの成果と課題】

① PDCAサイクルに基づく活動の推進 【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>今後は新様式の課題点を明らかにし、引き続き、改善を図っていく。</p>	<p>習志野市教育振興基本計画の前期最終年度の点検・評価を実施するにあたり、学識経験者や教育委員の方々からの意見も参考にしながら、PDCAサイクル及び、評価の根拠が明確になるように、さらに様式の改善を図った。</p>	<p>新様式による点検・評価の実施状況を踏まえ、各施策の課題を明確にし、引き続き改善を図っていく。</p>

② 広報活動の充実 【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
<p>イベントや行事の中止が多く、子どもたちの活躍を記事にできなかったため、次年度は多く紹介していく。</p>	<p>予定通りイベントやコンクール等が実施されたため、児童生徒の活躍に関する記事を多数掲載することができた。また、記事の内容は多岐に渡るが、多くの学校の教育活動に関する記事を掲載することができた。(小・中・高24校中21校掲載)また、直近では、生涯学習に関する記事を掲載し、少しずつ記事の内容に幅を持たせることができていく。</p>	<p>できる限り、すべての学校の教育活動を最低1回は紹介できるようにする。 また、生涯学習に関する取り組みや各地域での取り組みについても、積極的に掲載し、「地域とともにある学校」を視点とした広報活動に努めていく必要がある。</p>

③ 学校事務との連携の強化【学校教育課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
コロナ禍にあつて、共同実施が中止となることがあつたため、指導・支援の機会が限定されてしまった。今後、共同実施の運営方法について、検討を進めていく必要がある。	統括主任による訪問指導を実施することで、若年層の事務職員が適切な事務処理やスクーリングを意識しながら業務に当たることができた。今年度より書類の相互検閲等に加え、複数校の事務の共同業務を行う取り組みにより、事務の効率化や業務改善を図ることができた。	若年層に加え、学校事務の経験が浅い臨時的任用職員に対しても訪問指導を実施しており、統括主任の負担が大きい。今後の支援方法や内容を検討していく必要がある。共同業務で行う事務内容の精選や日程調整について、さらに検討が必要である。

④ 先進的な施策の研究【教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
点検・評価の実施方法の見直しを踏まえ、教育行政方針の在り方についても見直しを進める。	点検・評価の実施方法を改善することができた。 令和4年度の取り組みから見えてきた課題解決及び施策の推進を目指して教育行政方針を作成することができた。 次期習志野市教育振興基本計画の作成に向けて、国・県・他市の動向や情報収集に努めた。	国の第4期教育振興基本計画について研究するとともに、県の動向状況の情報収集し、課題及び重要視されている教育課題を把握し、本市の計画作成に向けて準備を進める。

⑤ 学校における働き方改革の推進【学校教育課・教育総務課】

令和3年度の取り組みから見えた課題	令和4年度の主な取り組みと成果	今後に向けた課題・方針
職員の出退勤を把握して取りまとめる負担は軽減されたが、職員個々の勤務時間縮減を図る取り組みを一層進めていく必要がある。業務の一層のICT化、行事の見直し等を進めていく。	校長会議において教育課程の工夫による放課後時間確保及び80時間超が続く、もしくは100時間を超える超過勤務をした職員の産業医による面談実施を依頼した。 市費教員業務支援員をR4年度より3校に配置、 県費スクールサポートスタッフをR4年度は13校に配置した。 年度末に向け80時間を超えた超過勤務者が大きく減少した。	4月から6月に超過勤務者が多い状況がある。各学校が放課後の時間を確保できるよう働きかけていく。 ICT化を推進し、事務処理にかかる時間の一層の縮減に取り組む必要がある。

### Ⅲ 学識経験者からの意見聴取の結果

教育委員会が行った点検・評価案に対して、学識経験者からの意見聴取を行いました。いただいた御意見は令和5年度の教育行政方針の実施及び令和6年度の点検・評価の際に参考とさせていただきます。

基本方針	<p>1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 市立幼稚園、こども園は、施策の達成に向けて日々努力を重ねているが、達成状況が低く評価も「B」となっている。目標回数も年1回で高くない点において、次年度に向けて重点的に取り組む必要があるだろう。また、①で「市立こども園3歳児保育カリキュラム」に触れているが、「社会の変化に対応した幼児教育の推進」に向けての施策としては、幼稚園の4歳新入园児の減少の改善は急務であり、こども園での先行実施を踏まえた「幼稚園3歳児保育の実施」、少子化に伴う「縦割り保育カリキュラムの検討」を積極的に行うべきなのではないだろうか。本施策の受益者の拡大を図る必要がある。</li> <li>・ 各園とも研究や研修が継続的に進められていることは評価できる。今後は、各園での授業研究を相互に見合い、お互いに高め合う場を設定していくことも必要である。</li> <li>・ 施策(4) 特別支援教育では、各園とも講師を招いて積極的に取り組んでいることを評価したい。今後も、保護者のニーズを踏まえ、園児一人一人の実態に応じたきめ細かい保育を進めてほしい。</li> <li>・ 施策(5) 目標数値について、「全地域」とは全小学校において相互参観が行われているという意味なのか、不明瞭である。また、『習志野市接続期カリキュラム』について、ホームページで見える限り、事例が幼児期のアプローチカリキュラムになっており、小学校でのスタートカリキュラムの事例がない。県内では、我孫子市が、入学後の3ヶ月を実際に参観して年長の10月から小1の6月までの9ヶ月の『幼保小連携・接続カリキュラム』を作成している。文科省が示している「幼保小の架け橋プログラム」を参考に、資質・能力の育成の視点から『接続期カリキュラム』の充実を図り、スタートカリキュラムを含む資料編の作成を目標に加え、取り組んでいただきたい。</li> </ul>
------	--

基本方針	<p>2 子育て・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 子育てふれあい広場で、在園児との交流を図るなど工夫をされている。年200回の預かり保育の実施は大きな成果である。マンネリ化しないよう、園児が満足できるような場の工夫や教材教具の吟味等、今後も検討して取り組んでいくとよい。</li> <li>・ 成果指標の「幼稚園の長期休業中の預り保育実施割合」を達成していることから、今後の指標の見直しを課題としていただきたい。地域の親子とのふれあいや連携に対する評価から、地域の子育て支援センター的な役割を果たしていることが推察されるので、一層の拡充を図るための具体的な目標を設定する必要がある。</li> <li>・ 施策(2) 地域との連携については、今後もコロナ禍での実施方法を考慮しつつ、「地域の子どもは地域で育てる」ことを念頭に、園の様子を情報発信し、地域と交流できる場を設定してほしい。</li> <li>・ こども園が徒歩圏に整備されていない地域もあることから、幼稚園でも3歳未満児の親子や3歳児の利用を積極的に推進し、子育てに関する多様なニーズに応じる必要があるのではないだろうか。また、習志野市の幼児教育の質の高さは学会発表等でも示されており、その維持や向上を施策面でも支え、子育て中の市民に広く還元する必要があると考える。</li> </ul>
------	---



### 3 信頼を築く習志野教育の進展

- ・ 施策(1) 目標値に対する実績値に関して、2項目の内1項目(不登校児童生徒数の割合)が目標値を大きく超えているにもかかわらず、評価が(A)となっているのはなぜなのかがわからない。そもそも「いじめ」と「不登校」は、未然防止策や対処の仕方が全く異なることから、同じ項目にすべきではないだろう。また、取り組み状況の記述にある成果を評価するためには、各学校における不登校児童の居場所の設置状況や不登校児童生徒における適応指導教室への参加率など、子供に必要な具体的な取り組みの推進が図られるような数値目標を追加すべきではないか。また、「いじめアンケート」については、具体的な実施人数(実施率)も重要なデータとなることから、明記した上で、未解決人数の割合を示していただきたい。
- ・ いじめ対策では匿名相談WEBアプリを取り入れたことにより、小学校高学年から中学3年生までの相談が増加し、具体策が効果的に機能した。今後はさらに、3・4年生にも広げてSOSの出し方教育をしてほしい。
- ・ 特別支援教育では、個々の実態に応じて適切な指導をしていくことが急務である。担任の専門性を高める研修や指導力の向上を目指した授業実践等を更に進めてほしい。
- ・ 施策(3) 教職員の指導力向上で、ICT活用研修にICTマイスター育成事業は的確な方策である。各校のICT活用が活性化し、児童生徒の情報活用能力の育成の一助となった。今度もICT活用事例の具体例を多く開発してほしい。

基本方針

### 4 子どもの生きる力を育む教育の充実

- ・ 施策(1) 目標の成果指標を全国学力・学習状況調査の結果のみとしていることについて、適切性の検討が必要なのではないだろうか。特にICTについて、関連研修の実施状況に関する成果目標があってもよいと考える。
- ・ 施策(2) (3) コロナ禍で阻まれていた豊かな心を育む教育と健やかな体を育む教育の再開に期待したい。ただし、子ども達の事態がコロナ禍以前とは異なることにも十分な留意が必要である。コロナ禍前に立てた成果指標や目標値が適切かについて、再検討が必要であろう。
- ・ 施策(3) コロナ禍で思うように体を動かしたり遊んだりすることができなかったが、だいぶ緩和されつつあるので、体育の授業や休憩時間を利用し、ゲーム等を取り入れ身体を動かす楽しさを子ども達に十分味わわせてほしい。
- ・ 施策(4) 食育については「キャロット計画」等、工夫がなされている。一方、成果指標とのつながりが不明である。さらに朝食を食べる割合が中学校で基準値に満たないことに関する課題としての記述や方針がない。この指標によって何を評価しようとしているのかを再検討する必要があるだろう。
- ・ 施策(5) 特色ある学校づくりについては、進展状況の評価に適した指標となっているか、再考を要する。指標の達成率が100%であることから、指標を変更し、各校の第三者評価の数値を活用することも考えられる。
- ・ 習志野市にある歴史的な教育環境や豊かな自然等がある。本当に教育環境を生かした教材の開発がされているのか、今一度、教科を横断して単元を考えていく必要がある。

基本方針

基本方針	<h3>5 子どもを未来につなげる教育の展開</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開の指標として「学力学習状況調査」と「学力テスト」の結果を取り上げている点について、説明が必要である。教師は資質能力の3つの柱の1つとして指導評価を行っているはずであることから、実態調査への協力も考えられる。</li> <li>・ インターネットが日常生活の中心になっている児童生徒に書籍や辞書をじっくりと調べることの大切さを学校でしっかり教えていく必要がある。創造力や探求心を育てるためにも、是非授業に取り入れてほしい。</li> <li>・ 施策(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育については、小学校での英語教育の実態や研修等の取り組み状況についての記載がほしい。</li> <li>・ 国際社会を生きる資質・能力を培うためにも、小・中学校の英語教育のスムーズな連携が不可欠である。小・中学校間での推進協議会を今後も計画的に進めてほしい。英語で話す能力を身につけさせるためにも、ALTが常勤できるような指導体制を望む。</li> <li>・ 施策(3) タブレットの活用は十分ではないが、徐々に改善されているという実態がわかりやすい数値が示されている。研修だけでなく先進的な取り組みを行っている小学校の公開研究会への参加が有効である。</li> <li>・ 施策(4) 各学校が実施している保護者引き取り訓練の際、教師が各地区の危険箇所を確かめ説明してはどうか。通学路の危険箇所のマップ等、まちづくり会議等で配付し地域と連携を図ってほしい。</li> </ul>

基本方針	<h3>6 魅力ある市立高校づくり</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 現役での進路決定率が即ち進路の実現を示しているとは言い切れないことから、進路に対する満足度を調査することが望ましい。</li> <li>・ 国際社会で活躍できる人材の育成のためにも、海外語学研修を是非進めてほしい。語学研修に意欲的な生徒には、1年間留学できるようなシステムを構築してはどうか。</li> <li>・ 施策(2) 成果指標として「学校評価アンケート」の肯定度や満足度を取り上げているのはわかりやすい。アンケート項目に地域とのつながりを問う項目を設ければさらに明瞭となる。美爆音が話題になるなど、市民の地元意識や愛着心の向上にも貢献していると思われる。高校時代をコロナ禍で過ごした学生達が、大きな喪失感を持っていることから、行事の再開報告は朗報であり、一層の充実を期待したい。</li> <li>・ 習志野高校の生徒が、各種の大会で活躍している姿は子ども達の憧れでもある。また、福祉コンサートや各地域での催しなどに積極的に取り組んで、地域の人々と交流している姿は好感がもてる。今後もさらに、地域と共に取り組める活動を推進してほしい。</li> </ul>

基本方針	<h3>7 生涯学習推進のまち習志野の推進</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)～(4) 団体数、人数等、成果指標が具体的な数値で示されているのがわかりやすいが、基準値や目標値との差についてのコロナ禍の影響がわかりにくい。前年比等、経年変化の併記を期待したい。また、本市には各地域に児童館がないことから、18歳までの若者世代の社会教育の場としての利用促進が求められる。そうした視点からWi-Fi環境や音響等の施設面を見直してもらいたい。利用者の年代比率の把握を行い、社会教育を次世代に引き継ぐ努力を行ってもらいたい。40年以上子育てサークルの指導を行っているが、子育て世代がサークル運営を行う際の負担軽減についても検討していただきたい。指定管理に対する評価についても、市民が参画できるような仕組みをつくるのが大切である。</li> <li>・ 施策(1) 広く市民に知ってもらう手立てとして、公民館での活動の様子をICTを活用して、市のホームページ等で常時見られるような工夫をしてはどうか。</li> <li>・ 小学校の学級用として作成した朝読書用図書セットは具体的な取り組みとして功を奏した。できれば、各校に1セットずつ24セットを作成して、回し読みすればより多くの児童生徒が読むことができると思うので、更に進めてほしい。</li> <li>・ 施策(4) 電子書籍での貸し出しは時代のニーズにあった効果的な貸し出し事業である。小中学校の児童生徒にも周知し、より推進してほしい。</li> </ul>

<b>8 芸術・文化活動の振興</b>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 成果指標の開催回数は目標値をすでに上回っているため、指標の見直しが必要である。習志野文化ホールの長期休館を機に、これまでの45年間を整理し、市のホームページでいつでも閲覧できるようにしてほしい。最後の演奏会のURLを掲載することも可能であろう。また、習志野市は、日本画の時田氏の他にも、美術館に作品が収蔵されているような作家を輩出している。彫刻においては、県展でも中心となって活躍した作家が複数おり、作品も市内に点在している。いずれも市民の力を得てホームページの作成ができるのではないかと考えられる。</li> <li>・ ICTを活用して、インターネットで芸術作品を鑑賞できるようにしたことは大変効果的である。さらに進めて、市役所で展示する子ども達の書道や絵画作品等もICTを活用してホームページ等で公開することで、より多くの人が見ることができ、子ども達も学ぶ機会になると考える(指導課へ要望)</li> </ul>

<b>9 文化財の保存と活用</b>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 文化財の活用については、学校教育との連携促進が必要である。指標である入館者数はわかりやすいが、学校との連携数なども指標とし、小学校の総合学習、夏休みの自由研究、中学校の探究活動にどのように貢献できるかを検討し、積極的に情報発信していくことが期待される。</li> <li>・ 近隣の市には、郷土資料館があり、子ども達の学習に効果をあげている。習志野市にも是非、郷土資料館と同等の場所を確保し、埋蔵文化財や昔の道具等展示できるような場を確保してほしい。空き教室を改装することはできないか。</li> </ul>

<b>10 青少年健全育成の推進</b>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 子育て世代は対面での会議への出席が難しい場合も少なくない。会議についてもオンラインでの参加が可能な状況を作る必要がある。</li> <li>・ 施策(2) タブレットの普及に伴い、家庭や地域でのネットトラブル回避の対策が必須であるが、そのために集まる余裕がないのが現状であろう。出張授業をオンデマンドで視聴できる環境整備が求められる。</li> <li>・ インターネットトラブルを未然に防ぐためには、児童生徒に向け、講師を招聘して学習させていくことが必要である。各学校に呼びかけ、計画的に取り組んでほしい。また、情報モラルについて、保護者への講演も進め、保護者の役割を明確にしてほしい。</li> <li>・ 施策(3) 実績値の減少に理由が併記されているのはわかりやすい。少子化の影響も考えられるので、コロナ禍による利用減が改善した際には児童数における比率等の併記も必要となる。</li> <li>・ 富士吉田青年の家の周囲は素晴らしい自然環境がある。是非、中高生の校外学習として利用できるよう、より多くの具体的な活動例を示し、各学校にアピールしてほしい。</li> <li>・ 施策(4) 放課後子供教室の開設は大きな成果である。全校での実施に向けて、近隣公民館とのコラボレーションを検討してはどうかと考える。新たなボランティアを募集するだけでなく、既存サークルに協力を求めているかどうか。</li> </ul>

<b>11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進</b>	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1) 市民アンケートの結果を指標とするのは実態がわかりやすいが、毎年データが得られないのであれば、他の指標も必要なのではないか。</li> <li>・ 子ども達は余暇を室内で過ごし、ゲームやYoutubeに夢中になっている現状がある。野外でのスポーツ等の活動に積極的に取り組めるような手立てが必要であり、活動できる場の提供として、親子参加のスポーツは効果がある。例えば、ニュースポーツのやり方等、各学校の業間体育を利用して紹介する機会を設けて、普及を図ることも一つの手立てではないか。</li> </ul>

基本方針	<p>12 家庭教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)については、ネット配信に加えて、GoogleForm等簡易なアンケート機能を使ってニーズの把握に努める必要があるのではないかと考える。</li> <li>・ 施策(2)の指標がわかりやすい。多様な取り組みが書かれており、成果が現れにくい施策ではあるが、相談が解決の第一歩なので、引き続き取り組みを続けていただきたい。</li> <li>・ 長欠・不登校の児童生徒はなかなか減少しないのが現実である。今後も各校に訪問教育相談で出向き、一人一人の実態とニーズを十分把握した上で、親子とどうかかわり指導していくか関係機関と連携して進めていく必要がある。ICTを活用して、自宅でも学習できるよう体制づくりを考慮してはどうだろうか。総合教育センター所員の専門性を生かして、是非取り組んでほしい。</li> </ul>
	基本方針
基本方針	
	基本方針

基本方針	<b>16 社会教育施設の再編・整備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)については、利用者の理解が欠かせない。利用に影響がある整備については、早期に情報を共有し、社会教育を受ける権利を侵害することのないような配慮が必要となる。</li> <li>・ 社会教育施設をできるだけ長く存続させるためにも、修繕箇所はできるだけ早急に修理して、市民が安全に安心して利用できるよう、今後も計画的に進めてほしい。</li> </ul>

基本方針	<b>17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)の評価について利用者アンケートを指標とするのはわかりやすい。集計が間に合わないとのことだが、今後は昨年度の数値と経年変化を示すようにしたい。</li> <li>・ 秋津サッカー場の再整備については、今度も利用団体と意見交換を進めると共に、広く市民の声もパブリックコメント等を利用して吸い上げてほしい。</li> </ul>

基本方針	<b>18 教育行政の効率的・効果的な展開</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策(1)については、このような点検・評価を行い、毎年意見を聴取し、様式の改善や取り組みの活性化を図っていることはたいへん意義深く高く評価される。一方、成果指標のいくつかについて改善の余地があるのではないかという提案や接続期カリキュラムに関する先進的な取り組み事例の紹介等をさせていただいた。記載内容には、実現可能性が低い内容も含んでいることは了解しているが、保幼小の養成教育に携わり、自分自身と子育ての両方で幼稚園から中学校まで習志野の教育にお世話になり、現在も社会教育に40年以上関わっている立場から、意見を述べさせていただいた。今後も情報公開と多方面からの意見聴取を行うこと、また習志野の教育と教育行政の一層の充実を祈念している。</li> <li>・ 基準値を設定したり、小施策での評価を取り入れたことで、より評価が明確になった。ただ◎と○の評価基準等、それぞれの部署で決めて評価するとよいのではないかと。更に毎年Bと評価される施策は、限りなくAに近づけるよう、具体的な手立てを講じる必要がある。今後の課題が明確になり、方向性がはっきりしてきた。</li> <li>・ 一層の働き方改革の推進が必要である。教員の過重労働時間を解決し、魅力ある教師の姿を掲げることで教員不足の解消につながるよう考えていくことが急務である。部活動以外の外部人材活用を促進させるとともに、ZOOM等を利用して出張を少なくし、児童生徒と向き合う時間の確保に努めてほしい。</li> </ul>

## 資料1

### ○習志野市の教育課題（平成26年度～令和2年度）

習志野市教育委員会では、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、前「教育基本計画（平成26年度～令和元年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学校教育		生涯学習	
課題1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進 (一市民、一ボランティアの確立)
課題2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動の推進 (一市民、一文化の確立)
課題3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す教育の推進 (人間関係力の確立)	課題5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携	「家庭・地域の教育力の充実」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)		

習志野市教育委員会では、令和2年3月に「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」を策定いたしました。

基本目標の実現に向けた4つの【政策】及び18の【基本方針】に基づき、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めてまいります。

## 「習志野市教育振興基本計画」における 4つの【政策】及び18の【基本方針】

### 【政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進】

#### 〔幼児教育の向上〕

- 基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上  
2 子育て・子育て支援の充実

#### 〔学校教育の向上〕

- 基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展  
4 子どもの生きる力を育む教育の充実  
5 子どもを未来につなげる教育の展開  
6 魅力ある市立高校づくり

### 【政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進】

- 基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進  
8 芸術・文化活動の振興  
9 文化財の保存と活用  
10 青少年健全育成の推進  
11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

### 【政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進】

- 基本方針 12 家庭教育力の向上  
13 地域に開かれた学校づくり  
14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

### 【政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備】

- 基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備  
16 社会教育施設の再編・整備  
17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備  
18 教育行政の効率的・効果的な展開

## 令和4年度 習志野市教育行政方針

「令和4年度 習志野市教育行政方針」は「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」の年次計画に相当し、令和4年度における重点を示すものです。(○は継続、◎は新規)

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	<p>(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進</p> <p>① 主体性を育む教育課程を編成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。</li> <li>○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。また、市立こども園における3歳児の保育カリキュラム及び教育課程の検証・見直し・改善を行います。</li> </ul> <p>② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達の特性を踏まえ、見直しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。</li> </ul> <p>③ 体験を重視した教育活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心を持ち、充実感を味わえる教育活動を行います。</li> </ul> <p>④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。</li> </ul> <p>⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職務別研修、保育実践研修、新任者研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。</li> <li>○ 各園の研究テーマに向けて園内研究や公開研究会を実施し、よりよい指導方法を学び、指導力の向上を図ります。</li> <li>○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。</li> <li>◎ 園内研究や研修において、より学びが深まる効果的なICT活用を推進します。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">こども保育課</p> <p style="text-align: right;">こども保育課</p> <p style="text-align: right;">こども保育課</p> <p style="text-align: right;">こども保育課</p> <p style="text-align: right;">こども保育課</p>
		<p>(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進</p> <p>① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。</li> <li>○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。</li> </ul> <p>② 自他を思いやり、命を大切にすると人権教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。</li> </ul> <p>③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい生活スタイル&lt;習志野市版&gt;に基づき、幼児自身が感染予防の必要性を理解できるよう、発達に合った指導を繰り返し行い、感染予防に対する習慣の定着に努めます。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">こども保育課</p> <p style="text-align: right;">こども保育課</p> <p style="text-align: right;">こども保育課</p>



政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	1	<p>(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進</p> <p>① 安全教育を推進します。 ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。</p> <p>② 安全管理を推進します。 ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。</p> <p>(4)特別支援教育の推進</p> <p>① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別支援児を含む学級の教育・保育の質的向上を図るため、指導主事と臨床心理士による訪問支援を実施します。</p> <p>② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応について学び、支援の強化に努めます。 ○ 就学及び特別支援に関する研修や、相談活動の充実と保護者支援に努めます。</p> <p>(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進</p> <p>① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 『習志野市接続期カリキュラム』を活用し、小学校への円滑な接続に向けて各園・学校が連携して取り組みます。</p>	<p>こども保育課</p> <p>こども保育課</p> <p>こども保育課</p> <p>こども保育課</p> <p>こども保育課 指導課</p>
子育て・子育て支援の充実	2	<p>(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進</p> <p>① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ○ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実を図り、地域の子育て支援を支えます。</p> <p>② 預かり保育の内容の充実を図ります。 ○ 年200日以上の子育て支援の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。</p> <p>(2)家庭・地域との連携の強化</p> <p>① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。 ◎ ICT等を活用し、教育活動の理解につながる家庭への効果的な配信に努めます。</p>	<p>こども保育課</p> <p>こども保育課</p> <p>こども保育課</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	<p>(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展</p> <p>① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心の安全・安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回、年3回以上実施します。また、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。また、生徒指導巡回相談員の訪問指導及び指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施します。</li> <li>○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。</li> <li>○ 教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、一人ひとりが自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実現します。</li> </ul> <p>② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教員間の共通認識を深め、具体的な指導がされるよう生徒指導体制の充実を図ります。</li> <li>◎ 生徒指導に関する校内研修の充実を図ることや、生徒指導巡回指導員が学校を訪問して教員への指導・助言を行うことなどを通して、教員の指導力向上に努めます。</li> <li>○ 登校しづり、不登校児童生徒について、訪問相談を通して本人・保護者の気持ちに寄り添い支援に努めます。</li> <li>○ 保護者の理解・協力を得ながら、総合教育センターと学校が連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。</li> <li>○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。</li> </ul> <p>③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間3回の「習志野市いじめアンケート」を実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。</li> <li>○ 「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、市立小・中学校・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策などについて協議し、その成果を学校に還元します。</li> <li>○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を23校で共有できるようにして、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。</li> <li>○ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターが連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、いじめメール相談では、全児童生徒が持つタブレット端末を使い、総合教育センターとメールの双方向のやりとりができるようにし、一人ひとりと確実につながる仕組みを整えることで、一層の充実を図ります。</li> </ul>	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 生徒指導に関する校内研修の充実を図ることや、生徒指導巡回指導員が学校を訪問して教員への指導・助言を行うことなどを通して、教員の指導力向上に努めます。</li> <li>○ 登校しづり、不登校児童生徒について、訪問相談を通して本人・保護者の気持ちに寄り添い支援に努めます。</li> <li>○ 保護者の理解・協力を得ながら、総合教育センターと学校が連携して不登校児童生徒への対応に取り組みます。</li> <li>○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校及び指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実を図ります。</li> </ul>	指導課 総合教育センター
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間3回の「習志野市いじめアンケート」を実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において組織的に早期対応することを徹底します。</li> <li>○ 「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、市立小・中学校・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策などについて協議し、その成果を学校に還元します。</li> <li>○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築けるよう、児童生徒が中心となって行ういじめを防止する活動を推進し、各校での実践を23校で共有できるようにして、自校での実践に生かしていく取り組みを進めます。</li> <li>○ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターが連携し、いじめの早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制をつくります。また、いじめメール相談では、全児童生徒が持つタブレット端末を使い、総合教育センターとメールの双方向のやりとりができるようにし、一人ひとりと確実につながる仕組みを整えることで、一層の充実を図ります。</li> </ul>	指導課 総合教育センター

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ	信頼を築く習志野教育の進展	<p>(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展</p> <p>① 特別支援教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校全体として特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮やユニバーサルデザインの活用、早期発見・早期対応の体制が充実するよう、校内委員会と関係機関との連携・協力を推進します。</li> <li>○ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づき、特別支援教育に係る学びの場の充実を図ります。</li> </ul> <p>② 就学に係る校内委員会等の機能の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。</li> <li>◎ 就学相談の中では、総合教育センターや指導課の専門性を活用して、保護者や学校に対して適切な情報提供や指導の充実を図ります。</li> </ul> <p>③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携強化に努めます。</li> <li>○ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の活用を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関との連携を深め、児童生徒一人ひとりのニーズを踏まえた指導・支援の充実を図ります。</li> </ul> <p>④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級種を問わずすべての教員が専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。</li> <li>○ 交流及び共同学習は、社会性を養い豊かな人間性を育んだり、教科等のねらいの達成を目的としたりしながら、多様性を尊重する機会となっています。共生社会の形成に向けて、個別の指導計画を活用し、目的・意図を明確にした交流及び共同学習の取り組みを推進します。</li> </ul> <p>⑤ 支援員の適切な配置に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校や学級、個人の支援を要する状況に応じて、適切な配置を行うとともに、支援員の資質向上と教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。</li> </ul>	<p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p>
		<p>(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展</p> <p>① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員自らが、自主的に取り組む子どもの生きる力を育むための研修体制づくりを進めます。</li> <li>○ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようし、教職員としての指導力の向上を図ります。</li> </ul> <p>② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。</li> <li>◎ 各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用事例集を作成します。</li> <li>○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力の育成など、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。</li> </ul>	<p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター 指導課</p>

政策 基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 子どもの未来をひらく力を育む教育の推進 教育の充実	<p>4 (1) 確かな学力を保障する教育の推進</p> <p>① 個に応じた指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一斉授業を基本とし、知識や技能を習得する活動と思考し判断し表現する活動とを関連させて学習の充実を図ります。また、ねらいを達成するための効果的な発問を重視するとともに、構造的な板書やノート指導をとおして「わかる・できる授業」の充実に努めます。</li> <li>○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。</li> <li>○ 日本語を母語としない児童生徒の困り感に応じて言語・文化指導者を派遣し、言語及び学校生活への適応の援助をすることで、個に応じた指導の充実に努めます。</li> <li>○ 1人1台のタブレット端末やデジタル教科書を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。</li> </ul> <p>② 指導と評価の一体化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応できるようにしていきます。</li> <li>○ 文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。</li> </ul> <p>③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 習志野市学力向上推進委員会において、全国学力・学習状況調査の結果分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、明らかになった課題に対応した指導方法の改善策を教務主任研修や教科会議を活用して市内各小・中学校に周知するとともに、学校訪問で指導主事が指導します。</li> </ul> <p>④ 緊急時における学びの保障を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の1つとして1人1台タブレット端末を活用し、オンラインで家庭と学校をつなぎ、児童生徒の学びを止めないよう努めます。</li> </ul>	<p>指導課 総合教育センター</p> <p>指導課</p> <p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター</p>
	<p>(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進</p> <p>① 豊かな体験活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校の「鹿野山セカンドスクール」や中学校の「富士吉田自然体験学習」などの活動内容の改善を図り、友だちと協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じて感動あふれる体験活動を支援します。</li> <li>◎ 鹿野山セカンドスクール事業における豊かな自然体験学習の機会を確保するために、各関係機関と連携し、実施形態の改善を図ります。</li> <li>○ 児童生徒の豊かな体験を実現するために、富士吉田青年の家における、宿泊自然体験学習施設としての可能性を検討していきます。</li> <li>○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学習を更に充実させます。</li> </ul>	<p>学校教育課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	4 子どもの生きる力を育む教育の充実	<p>○ 中学校家庭科による保育体験学習など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。</p> <p>○ わくわく学びランドでは、講座の定員数の限定、オンデマンド配信など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。また、市内にある大学と連携した科学教室を実施するなど、児童生徒の学びに対する興味関心を高められるよう工夫します。</p> <p>② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実に努めます。</p> <p>○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。</p> <p>○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実に努めるとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。</p> <p>○ 学校、家庭、地域が連携した、あいさつ運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。</p> <p>③ 学校人権教育の充実に努めます。</p> <p>○ 千葉県教育委員会作成の資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。</p> <p>○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。</p> <p>○ インクルーシブ教育やLGBT等の性的マイノリティーに関する教育など、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。</p> <p>○ いじめのない学校に向けて、児童生徒が自ら考えるなどの学びの場を設け、よりよく社会と関わる資質・能力や実行力を養います。</p> <p>④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。</p> <p>○ 習志野市文化連盟事業の総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、席書会、芸術鑑賞教室などの開催や『文集ならしの』の発行(デジタル化も検討)をとおして、幼児児童生徒の豊かな情操を育てます。</p> <p>○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホールを活用した各学校の合唱コンクールや音楽発表会への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などをとって、芸術振興・情操教育の充実に努めます。また、習志野文化ホール休館後(令和5年度)も学校音楽活動を支援していく方策を検討します。</p> <p>(3) 健やかな体を育む教育の推進</p> <p>① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。</p> <p>○ 保健主事・養護教諭が中心となり、感染症予防教育等を含めて、with コロナ時代に即した健康教育を計画的に推進します。</p> <p>○ 学校保健委員会の活性化を図ります。</p> <p>○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。</p>	<p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課 学校教育課</p> <p>学校教育課</p>



政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 子どもを未来をひらく教育の推進	5	<p>(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開</p> <p>① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活や社会と関連付けた単元や題材を設定したり、深い追究が生まれるような課題を提示したりして、児童生徒が自ら問いをもつ学習を充実させるなど、主体的で対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力や人間性の涵養に努めます。</li> <li>○ 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、言語活動や実践的・体験的な活動等を通して、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成することを目指します。</li> <li>○ カリキュラム・マネジメントと関連付けた授業形態や指導方法を工夫し、情報活用能力の育成を図る単元・題材を設定するよう努めます。</li> </ul> <p>② 読書教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「習志野市子どもの読書活動推進計画(2019~2025)」に基づき、実践を進めます。また、学校図書館の利活用促進と整備を図り「優秀図書館」「いつでも利用できる図書館」を目指します。</li> <li>○ 古い図書の更新に取り組みます。</li> </ul>	指導課
		<p>(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開</p> <p>① 個に応じた進路指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習の基礎として、また、将来に向けた人生設計へと発展していくために、児童生徒一人ひとりが自分の能力・適性や可能性を把握し、主体的に進路を自己選択できる資質・能力の育成を図ります。</li> </ul>	指導課
		<p>② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大きく変化していく社会を見守る児童生徒が逞しく生きていく力を育むために必要な、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を、学校の教育活動全体を通して身に付けさせます。</li> </ul>	指導課
		<p>③ 外国語教育・国際理解教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国語及び外国語活動において、コミュニケーションの素地及び基礎を養うなど、社会の変化に柔軟に対応できる力を培うために、英語指導助手の活用や小中連携、指導法の研修等を充実させます。</li> <li>○ 総合的な学習の時間や外国語、外国語活動等の時間を通して、諸外国の生活様式や文化に対する理解を深める学習の充実を図ります。</li> </ul>	指導課
<p>④ 平和教育・環境教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づき、習志野市原爆被害者の会と連携した「被爆体験講話」の実施やDVDの視聴等により、児童生徒の平和意識を高めます。</li> <li>○ 指導主事による教科指導や研修を行い、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等横断的にSDGsに対する児童生徒の知識・理解を深めるとともに、持続可能な社会の創り手を育成します。</li> </ul>	指導課		

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ	子どもを未来にひらく教育の推進	<p>(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開</p> <p>① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時における学習保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。</li> </ul> <p>② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 全小中学校でより効果的なICT機器の活用が図れるよう、ICT支援員による支援の更なる充実を図ると共に、指導主事、ICT学習指導員による、教員の授業力の向上に努めます。</li> <li>◎ 各小・中学校のICT活用を推進するリーダーを育成し、各校におけるOJTによる研修の充実を図ります。</li> </ul> <p>③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員のICT機器を活用した指導力の向上を図るため、学校への支援とICTに特化した実践的な研修を実施します。各教科ごとに、具体的なタブレット端末の活用事例集を作成します。</li> </ul> <p>(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開</p> <p>① 安全管理を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校にて危機管理マニュアルを見直し、教職員の役割分担を明確化します。安全教育の充実の観点から、その取り組み評価をPDCAサイクルの視点で改善を図ります。</li> <li>○ 地域と連携した実効性のある防災訓練を実施します。</li> <li>○ 通学路安全対策協議会を設置し、学校、市役所街路整備課・防犯安全課、習志野警察署、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検と安全教育を行います。</li> </ul> <p>② 安全教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒等が災害時に自らの命を守るために主体的に行動できるように教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。</li> <li>○ 地域や学校差が無いよう、学校安全計画に則り、安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図ります。</li> </ul>	<p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター</p> <p>総合教育センター</p> <p>学校教育課 教育総務課</p> <p>学校教育課</p>



政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	6 魅力ある市立高校づくり	<p>(1)多様な高校教育の一層の充実</p> <p>① 充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。</li> <li>○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。</li> <li>○ 生徒の多様な進路希望を実現させるため、計画的な進路指導を行うとともに、生徒一人ひとりのニーズに対応できる体制を築き、きめ細かい進路指導に努めます。</li> <li>○ 新しい大学入試制度を踏まえ、多様な進路に対応できるよう「進路ガイダンス」の内容を充実するよう取り組みます。</li> <li>○ 部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。</li> <li>○ 家庭学習の充実とリモート授業に対応するため、ICT機器や動画教材活用の推進を目指します。</li> </ul>	習志野高校
		<p>② 魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。</li> <li>○ 海外語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。</li> <li>○ より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。</li> <li>○ スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒や保護者が安全で安心な学校生活を送れるよう、教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。</li> <li>○ 進路説明会やホームページ等を有効に活用し、本校の教育活動をPRすることで「選ばれる学校」を目指します。</li> </ul>	習志野高校
		<p>(2)地域や社会に開かれた高校づくりの推進</p> <p>① 地域に開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ミニ集会・学校関係者評価委員会、学校評議員委員会の協議を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。</li> <li>○ 授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。</li> <li>○ 学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、多くの意見がいただけるようにします。</li> </ul> <p>② 地域との連携と交流を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部活動を中心として、老人福祉施設や保育園などの行事に参加し、交流を通じて思いやりの心の醸成に努めます。</li> <li>○ 学校や地域の環境美化活動を通じて、豊かな心の醸成に努めます。</li> <li>○ 教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。</li> <li>○ 外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。</li> </ul>	習志野高校

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ	生涯学習推進のまち習志野の推進	<p>7 (1) 学習機会の充実</p> <p>① 公民館講座の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。</li> <li>○ 多様な学習課題に対応した講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。</li> <li>○ 公民館の学習情報をホームページに掲載するとともに、自宅など、公民館から離れた場所でも講座を受けられるよう、情報機器を活用したりリモート講座に取り組みます。</li> </ul> <p>② 図書館資料の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。</li> </ul> <p>③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。</li> </ul> <p>④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。</li> </ul> <p>⑤ 子どもの読書活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。</li> <li>○ こどもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を活かし、関係機関と連携しながら事業を推進します。</li> </ul> <p>(2) 学習成果の活用</p> <p>① 学習成果を生かす場の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。</li> </ul> <p>② 地域における人材(コーディネーター)の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組みます。 また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組みます。</li> <li>◎ 全ての施設整備が完了したプラッツ習志野において、各施設が連携したイベント、活動を実施し、市民の新たな出会いや交流の促進、にぎわいを創出します。</li> </ul> <p>(3) 社会教育指導者の確保と養成</p> <p>① 指導者の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。 また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。</li> </ul>	<p>公民館</p> <p>図書館</p> <p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課 図書館・指導課 学校等</p> <p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進 にわたる学びの推進	7	<p>②指導者の養成に努めます。</p> <p>○専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。</p> <p>また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。</p> <p>(4) 自主自立課題解決型社会の推進</p> <p>① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。</p> <p>○市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。</p> <p>② 図書館機能の充実を図ります。</p> <p>○市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備や情報提供に努めます。</p> <p>◎市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業に取り組みます。</p>	<p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>図書館</p>
	8	<p>(1) 芸術・文化活動の振興</p> <p>① 文化振興計画に基づいた事業の推進を図ります。</p> <p>○「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。</p> <p>○文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう引き続き整備します。</p> <p>◎習志野文化ホールの休館(令和5年度)を見据え、休館中の芸術文化振興及び活動支援について検討します。</p> <p>② 市民参加行事の充実を図ります。</p> <p>○公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。</p> <p>③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。</p> <p>○本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」が取り組む文化事業を支援します。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課</p>
	9	<p>(1) 文化財の保存</p> <p>① 文化財の収集・保存の充実を図ります。</p> <p>○指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。</p> <p>② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。</p> <p>○事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。</p> <p>(2) 文化財の活用</p> <p>① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実を図ります。</p> <p>○旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の利用を推進するため、施設の整備や主催行事の充実を図ります。</p> <p>② 文化財の展示・普及を推進します。</p> <p>○埋蔵文化財調査室を中心に、文化財の展示を拡充します。また、史跡説明板の補修に取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ	青少年健全育成の推進 生涯にわたる学びの推進	<p>(1) 青少年育成団体の活動支援</p> <p>① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。</p> <p>② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 青少年育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。</p> <p>(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上</p> <p>① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政とが一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力をを行います。</p> <p>② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、外部の講師を招いてその学校の実態に合った啓発講演を全小・中学校で展開します。特に県の県民・生活文化課と連携し、講師活用を推進します。また、青少年センター職員を派遣する啓発学習会の体制整備を図ります。県が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。</p> <p>(3) 青少年のための施設における活動の充実</p> <p>① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 学校の自然体験学習や各種団体が実施するキャンプ体験、研修活動に対し、その目標達成に向け、コロナ禍を踏まえた様々な改善や支援を行います。</p> <p>(4) 子どもの居場所づくりの推進</p> <p>① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校及び藤崎小学校に「放課後子供教室」を開設します。</p> <p>② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>青少年センター</p> <p>青少年センター</p> <p>社会教育課 富士吉田青年の家</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅱ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	<p>(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進</p> <p>① 「する」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。</li> <li>○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。</li> <li>◎ 自宅等でも運動が続けられるよう、オンライン等のスポーツ教室に取り組みます。</li> </ul> <p>② 「みる」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ トップチーム、トップアスリートの試合を誘致し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。</li> </ul> <p>③ 「支える」スポーツを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市民スポーツ指導員養成講座を開催し、指導員の育成・増加を目指します。</li> <li>○ 新しい生活様式に配慮しつつ、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。</li> </ul>	生涯スポーツ課  生涯スポーツ課  生涯スポーツ課
政策Ⅲ	家庭教育力の向上 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	<p>(1) 家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催します。</li> </ul> <p>また、講座を録画してオンデマンド配信を行うなど、保護者が参加しやすい開催方法等を検討します。</p> <p>(2) 家庭教育相談の充実</p> <p>① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもに関する多様な相談に対し、家庭や学校の困り感に耳を傾け、それぞれに合った教育相談を進めていきます。外部とのつながりが必要な児童生徒には、適応指導教室や訪問相談などにつながっていきます。</li> <li>○ 事例研修を通じて、相談員の専門的な知識や技術の向上に努め、家庭の教育力向上につなげていきます。</li> <li>○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実努めます。</li> </ul> <p>② 長欠・不登校児童生徒解消を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひきこもり傾向がある児童生徒には、訪問相談が活用できるように積極的に働きかけるなど、家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組めます。</li> </ul> <p>③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候の早期発見に努めます。</li> <li>○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。</li> </ul>	公民館  総合教育センター  総合教育センター  指導課

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域の向上 地域社会の連携による教育の推進	12	<p>④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。</p> <p>○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。</p> <p>○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。</p>	担当課 指導課
	13	<p>(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実</p> <p>① 学校と家庭・地域相互の情報交換を推進します。</p> <p>○ 各学校が、ホームページ上で必要な情報発信ができるよう支援します。</p> <p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> <p>① 社会に開かれた教育課程を推進します。</p> <p>○ 社会に開かれた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。</p> <p>② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。</p> <p>○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を引き続き推進しながら、学校を核とする地域づくりの視点からも、地域学校協働活動への段階的な移行を図ります。</p> <p>③ 学校運営協議会の設置を促進します。</p> <p>○ 学校運営協議会の設置を段階的に進めるため、令和4年度末までに計画の策定・検討を進めます。</p>	総合教育センター  指導課  指導課  指導課
	14	<p>(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進</p> <p>① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実を図ります。</p> <p>○ 子どもを見守る仕組みづくりのため、青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的の実施します。</p> <p>○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪未然防止の一翼を担います。</p> <p>② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。</p> <p>○ 引き続き、劣化したプレートの交換、PRや出張登録会等を積極的に実施するとともに、学校と連携した保護者や子どもたちへの「子ども110番の家」の周知、加入者に対するアンケートによる意向調査や研修会の開催など、制度の充実を図ります。</p>	青少年センター  青少年センター

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅳ 安全で潤いのある学校環境の整備	15	<p>(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備</p> <p>① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。</p> <p>○「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。</p> <p>② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。</p> <p>○老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。</p> <p>(2) 小・中学校の教育環境の整備</p> <p>① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。</p> <p>○「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修並びにそれに向けた設計に取り組みます。</p> <p>・大規模改修:実籾小学校(工事)、谷津南小学校(工事)</p> <p>・長寿命化改修:向山小学校(工事)、屋敷小学校(設計)、第一中学校(設計)</p> <p>・建替え:大久保小学校(工事)、大久保東小学校(設計)、第二中学校(工事)</p> <p>(3) 市立高等学校の教育環境の整備</p> <p>① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。</p> <p>○老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。</p> <p>(4) 学校関連施設の環境整備</p> <p>① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。</p> <p>○SPC構成企業と定期的な協議会を実施します。</p> <p>② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。</p> <p>○SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立します。</p> <p>③ 旧給食センターの解体事業を進めます。</p> <p>○旧給食センターの安全管理を行う中で、解体事業を進めます。</p>	<p>こども政策課 こども保育課</p> <p>こども政策課</p> <p>教育総務課</p> <p>習志野高校</p> <p>学校給食センター 学校教育課</p> <p>学校給食センター</p> <p>学校教育課</p>
		16	<p>(1) 社会教育施設の整備</p> <p>① 社会教育施設の改修・整備を推進します。</p> <p>○市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。</p> <p>○富士吉田青年の家では、第2次公共建築物再生計画、令和6年度に予定する長寿命化工事に向け、予定する経費を抑制するための施設改修を計画的に実施し、施設を安全に継続使用できるよう努めます。</p>

政策	基本方針	施策(○は継続、◎は新規)	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備	(1)「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用) ① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。 ○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○ 老朽化対策など、利用者が施設を安全・快適に利用できるよう改修工事を実施します。 ○ 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針に基づいて、検討を行います。	生涯スポーツ課
教育行政の効率的・効果的な展開	18 教育行政の効率的・効果的な展開	(1)教育委員会事務局の活性化 ① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。 ◎ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」を見直し、PDCAサイクルに基づく取り組みが、より分かりやすく表現できる様式に改めます。 ② 広報活動の充実に努めます。 ○ 学校教育だよりの内容充実、その他の情報発信の工夫に取り組みます。 ○ 学校教育を中心に、生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 ③ 学校事務との連携を強化します。 ○ 学校事務との連携により、効率的かつ正確な事務を実施します。 ④ 先進的な施策の研究を進めます。 ○ 中・長期的な視野に立った施策等について研究します。 ⑤ 学校における働き方改革を推進します。 ◎ ICTを活用した出退勤記録システムを導入し、教職員の勤務時間を客観的に把握できるよう努めます。 ○ 部活動において、ガイドラインに沿った活動を行うと同時に効率良い充実した部活動を目指します。	教育総務課  教育総務課  教育総務課 学校教育課 教育総務課  教育総務課 学校教育課 指導課



習志野市は  
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



議案第23号

習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程の制定について

習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程を別記のとおり制定する。

令和5年8月23日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

心身の健康問題で休業している職員が円滑に職場復帰し、業務が継続できるように、具体的な手続き、市教育委員会が講ずべき措置等を適切にかつ有効に実施するために制定するものである。

# 習志野市教育委員会職員の職場復帰支援の実施に関する規程

## 目次

### 第1章 総則(第1条—第3条)

### 第2章 職場復帰支援制度

#### 第1節 休業の開始及び休業中のケア(第4条—第6条)

#### 第2節 主治医による職場復帰可能の判断に基づく手続(第7条)

#### 第3節 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成(第8条—第11条)

#### 第4節 職場復帰の決定(第12条・第13条)

#### 第5節 職場復帰後のフォローアップ(第14条)

### 第3章 雑則(第15条)

### 附則

#### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、療養職員の円滑な職場復帰及び疾病の再発防止を図るため、職場復帰の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 療養職員 精神疾患、がん、脳血管疾患、難病等の疾病を理由として、習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年条例第10号)第13条第1項の療養休暇(以下「休暇」という。)を90日以上取得している職員(職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)第1条の2第3項の学校職員を除く。以下同じ。)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定により休職(以下「休職」という。)している職員をいう。

(2) 休業 休暇又は休職をいう。

(3) 短時間勤務 職場復帰後、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和34年条例第3号)第2条の規定に基づき、職務に専念する義務の免除を受けることにより、当該職員の勤務時間より短時間において勤務することをいう。

#### (職場復帰の支援)

第3条 教育長は、療養職員に対し、習志野市職員安全衛生管理規程(昭和62年訓令第5号)第5条第1項第4号の産業医(以下「産業医」という。)、職員の健康相談業務を担当する精神科医(以下「総務部嘱託医」という。)及び教育委員会事務局人事担当課に所属する保健師(以下「健康管理担当者」という。)並びに当該療養職員的主治医(以下「主治医」という。)、家族及び所属長(学校にあっては、校長。以下同じ)と連携し、次に掲げる段階に応じてそれぞれ職場復帰の支援を行うものとする。

(1) 休業開始及び休業中のケア

(2) 主治医による職場復帰可能の判断に基づく手続

- (3) 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
  - (4) 職場復帰の決定
  - (5) 職場復帰後のフォローアップ
- 2 精神疾患、がん、脳血管疾患、難病等の疾病を理由として休暇を取得している職員であって、休暇の期間が90日に満たないもののうち、産業医等が職場復帰の支援が必要と認めた職員は、療養職員とみなしてこの規程の規定を適用する。

## 第2章 職場復帰支援制度

### 第1節 休業の開始及び休業中のケア

#### (休業の手續)

第4条 第2条第1号に掲げる理由により休暇を請求する場合における習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成11年規則第7号。以下この条において「規則」という。)第9条第2項及び第3項の医師等の証明は、主治医によって作成された診断書であって、当該職員が療養を必要とする旨及び療養のため必要と認められる期間の見込みについて記載のあるものとする。

- 2 第2条第1号に掲げる理由により、規則第15条第1項又は第2項の規定に基づき療養休暇の承認を求める職員は、前項に規定する診断書及び療養休暇承認請求書兼休職申出書(別記第1号様式)を教育長に提出しなければならない。

#### (休業中のケア)

第5条 所属長及び健康管理担当者は、療養職員に対して、療養に専念できるよう配慮するとともに、必要に応じ休業中の事務手續、職場復帰の手順等に関する説明を行うものとする。

- 2 所属長及び健康管理担当者は、定期的に電話、面談等により療養職員の状態を把握するものとする。この場合において所属長は、必要に応じて、療養等経過記録票兼報告書(別記第2号様式)を作成し、人事担当部署に報告するものとする。

- 3 産業医及び健康管理担当者は、必要があると認めるときは、療養職員の同意を得た上で、主治医と連絡を取るものとする。

- 4 産業医等は、療養職員の療養状況を把握するため必要と認めるときは、療養職員に対し指定した期間において教育長が別に定める日常生活の記録の提出を求めることができる。

#### (療養職員に係る療養状況の報告)

第6条 習志野市職員の分限に関する手續及び効果に関する規則(平成27年規則第42号)第6条の規定による報告は、療養状況報告書(別記第3号様式)によるものとする。

### 第2節 主治医による職場復帰可能の判断に基づく手續

#### (主治医による職場復帰可能の判断に基づく手續)

第7条 療養職員は、休業の事由が消滅する見込みであると主治医が判断したときは、その旨を健康管理担当者に報告するとともに、所属長を通じて教育長に報告するものとする。

- 2 前項の規定に基づき療養職員から報告があったときは、健康管理担当者は、当該療養職員との面談等を行い、その結果を産業医等に報告する。
- 3 第1項の規定に基づき療養職員から報告があったときは、教育長は、当該療養職員に対し、産業医等との面談の日時を指定する。
- 4 前項の規定により教育長から日時を指定された療養職員は、当該日時に産業医等との面談を受けなければならない。
- 5 前項の規定により療養職員が面談を受ける行為については、公務とみなさない。
- 6 産業医は、第4項の面談を実施するに当たり、主治医に対し、職場復帰支援に関する情報提供依頼書(別記第4号様式)により、当該療養職員の休業の事由の状況について情報提供を依頼するものとする。

### 第3節 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成

#### (職場復帰検討依頼)

- 第8条 療養職員は、職場復帰を希望する場合は、職場復帰支援検討依頼書(別記第5号様式。以下「依頼書」という。)を教育長に提出しなければならない。
- 2 依頼書が提出されたときは、教育長は、産業医等に対し、療養職員が復帰後に所属する職場で必要とされる業務遂行能力の内容、程度等について、あらかじめ情報を提供しよう努めるものとする。ただし、当該依頼書の記載内容により、明らかに職場復帰を検討すべき段階にないと判断したときは、その旨及び当該判断の理由を付して依頼書を療養職員に返戻するものとする。
  - 3 産業医等は、必要に応じ、療養職員の同意を得て、当該療養職員の治療状況及び病状の回復状況、業務遂行能力等に係る情報及び意見を提供しよう、主治医に対し、文書により求めるものとする。
  - 4 産業医等は、療養職員が教育長以外が実施する職場復帰支援サービス、医療リハビリテーション等を利用している場合は、必要に応じ、当該療養職員の同意を得て、当該職員の職場復帰に必要な情報を提供しよう、当該事業者に対し、文書により求めるものとする。
  - 5 産業医等又は健康管理担当者は、所属長から当該療養職員に係る業務、作業管理、支援準備、復職後に求められる業務遂行能力、職場環境等に関する意見を聴取する。
  - 6 産業医等は、前各項の規定により収集した情報、当該療養職員の症状等の病態、職務遂行能力、職場環境等の評価及び療養職員との面談を行う。
  - 7 前項の規定による面談については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の規定に基づき療養職員から報告があったときは、教育長は」とあるのは、「教育長は」と読み替える。

#### (産業医の意見)

- 第9条 産業医は、前条各項の規定により情報収集等を実施した後、最終的に療養職員と面談を行い、疾病の再燃又は再発の有無、回復過程における症状の動揺等について確認する。

2 前項の規定による面談については、第7条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の規定に基づき療養職員から報告があったときは、教育長は」とあるのは、「教育長は」と読み替える。

3 産業医は、第1項の規定による療養職員との面談、主治医の診断書等を勘案し、教育長に対し、就業に関する措置等を取りまとめた職場復帰に関する意見書(別記第6号様式)を提出するものとする。

(職場復帰の可否の判断)

第10条 教育長は、療養職員について、前条第3項の規定による産業医による意見を踏まえ、人事担当課長、人事担当者、健康管理担当者及び所属長と協議し、次に掲げる事項を全て満たすと判断したときに、職場復帰が可能であると判断するものとする。

- (1) 復職後の業務の効率、質及び量について職位相当の7割以上に達することができ、かつ、復帰後おおむね3月以内に職務の級及び補職相当に回復するとの診断を主治医から得ていること。
- (2) 職場復帰に対し十分な意欲を示していること。
- (3) 通勤時間帯に一人で安全に通勤できること。
- (4) 療養職員が、教育長が指定する勤務日及び勤務時間における就労を継続することができること。
- (5) 業務に従事することによる疲労が、翌日までに十分回復していること。
- (6) 適切な睡眠覚醒リズム及び生活リズムを確立しており、昼間の眠気がないこと。
- (7) 業務に必要な注意力及び集中力が回復していること。
- (8) 疾病の再発防止のための通院、服薬等について、主治医の指示を順守していること。
- (9) 復帰後継続して6月以上勤務できると見込まれること。

(職場復帰支援プランの作成)

第11条 教育長は、前条の規定により療養職員の職場復帰が可能であると判断したときは、当該療養職員に係る職場復帰に向けた支援計画(以下「職場復帰支援プラン」という。)について、別記第7号様式により作成するものとする。この場合において、職場復帰支援プランには、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 職場復帰日
- (2) 産業医等による医学的見地からみた意見
- (3) 所属長による就業上の配慮
- (4) 人事労務管理上の対応
- (5) フォローアップ
- (6) その他教育長が必要と認める事項

2 教育長は、職場復帰支援プランを作成したときは、当該療養職員に通知する。

第4節 職場復帰の決定

(職場復帰の申請)

第12条 前条第2項の規定により通知を受けた療養職員は、職場復帰願(別記第8号様式)に、職場復帰が可能である旨の記載のある主治医によって作成された診断書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(職場復帰の決定)

第13条 教育長は、前条の規定により職場復帰願が提出されたときは、第9条第3項の規定により産業医から提出された意見書について業務上の措置等の確認を経た上で、当該療養職員が職場復帰することが適当であると認めるときは、職場復帰を決定する。この場合において、教育長は、必要に応じて、短時間勤務、軽作業又は定型業務への従事、時間外勤務の禁止、危険作業の禁止等(次条第2項においてこれらを「軽減勤務」という。)により当該療養職員が段階的に通常の業務に従事できるよう、配慮するものとする。

2 短時間勤務については、原則として職場復帰の日以後1月以内とする。

3 産業医は、第1項の規定により職場復帰の決定を受けた療養職員(以下「復職職員」という。)について、就業上の配慮の内容等を記載した職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書(別記第9号様式)を作成し、当該復職職員を通じて主治医に通知するものとする。

#### 第5節 職場復帰後のフォローアップ

(職場復帰後のフォローアップ)

第14条 所属長は、第10条各号に掲げる職場復帰に係る基準に照らし、復職職員の職場復帰後最初の1月、3月及び6月の勤務状況等について、復帰後経過報告書(別記第10号様式)により健康管理担当者に報告するものとする。

2 教育長は、復職職員について、前項の復帰後経過報告書、当該復職職員と産業医等及び健康管理担当者との面談結果等により、疾病の再燃、再発等の兆候があると判断した場合等は、軽減勤務の延長、再度の療養休暇の取得等職場復帰支援プランの見直しを行うものとする。ただし、短時間勤務については、職場復帰の日以後3月を経過する日を超えることができない。

3 前項の場合においては、第11条の規定を準用する。

4 産業医等は、必要に応じて、復職職員の同意を得て当該復職職員の現在の病状、見通し等について主治医に意見を求めるものとする。

5 第2項の規定により職場復帰支援プランの見直しをしたときは、産業医は、職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書により、当該復職職員を通じて主治医に提供するものとする。

#### 第3章 雑則

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(習志野市立学校職員服務規程の一部改正)

2 習志野市立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、事務職員、技術職員及び技労職員並びに習志野市立幼稚園に勤務する教員に係る病状の報告については、教育委員会が別に定める。

第13条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、事務職員、技術職員及び技労職員並びに習志野市立幼稚園に勤務する教員に係る復帰及び復職については、教育委員会が別に定める。



議案第24号

令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項について

令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項を別記のように制定する。

令和5年8月23日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立幼稚園管理規則の規定により、令和6年度習志野市立幼稚園の園児募集方法等について定めるものである。

## 令和6年度習志野市立幼稚園園児募集要項

### 1 募集人員

募集人員は、習志野市立幼稚園管理規則(昭和41年教育委員会規則第2号)第17条に規定する各園の定員のうち、別表1のとおりとする。

### 2 応募資格

本人及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が、習志野市内に住民登録をして実際に居住し(令和6年3月31日までに住所変更予定の者を含む。)、次のいずれかに該当するもの。

- (1)1年保育の5歳児(平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者)
- (2)2年保育の4歳児(平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者)

### 3 応募できる幼稚園等

- (1)習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則(昭和49年教育委員会規則第4号)第2条に規定する通園区域(以下「園区」という。)のうち、応募しようとする者(以下「応募予定者」という。)の住所が属する園区の幼稚園(別表2参照)。
- (2)前号に係わらず、兄姉が令和5年度から在園している幼稚園が園区外にあり、かつ、令和6年度も引き続き当該幼稚園に在園する場合は、当該兄姉の在園している幼稚園に応募することができる。
- (3)同時に複数の幼稚園及びこども園に応募することはできない。

### 4 入園願・給付認定申請書の配布及び入園説明会

#### (1)配布及び入園説明会日時

##### 【入園願・給付認定申請書の配布】

令和5年10月18日(水)及び10月19日(木)  
各日とも午前9時30分から午後4時まで

##### 【入園説明会】

令和5年10月18日(水)及び10月19日(木)  
各日とも午前9時30分から午後4時の間(各園による)

#### (2)配布及び入園説明会場所

各幼稚園

※説明会への参加を希望しない方は応募手続きに必要な書類を市のホームページよりダウンロードも可能

#### (3)配布及び入園説明会対象者

原則として、当該幼稚園への応募予定者

### 5 入園願及び給付認定申請書の受付

#### (1)受付日時

令和5年11月2日(木)  
午後1時から午後4時まで

(2) 提出先

応募する各幼稚園

(3) 提出書類および提示物

ア 提出書類 ・入園願 1通

・給付認定申請書1号用

・給付認定申請書新2号用または1号兼新2号用(※要件がある方のみ)

・給付認定に係る必要書類一式

イ 提示物 ・本人及び保護者が、現在市内に居住していることを確認できるもの(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの(家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等については、住所変更後に提示すること。)

6 応募者数の公表

(1) 公表日時

令和5年11月6日(月) 午前9時過ぎ

(2) 公表場所

各幼稚園

市のホームページに掲載

(3) 公表内容

各幼稚園及びこども園における園ごとの応募者数

7 入園候補者の決定方法

(1) 応募者数が募集人員以下の場合は、応募者全員を入園候補者とする。

(2) 応募者数が募集人員を超える場合は、公開抽選を実施し、入園候補者を決定する。

(3) 前号の場合において、多胎児については、1件の応募として抽選を行う。

(4) 公開抽選となる場合でも、次のア、イの応募者は入園候補者とする。

ア 応募する園に兄弟が令和5年度から在園し、かつ、令和6年度も引き続き在園する弟妹。

イ 同一幼稚園に兄弟で応募し、そのうち一人が入園候補者となった場合の残りの応募者。

(5) 抽選は次の方法で行う。

ア 抽選は、適正且つ公正なくじを園で作成し、こども保育課立ち合いのもと、保護者がくじを引く。

イ くじは二回実施する。一回目は抽選順を決める予備抽選、二回目は当選者を決める本抽選とする。

ウ 両学年共行う場合は、年長、年少の順で行う。

エ 抽選にもれた応募者は、希望により補欠登録を行う。補欠登録を希望する応募者が複数いる場合は、登録順を決める抽選を行う。

## 8 公開抽選の実施等

### (1)実施日

令和5年11月7日(火) 午後3時

### (2)実施場所

当該幼稚園

### (3)補欠の登録

欠員が生じて追加募集を行う場合に、入園候補者とならなかった者で補欠の登録をしたものを、優先して当該幼稚園の入園を許可することができる。

## 9 応募変更の受付

### (1)受付対象者

応募した幼稚園で入園候補者とならなかった者

### (2)受付日時

令和5年11月8日(水)

午前10時から11時30分まで

### (3)応募変更の受付幼稚園及び受付場所

入園候補者数が募集人員に満たない幼稚園及びこども園(園区は定めない)

11月7日時点では募集人員を満たしていなかったが、応募変更により、募集人員を超えてしまった場合は、応募変更者のみで抽選を行う。

実施日11月9日(木) 午後3時

抽選方法は7(5)に準じる。

### (4)提出書類及び提示物

ア 提出書類 入園候補者とならなかった幼稚園から返却された入園願・給付認定申請書【1号用・新2号用または1号兼新2号用(要件のある方のみ)】・給付認定に係る必要書類一式(あて名の園名を二重線で訂正)

イ 提示物 「5 入園願及び給付認定申請書の受付」の(3)のイと同様

## 10 面接の実施(入園選考)

### (1)実施対象者

入園候補者及び応募変更の受付を済ませた者及びその保護者

### (2)実施日時

令和5年11月13日(月)及び14日(火)

両日とも午後1時から午後4時までを原則とする。

### (3)実施場所

応募した幼稚園

(4)その他

入園候補者の状況に応じて再面接を行う場合がある。

11 入園許可書の交付

(1)交付日時

令和5年12月18日(月)

午後2時15分から午後4時30分まで

(2)交付場所

応募した幼稚園

(3)交付書類

・入園許可書1通

※1号の支給認定証・給付認定通知書も同日に配布予定

新2号の給付認定通知書は後日各家庭へ郵送予定

12 追加募集

入園許可者数が募集人員に満たない場合は、当該幼稚園において、随時、入園願の受付及び面接を行う。

別表1 令和6年度習志野市立幼稚園定員・募集人員について

園名	総定員	募集人員	
		2年保育の4歳児	1年保育の5歳児 (現4歳児人数)
谷津幼稚園	210人	105人	84人(21人)
津田沼幼稚園	210人	105人	98人(7人)
屋敷幼稚園	210人	105人	98人(7人)
藤崎幼稚園	140人	30人 <sup>※1</sup> (60人までは弾力的に対応)	64人(6人)
大久保東幼稚園 <sup>※3</sup>	210人 <sup>※2</sup>	105人 <sup>※2</sup>	105人 <sup>※2</sup>
合計	980人	450人	449人(41人)

○ 1年保育(5歳児)園児数は、令和5年7月31日現在の4歳児園児数を基に算出している。園児の転出入により、募集人員の変動あり。

※1 藤崎幼稚園は、令和7年4月より(仮称)藤崎こども園に移行予定であるため、4歳児はこども園の募集人員に応じた人数となる。

※2 大久保第二保育所(3～5歳児)の代替施設としての利用が、令和5年度末にて終了のため、大久保東幼稚園の募集人員を定員に戻す。

※3 大久保東幼稚園は、令和7年3月31日をもって閉園し、令和7年4月より大久保こども園に統合する予定である。

【参考】・令和6年度習志野市立こども園(短時間児)募集及び定員については別途市長が定める。

・手続きや日程等は市立幼稚園と同様に行う。

園名	定員 (短時間児)	募集人員		
		3年保育 の3歳児	2年保育の4歳児 (現3歳児人数)	1年保育の5歳児 (現4歳児人数)
東習志野こども園	140人	20人	41人(19人)	40人(20人)
杉の子こども園	130人	20人	35人(20人)	39人(16人)
袖ヶ浦こども園	142人	22人	38人(22人)	39人(21人)
大久保こども園	80人	20人	10人(20人)	8人(22人)
新習志野こども園	60人	20人	11人(9人)	2人(18人)
(仮称)向山こども園	90人	20人	30人 (60人までは弾力的に対応)	25人(5人) (60人までは弾力的に対応)
合計	642人	122人	165人(90人)	153人(102人)

別表2 市立幼稚園・こども園の所在地・園区等一覧

令和6年度

地域	園名	所在地	電話番号	園区
A	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	476-0522	谷津1丁目・2丁目3番～23番・3丁目～7丁目、奏の杜1～3丁目、谷津町1丁目(国道14号線以北の地域)・4丁目、津田沼1丁目～5丁目・6丁目4番～14番・7丁目3番～17番、藤崎1丁目～4丁目・5丁目1番、6番、7番、9番～11番・7丁目、鷺沼2丁目13番～19番、鷺沼台1丁目・2丁目
	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	453-8677	
	(仮称)向山 こども園	谷津 2-16 (向山小学校敷地内)	451-1919	
	藤崎幼稚園	藤崎 4-12-1	477-3686	
B	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	475-9531	大久保の全域、本大久保の全域、藤崎5丁目2番～5番、8番、12番～15番・6丁目、泉町の全域、実籾の全域、実籾本郷の全域、新米の全域、東習志野の全域、花咲の全域、屋敷の全域、鷺沼台3丁目・4丁目
	大久保東 幼稚園	大久保 2-12-1	476-6148	
	大久保こども園	泉町 3-2-1	472-0015	
	杉の子こども園	本大久保 2-3-15	472-4255	
	東習志野 こども園	東習志野 3-4-1	477-0115	
C	新習志野 こども園	香澄 4-6-1	451-6299	袖ヶ浦の全域、津田沼6丁目1番～3番・7丁目1番、2番、18番、谷津2丁目1番、2番、谷津町1丁目(国道14号線以南の地域)、鷺沼1丁目・2丁目1番～12番・3丁目～5丁目、秋津の全域、茜浜の全域、香澄の全域、芝園の全域
	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3	454-6318	

[弾力化区域について]

- 藤崎7丁目 鷺沼2丁目13番～19番 鷺沼台1丁目・2丁目  
※これらの弾力化区域はBの園区に通園することができる。
- 大久保1丁目・3丁目 本大久保1丁目6番～12番 泉町1丁目1番  
藤崎5丁目2番～5番・8番・12番～15番・6丁目  
※これらの弾力化区域はAの園区に通園することができる。

[特別措置]

○Aの園区については、五中学区内に市立こども園が整備されていないことから、整備されるまでの間、全てのこども園を選択可能とする。

協議第1号

習志野高校応援基金条例の制定について

習志野高校応援基金条例の制定について、別紙のとおり協議する。

令和5年8月23日協議

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆



## 習志野高校応援基金条例

### (設置)

第1条 習志野市立習志野高等学校(以下「習志野高校」という。)を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として当該学校の持続可能で充実した学校運営の推進を図るため、習志野高校応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、基金への積立てを主旨とした習志野高校の学校運営の推進に係る寄附金を含め、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

### (基金の用途)

第3条 基金は、習志野高校の運営及び施設の整備に要する経費の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (習志野市まちづくり応援寄附条例の一部改正)

2 習志野市まちづくり応援寄附条例(平成20年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金の項の次に次のように加える。

習志野高校応援基金	習志野市立習志野高等学校の運営及び施設の整備に係る事業
-----------	-----------------------------